

**第7期志摩市障がい福祉計画
第3期志摩市障がい児福祉計画
第2期志摩市障がい者(児)計画
【中間見直し】**



**令和6年3月
志 摩 市**

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画の背景と趣旨	1
2 障がい者制度の変遷	2
3 障害者基本計画と障害福祉計画、障害児福祉計画の関係	4
4 計画の位置づけ	5
5 計画の期間	6
6 SDGs との関連	7
7 策定の体制	9

第2章 障がいのある人を取り巻く現状 11

1 障がいのある人をめぐる動向	11
2 アンケート調査結果からみる現状	20

第3章 計画の基本的な考え方 37

1 計画の基本理念	37
2 計画の基本方針	37
3 施策の体系	38

第4章 障がい者計画・障がい児計画 39

1 差別の解消及び権利擁護の推進	39
2 情報のバリアフリー化と意思疎通支援の充実	44
3 社会参加と自己実現を支援する地域づくり	47
4 地域生活を支える体制づくり	51
5 安全で安心して暮らせる福祉のまちづくり	58
6 障がいのある子どもに対する福祉と教育の充実	63

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 71

〔第7期志摩市障がい福祉計画〕

1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標	71
2 障害福祉サービス等の利用実績と利用見込み	75
3 地域生活支援事業の実施実績と実施目標	85

〔第3期志摩市障がい児福祉計画〕

1 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標	98
2 障害児通所支援等の利用実績と利用見込み	99

<u>第6章 計画の推進体制</u>	103
<u>1 計画の推進体制</u>	103
<u>2 計画推進のための協働体制図</u>	104
<u>参考資料</u>	105
<u>1 志摩市障害者施策推進協議会条例</u>	105
<u>2 志摩市障害福祉計画策定委員会設置要綱</u>	107
<u>3 関係委員等名簿</u>	109
<u>4 計画策定経過</u>	110
<u>5 用語の解説</u>	111

第1章 計画策定にあたって

1 計画の背景と趣旨

本市では、令和3年3月に「第2期志摩市障がい者（児）計画・第6期志摩市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、「支え合う顔がみえるまち 志摩市」を基本理念として、障がい福祉にかかる施策を一体的かつ計画的に推進してきました。

この間、国においては、平成30年以降、障害者総合支援法や児童福祉法、障害者雇用促進法、障害者差別解消法を改正する一方、令和元年には、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）、令和3年には、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、令和4年には、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を施行し、障がい者施策の充実と多様化が進んでいます。

このような中、「第6期志摩市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の計画期間が令和5年度で終了することから、国の「障害者基本計画（第5次）」（令和5年3月策定）、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和5年5月19日告示）など、関連する計画や法令との整合、障がいのある人とその家族が抱えるニーズなどを踏まえ、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。



しまこさん福福まつり

2 障がい者制度の変遷

年	法律・条約	内容
平成24年	障害者虐待防止法施行	障がいのある人の虐待の防止に係る国等の責務、早期発見の努力義務が規定されました。
	改正児童福祉法施行	障がい種別等に分かれていた障害児施設の一元化が成されました。また、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援が創設されました。
平成25年	障害者総合支援法施行	障害者自立支援法を改称したもので、「障害者基本法の一部改正」を踏まえた基本理念や障がいのある人の範囲の拡大、障害支援区分の創設等が規定されました。
	障害者優先調達推進法施行	公共機関の物品やサービスの調達について、障害者就労施設等からの優先的・積極的な調達推進を図ることが定められました。
平成26年	障害者権利条約批准	障がいのある人に関する初めての国際条約であり、差別や合理的配慮の否定が禁止されています。（平成26年2月19日から）
平成27年	難病の患者に対する医療等に関する法律施行	原因不明で、効果的な治療法がない難病患者の医療費助成の対象が拡大されました。
平成28年	障害者差別解消法施行	障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮は、行政機関では「義務」、民間の事業所では「努力義務」とされました。
	改正障害者雇用促進法施行	平成28年4月から、法定雇用率が民間企業では2.2%、国・地方公共団体等では2.5%、都道府県等の教育委員会では2.4%へ引き上げられました。
平成29年	改正社会福祉法施行	「我が事・丸ごと」の地域福祉の理念が規定され、地域福祉計画が福祉分野の上位計画に位置付けられました。
平成30年	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行	障がいのある人の望む地域生活支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等が定められました。

年	法律・条約	内容
令和元年	改正障害者雇用促進法施行	令和3年3月から、法定雇用率が民間企業では2.3%、国・地方公共団体等では2.6%、都道府県等の教育委員会では2.5%へ引き上げられました。また、対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がりました。（45.5人以上から変更）
	読書バリアフリー法施行	障がいの有無にかかわらず、全ての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするため、様々な障がいのある方が、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるようにすることを目指して制定されました。
令和3年	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律施行	医療的ケア児（恒常的に、人工呼吸器による呼吸管理やたん吸引等が必要な障がい児）とその家族が、個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるよう、保育や教育の拡充等のほか、医療的ケア児支援センターの指定等について定めています。
令和4年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行	障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として制定されました。
令和6年	改正障害者差別解消法施行	これまで民間の事業所では「努力義務」とされていた合理的配慮が、行政機関と同様に「義務」となります。
	障害者総合支援法等の一部を改正する法律施行	障がい者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指し、障がい者や難病患者等の地域生活や就労の支援の強化等が行われます。
	改正児童福祉法施行	児童虐待の相談対応件数の増加等、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が行われます。

3 障害者基本計画と障害福祉計画、障害児福祉計画の関係

障害者基本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」として、障害者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画です。

障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画です。また、障害児福祉計画は、平成 28 年 6 月に児童福祉法が改正され、新たに規定されたものであり、障がい児通所支援や障がい児相談支援の必要なサービス量の見込みを示すなど、障がい児支援の提供体制を確保するための方策を明らかにするための計画です。なお、障害児福祉計画は障害福祉計画とその内容について、関係性が高いことから一体のものとして作成することができることとなっています。

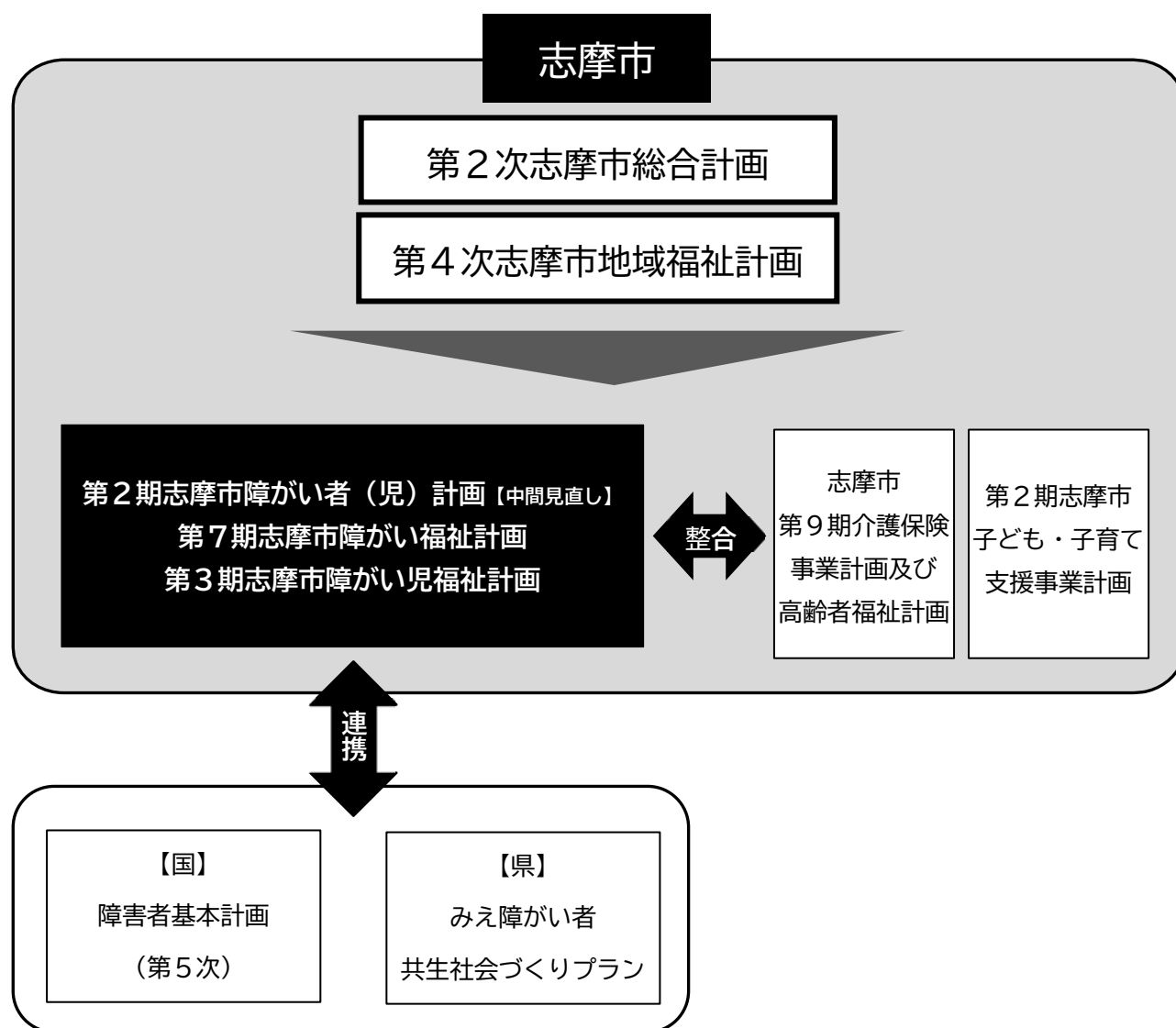
策定にあたっては、国の定める基本指針に即することが規定されており、本市の実情を反映した計画として策定します。

■障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画について

項目	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
名称	第 2 期志摩市 障がい者（児）計画	第 7 期志摩市 障がい福祉計画	第 3 期志摩市 障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第 11 条第 3 項)	障害者総合支援法 (第 88 条第 1 項)	児童福祉法 (第 33 条の 20 第 1 項)
性格	障がい者施策に関する 基本的な事項を定める 中長期の計画 (基本計画的)	障がい福祉サービス、 地域生活支援事業の見 込量と提供体制を確保 するための計画 (実施計画的)	児童福祉法に基づくサ ービスの見込量と提供 体制を確保するための 計画（実施計画的）
計画期間	令和 3 年度から 令和 8 年度まで	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	令和 6 年度から 令和 8 年度まで

4 計画の位置づけ

本計画は、国の「障害者基本計画（第5次）」及び県の「みえ障がい者共生社会づくりプラン」、本市の「第2次志摩市総合計画」、「第4次志摩市地域福祉計画」を上位計画とし、本市の他の福祉関連計画（「志摩市第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」「第2期志摩市子ども・子育て支援事業計画」）との整合性を踏まえ、策定しています。



5 計画の期間

第7期志摩市障がい福祉計画及び第3期志摩市障がい児福祉計画の期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

第2期志摩市障がい者（児）計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

また、国等の動向を踏まえ、期間中の見直し等に柔軟に対応できるようにします。

令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度
第2期志摩市総合計画 後期基本計画					第3期志摩市総合計画 前期基本計画				
第2期志摩市障がい者（児）計画					第3期志摩市障がい者（児）計画				
第6期			第7期 志摩市障がい福祉計画		第8期 志摩市障がい福祉計画			第9期	
第2期			第3期 志摩市障がい児福祉計画		第4期 志摩市障がい児福祉計画			第5期	

6 SDGs との関連

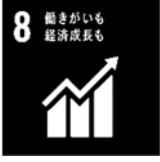
SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

2015 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられ、2030 年を達成年限とし、17 のゴール (目標) と 169 のターゲット (達成基準) から構成されています。



(国際連合広報センターホームページより)

本計画と関連するゴール（目標）は以下のとおりです。

ゴール (目標)	内 容
 1 貧困をなくそう	<u>貧困をなくそう</u> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
 3 すべての人に健康と福祉を	<u>すべての人に健康と福祉を</u> あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
 4 質の高い教育をみんなに	<u>質の高い教育をみんなに</u> 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
 8 働きがいも経済成長も	<u>働きがいも経済成長も</u> 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
 10 人や国の不平等をなくそう	<u>人や国の不平等をなくそう</u> 各国内及び各国間の不平等を是正する
 11 住み続けられるまちづくりを	<u>住み続けられるまちづくりを</u> 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 16 平和と公正をすべての人に	<u>平和と公正をすべての人に</u> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	<u>パートナーシップで目標を達成しよう</u> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典：地方創生SDGsローカル指標リスト（2022年9月改定版）（内閣府）

7 策定の体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、障害者手帳所持者、障がい児及び障がい児の保護者を対象とし、障がいのある人との関わりや福祉サービスの利用状況や利用意向等、要望・意見などを把握することを目的に、「障がいのある人の福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

調査の概要

■調査の対象

市内在住の障害者手帳所持者（令和5年7月1日現在）

市内在住の障がい児及び障がい児の保護者（令和5年7月1日現在）

■調査期間

令和5年7月28日（金）～令和5年8月18日（金）

■回収状況

対象	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
障害者手帳所持者	600 件	226 件	37.7%
障がい児及び障がい児の保護者	82 件	40 件	48.8%

障がいのある方の福祉に関する
アンケート調査票

みなさまへはご迷惑から特許を致すことになりたく、ありがとうございます。

志摩市では、「障がい者支援計画」「障がい児支援計画」「障がい児の福祉に関する計画」の策定にあたり、「障がい者支援計画」の策定を進めています。このアンケートは、みなさまの生活や福祉サービスの利用状況及びご意見をお伺いし、計画策定の基礎資料とすること、また今後本市が「障がい者支援計画」にあるべき事業とさせていただきます。

ご協力をお願いいたします。より多くのみなさまにご協力をお願いいたします。

ご協力いただいた方には、抽選で1名の方に「障がい者支援計画」の策定に関する資料を差し上げます。

プライバシーに配慮いたしますので、可能な範囲で回答いただきますようお願いいたします。

令和5年7月 志摩市

＜回答の仕方＞

1. このアンケートは、令和5年7月1日現在、障害者手帳を所持している方のみを対象とし、無条件で回答していただくようお願いいたします。

2. このアンケートには、回答者名を記入する必要はありません。

3. 回答する際には、必ず「本人」が記入してください。ただし、障がい児の状況や年齢などによって、ご本人が記入できない場合は、ご家族やご近所の方、ご本人の同意を得た上で、代わりにご記入をお願いいたします。ご記入の際は、ご本人の同意を得たことを必ずご記入ください。

4. 回答が「本人」でない限り、おてはまる欄に○を付けてください。また、記入欄には、具体的な内容をご記入ください。

■ 回答者の選定について

お申し込みいただいたアンケートは、令和5年8月18日（金曜日）までに、当市の福祉課へお送りください。お申し込みいただいたアンケートは、当市の福祉課へお送りください。

■ お問い合わせ先

志摩市役所 福祉課 障がい者支援課

〒505-0853 志摩市 志摩市役所 福祉課 障がい者支援課

電話：0599-44-0283

ファックス：0599-44-5290

志摩市＜障がい児へのヒアリング用紙＞

障がい児の保護者様へ

お名前：_____

住所：_____

電話番号：_____

年齢：_____

性別：_____

障がい児の保護者様を担任していますか。（1つに○印）

1. 担任している → 〇 2. 担任していない → 〇

このアンケートの回答者はどなたですか。（1つに○印）

1. 本人 2. 父親 3. 母親 4. 兄弟・姉妹

5. 祖父 6. 祖母 7. その他（ ）

主な介護者はどなたですか。（1つに○印）

1. 父親 2. 母親 3. 兄弟・姉妹 4. 祖父

5. 祖母 6. その他（ ）

障がい児の支援の必要性はありますか。（1つに○印）

1. あり → 〇 2. ない → 〇

3. その他（ ）

※ 必要に応じて「障がい児の支援」に関する「意見」や「要望」を、当市の福祉課へお送りください。

お送りする障がい児の手帳はありますか。（あてはまるものを3つまでに○印）

1. 障害者手帳 2. 障害者年金 3. 障害者雇用 4. 障害者福祉 5. 障害者支援 6. 障がい児・児童福祉 7. その他（ ）

(2) 各種会議での審議

本計画の策定にあたり、「志摩市障害者施策推進協議会」及び「志摩市障害福祉計画策定委員会」で、調査実施内容や調査結果、計画内容等について検討を行いました。



志摩市障害者施策推進協議会

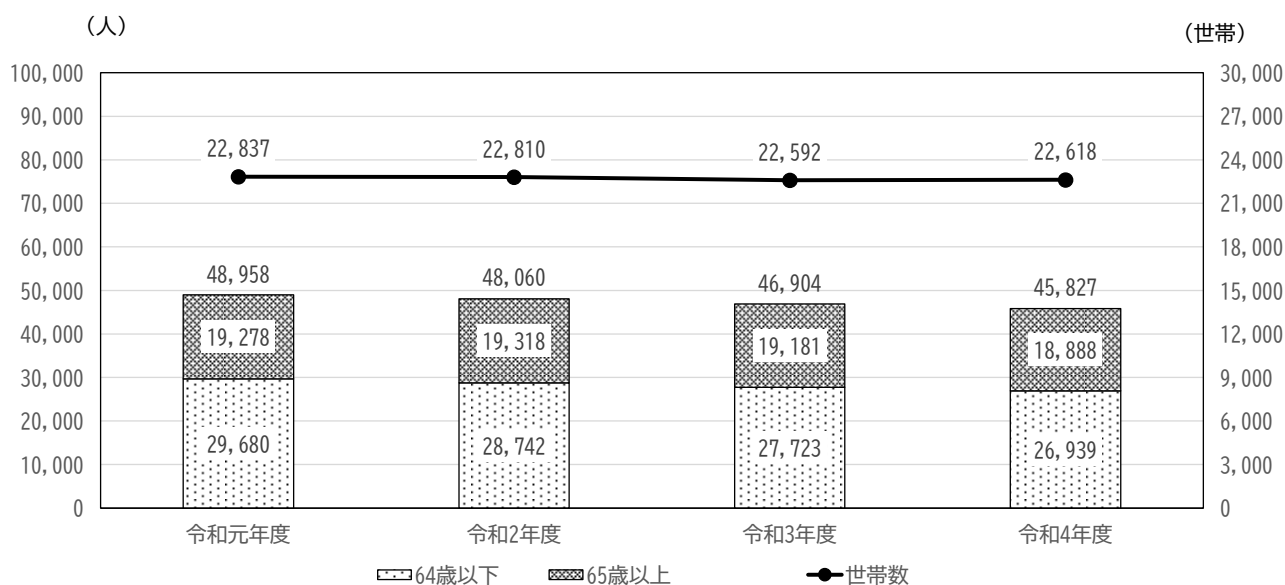
第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 障がいのある人をめぐる動向

(1) 人口・世帯の状況

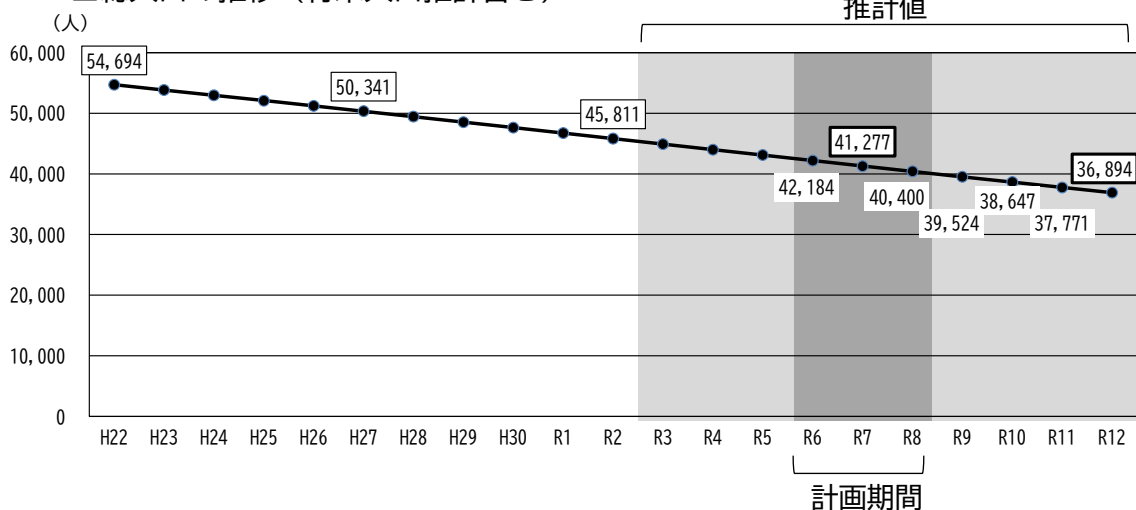
志摩市の総人口は年々減少しており、令和4年度末では 45,827 人となっています。「65 歳以上」の人口は令和2年度末をピークに、それ以降は減少傾向となっています。将来人口推計をみると、本計画の計画期間の終了年度である令和8年度には 40,400 人となる見込みです。

■年齢区分別人口



資料：住民基本台帳（各年度3月末）

■総人口の推移（将来人口推計含む）



資料：H22 年～R2 年 国勢調査

R7 年、R12 年 国立社会保障・人口問題研究所

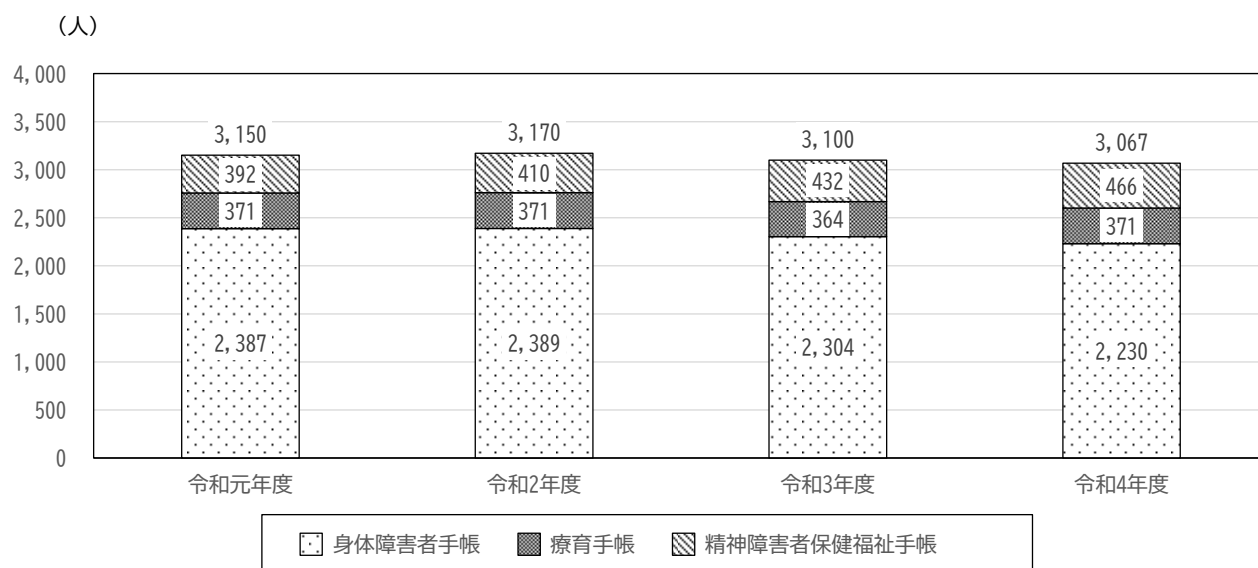
「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）R2 年、R7 年、R12 年の間は按分して試算

(2) 障がいのある人の状況

①障がいのある人・子どもの手帳所持者数の推移

手帳所持者数の合計は令和2年度末をピークに減少傾向となっています。手帳の種類別では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は年々増加しており、令和4年度では466人で、令和元年度に比べ74人、18.9%の増加となっています。「療育手帳所持者」はほぼ横ばい、「身体障害者手帳所持者」は令和2年度末をピークに減少傾向となっています。

■手帳所持者数の推移

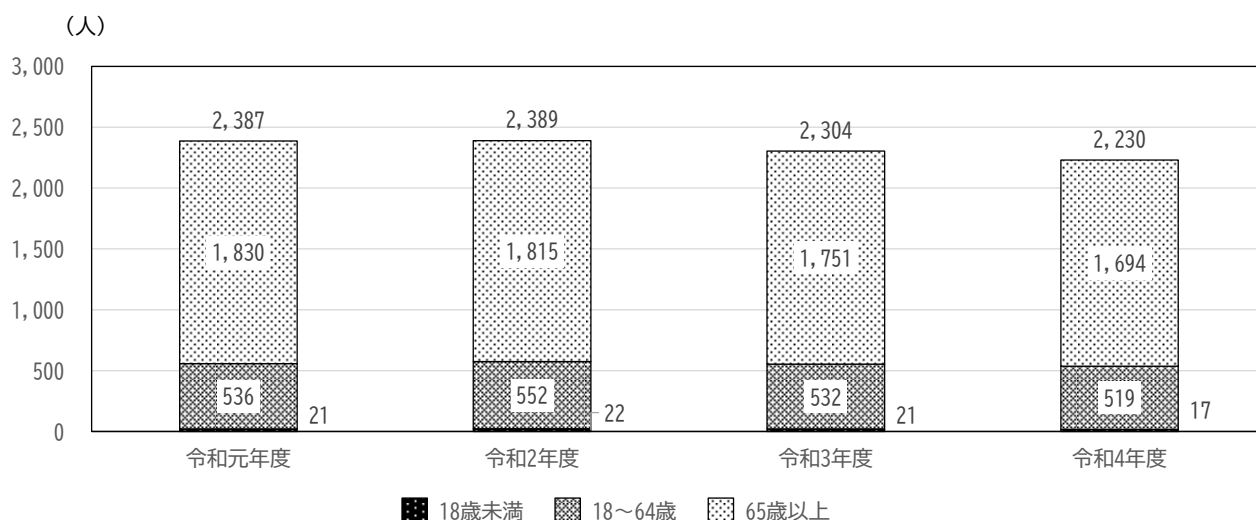


資料：地域福祉課（各年度3月末）

②身体障害者手帳所持者の推移

「18～64歳」は令和元年度から令和2年度にかけて増加しましたが、それ以降は減少しており、他の年代では年々減少しています。

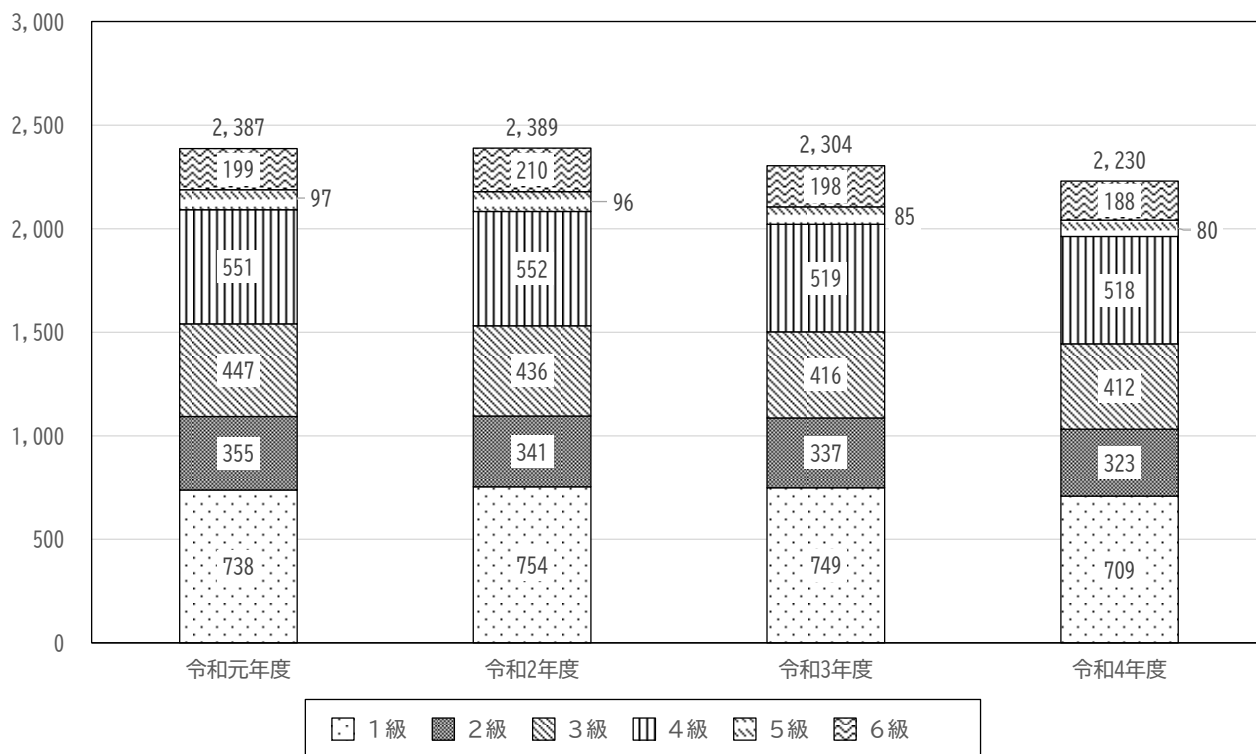
■身体障害者手帳所持者数の推移



資料：地域福祉課（各年度3月末）

いずれの年も「1級」が最も多く、次いで「4級」「3級」「2級」「6級」「5級」の順となっています。「1級」の手帳所持者数は、令和2年度をピークに減少傾向となっています。

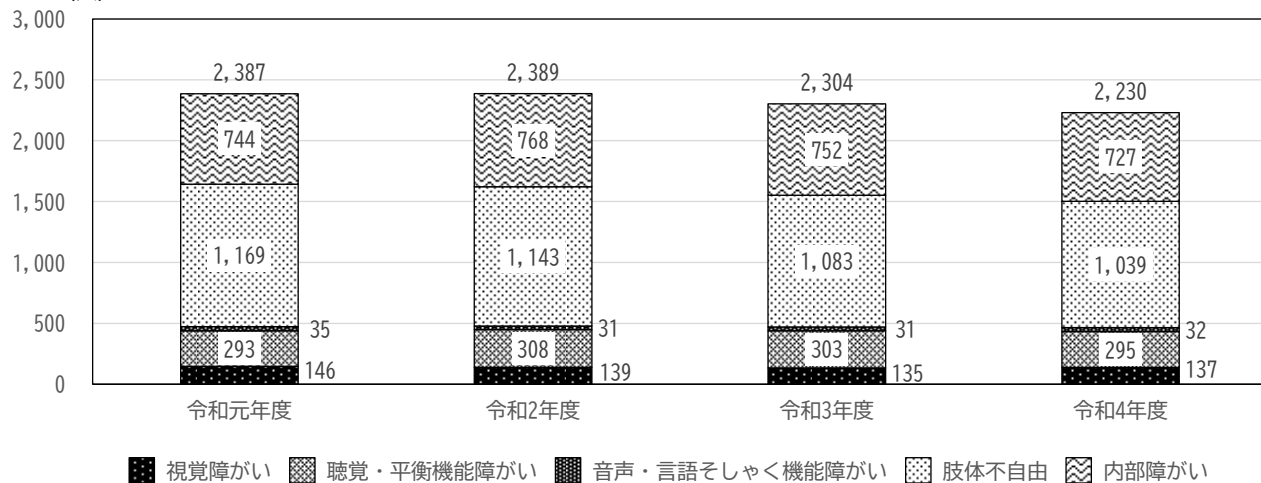
■身体障害者手帳所持者数の推移（障がいの等級別）
（人）



資料：地域福祉課（各年度3月末）

いずれの年も「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」の順となっています。いずれの障がい種別においても、令和4年度の数値は、令和元年度以降で最も多かった数値から減少しています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（障がいの種類別）
（人）

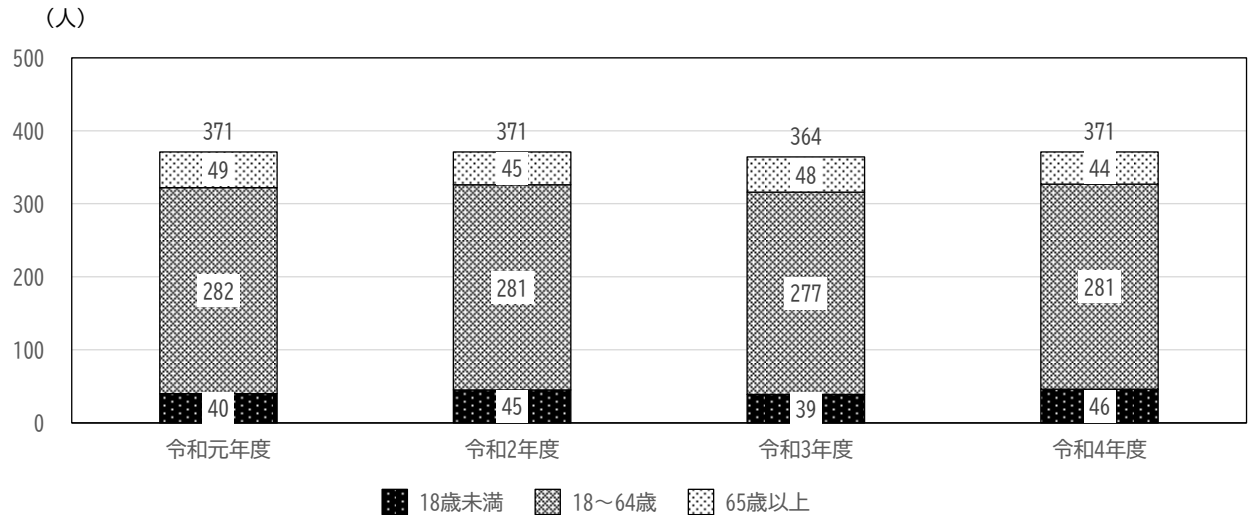


資料：地域福祉課（各年度3月末）

③療育手帳所持者の推移

いずれの年齢区分も横ばいに推移しており、令和4年度では、「18歳未満」で46人、「18～64歳」で281人、「65歳以上」で44人となっています。

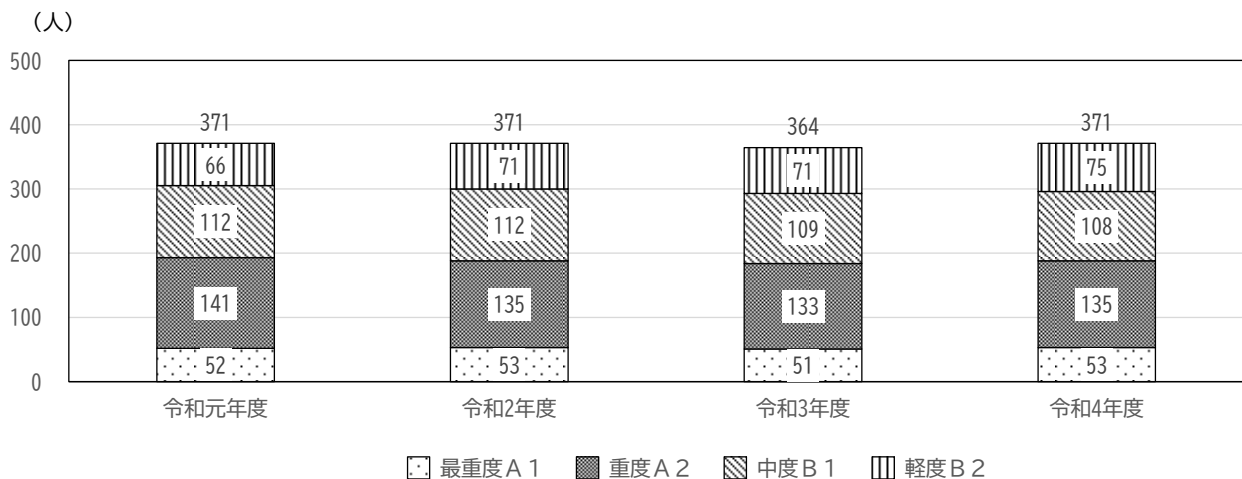
■療育手帳所持者数の推移（年齢3区分別）



資料：地域福祉課（各年度3月末）

いずれの等級も横ばいに推移しており、令和4年度では「A 1（最重度）」が53人、「A 2（重度）」が135人、「B 1（中度）」が108人、「B 2（軽度）」が75人となっています。

■療育手帳所持者数の推移（障がいの等級別）

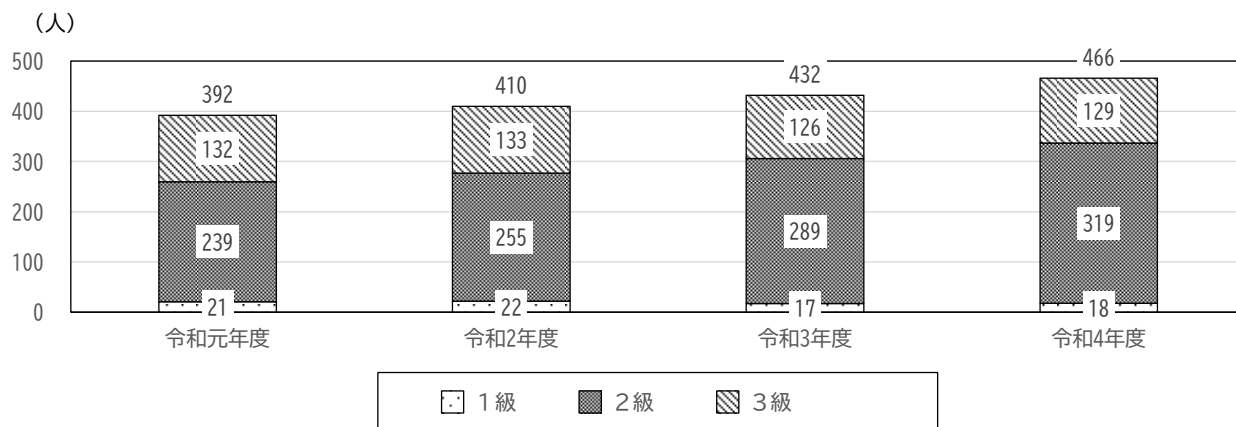


資料：地域福祉課（各年度3月末）

④精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加しており、特に「2級」は令和元年度に比べ令和4年度は80人、33.5%の増加となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

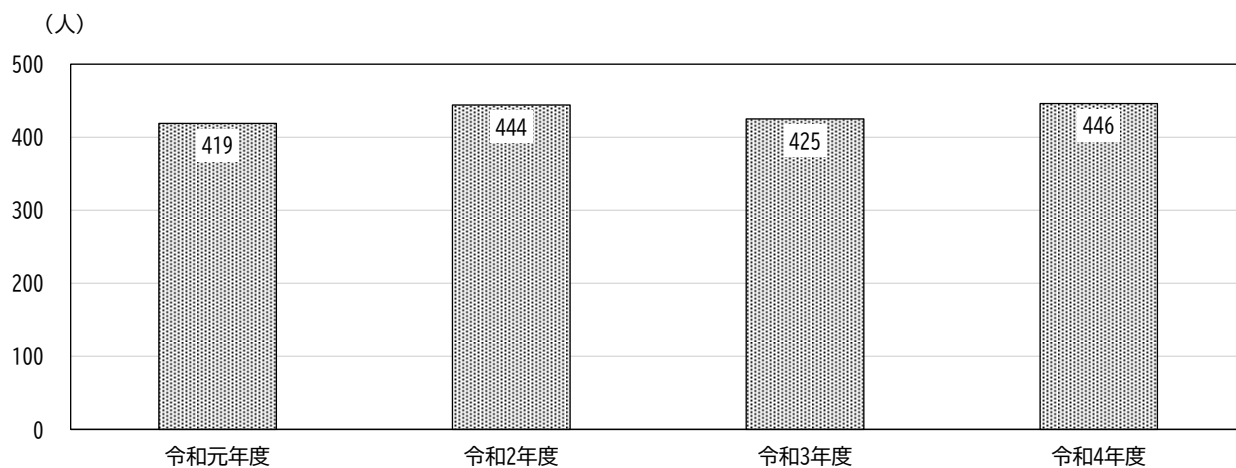


資料：地域福祉課（各年度3月末）

⑤難病患者数の推移

難病認定者数は、令和4年度では特定疾患認定者が446人となっています。

■難病患者数の推移



資料：伊勢保健所（各年度3月末）

(3) 障がいのある子どもの状況

①発達障がいの状況

発達障がいのある（または疑われる）就学前児童数は減少しており、令和5年度で62人となっています。入所児童、園児数に占める割合も低下しており、令和5年度は7.0%となっています。発達障がい児支援機能（保健・福祉・教育が連携して発達障がい児への総合的で途切れのない支援を行う機能）に関する活動数は、令和4年度で963件となっています。

■発達障がいのある（または疑われる）児童数 (人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合 計	98	82	72	62
保育所（市内の私立を含む）	70	58	50	40
幼稚園（市内の私立を含む）	28	24	19	17
認定こども園（市内の私立園を含む）	—	—	3	5
保育所・幼稚園・認定こども園への入所児童・園児数（市内の私立を含む）	1,128	1,034	956	880
入所児童・園児数に占める割合	8.7%	7.9%	7.5%	7.0%

資料：こども家庭課

■発達障がい児支援機能に関する活動数 (件)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在籍機関	保育所（市内の私立を含む）	331	244	290	55
	幼稚園（市内の私立を含む）	256	126	118	52
	認定こども園（市内の私立園を含む）	—	—	4	4
	小学校	560	497	307	130
	中学校	334	316	203	114
	高等学校・特別支援学校	70	79	41	31
計		1,151	1,262	963	386
保護者	電話相談	254	214	164	64
	面談	206	238	204	62
	家庭訪問	22	16	47	5
	同行支援	30	28	26	4
計		512	496	441	135

資料：こども家庭課

※在籍機関別の活動数については、研修会・ケース検討会・訪問・電話相談等の実施数。

※令和5年度は7月末現在

②保育所・幼稚園における状況

令和5年度に、保育所では、加配保育士の必要な児童数が5人、加配保育士1人あたりの対応児童数が1.3人となっています。幼稚園では、介助員の必要な園児数が2人、介助員1人あたりの対応園児数が2.0人となっています。認定こども園では、加配保育士の必要な児童数が1人、加配保育士1人あたりの対応児童数が1.0人となっています。

■保育所における状況

(人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入所児童数	718	677	545	502
加配保育士の必要な児童数（A）	26	17	9	5
加配保育士数（B）	17	13	8	4
加配保育士1人あたりの対応児童数（A／B）	1.5	1.3	1.1	1.3

資料：こども家庭課

※市内の私立保育所の児童数・加配保育士数を含む。

■幼稚園における状況

(人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
園児数	371	345	258	236
介助員の必要な園児数（A）	16	10	6	2
介助員数（B）	10	8	6	1
介助員1人あたりの対応園児数（A／B）	1.6	1.3	1.0	2.0

資料：こども家庭課

※市内の私立幼稚園の園児数・介助員数を含む。

■認定こども園における状況

(人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入所園児数	—	—	149	127
加配保育士の必要な園児数（A）	—	—	1	1
介助員数（B）	—	—	1	1
加配保育士1人あたりの対応児童数（A／B）	—	—	1.0	1.0

資料：こども家庭課

※市内の私立保育所の児童数・加配保育士数を含む。

③小学校・中学校における状況

小学校では、特別支援教育対象児童数はほぼ横ばいとなっています。介助員・学習支援教員 1 人あたりの対応児童数も横ばいとなっています。

中学校では生徒数が令和 3 年度をピークに年々減少しており、特別支援教育対象生徒数は令和 3 年度以降はほぼ横ばいとなっています。介助員・学習支援教員 1 人あたりの対応生徒数は、令和 5 年度では 1 人あたり 2.6 人となっています。

■小学校における状況 (人)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童数	1,799	1,736	1,690	1,609
特別支援教育対象児童数 (A)	111	117	119	114
特別支援教育対象児童の割合	6.2%	6.7%	7.0%	7.1%
介助員・学習支援教員数 (B)	41	44	43	41
介助員	38	39	33	31
学習支援教員	3	5	10	10
介助員・学習支援教員 1 人あたりの対応児童数 (A/B)	2.7	2.7	2.8	2.8

資料：学校教育課

■中学校における状況 (人)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生徒数	993	1,016	963	935
特別支援教育対象生徒数 (A)	62	54	50	54
特別支援教育対象生徒の割合	6.2%	5.3%	5.2%	5.8%
介助員・学習支援教員数 (B)	18	18	19	21
介助員	12	12	12	14
学習支援教員	6	6	7	7
介助員・学習支援教員 1 人あたりの対応生徒数 (A/B)	3.4	3.0	2.6	2.6

資料：学校教育課

④特別支援学校の在籍者数

特別支援学校の在籍者数は、小学部では令和3、4年度では1人でしたが令和5年度は3人となっています。中学部はほぼ横ばいで推移しています。高等部では、令和2年度の15人から減少傾向で推移しています。

■特別支援学校の在籍者数 (人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学部	4	1	1	3
中学部	4	8	8	6
高等部	15	14	11	10
合計	23	23	20	19

資料：地域福祉課

⑤特別支援学校卒業生の進路状況

特別支援学校高等部の卒業生の進路状況は、年度によってばらつきがあります。令和4年度卒業生では、就労系福祉事業所への通所が3人、その他の福祉事業所への通所・在宅等が2人となっています。

■特別支援学校卒業生の進路状況 (人)

区 分	進学総数	一般就職	就労系福祉 事業所通所	その他の 福祉事業所 通所・在宅等 (生活介護等)	その他	合計
令和元年度 卒業生	0	2	2	0	0	4
令和2年度 卒業生	0	0	1	3	0	4
令和3年度 卒業生	0	1	3	1	0	5
令和4年度 卒業生	0	0	3	2	0	5

資料：地域福祉課

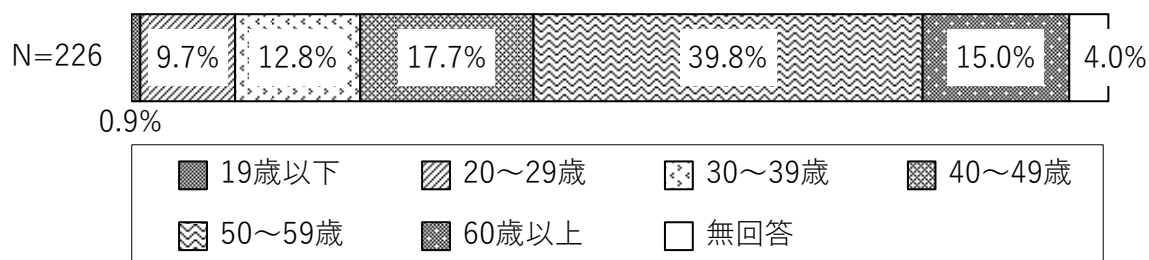
2 アンケート調査結果からみる現状

(1) アンケート調査結果

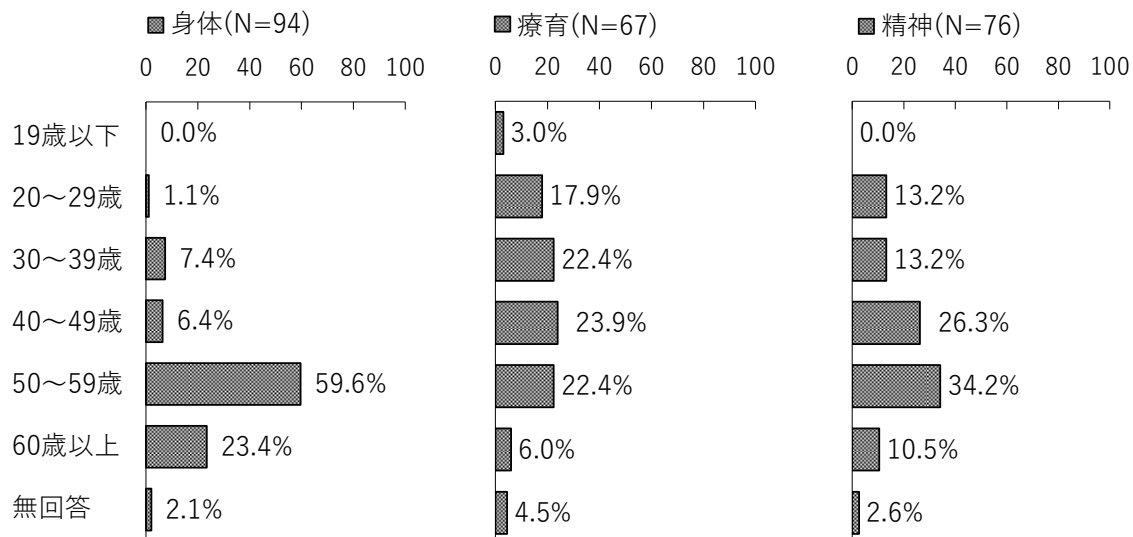
「あなた」の年齢はおいくつですか。(令和5年7月1日時点)

回答者の年齢は、「50～59歳」が39.8%で最も高く、次いで「40～49歳」が17.7%、「60歳以上」が15.0%となっています。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では「50～59歳」がそれぞれ59.6%、34.2%で最も高く、療育手帳所持者では「40～49歳」が23.9%で最も高くなっています。



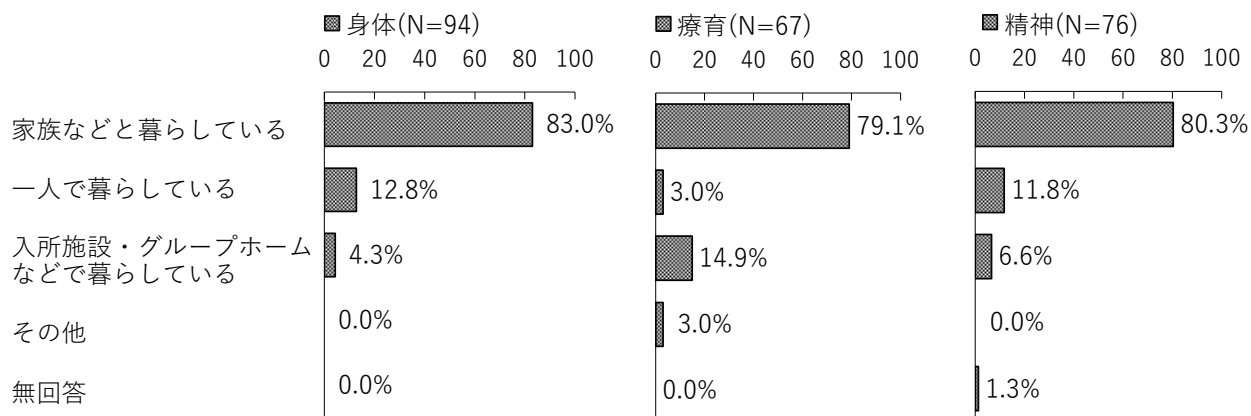
手帳の種類別集計



「あなた」は、普段どなたと一緒に暮らしていますか。

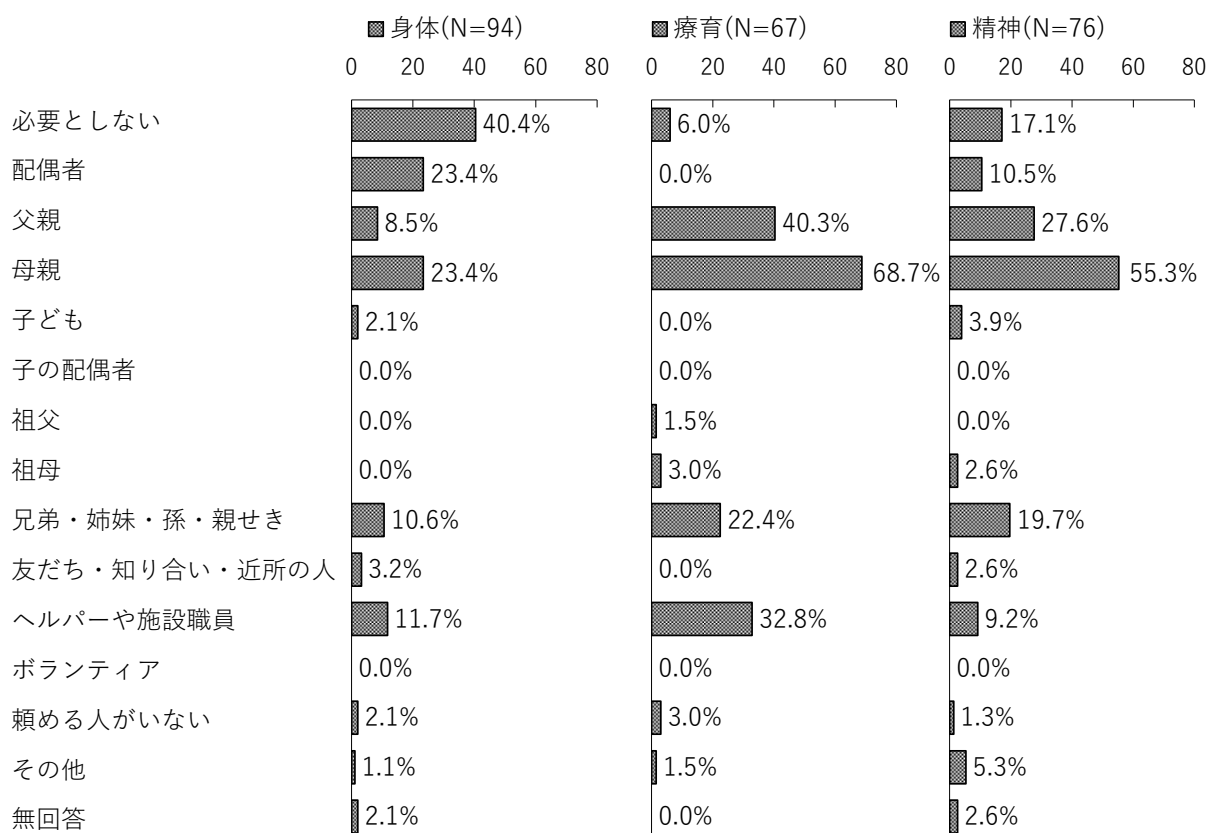
普段誰と一緒に暮らしているかについては、手帳の種類別にみると、いずれも「家族などと暮らしている」が約8割を占めています。

手帳の種類別集計



「あなた」の主な介助者（日常の生活の支援をしてくれる方）はどなたですか。

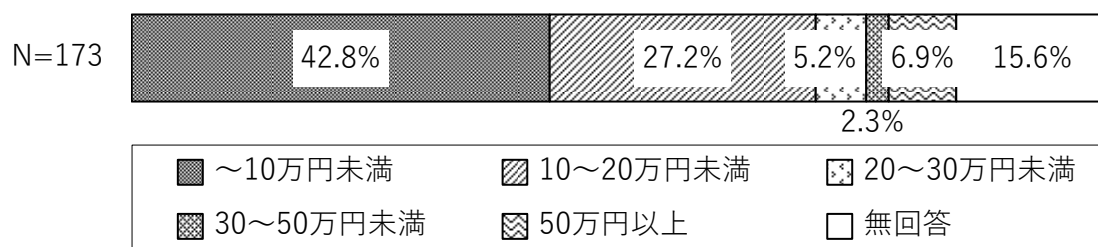
手帳の種類別集計



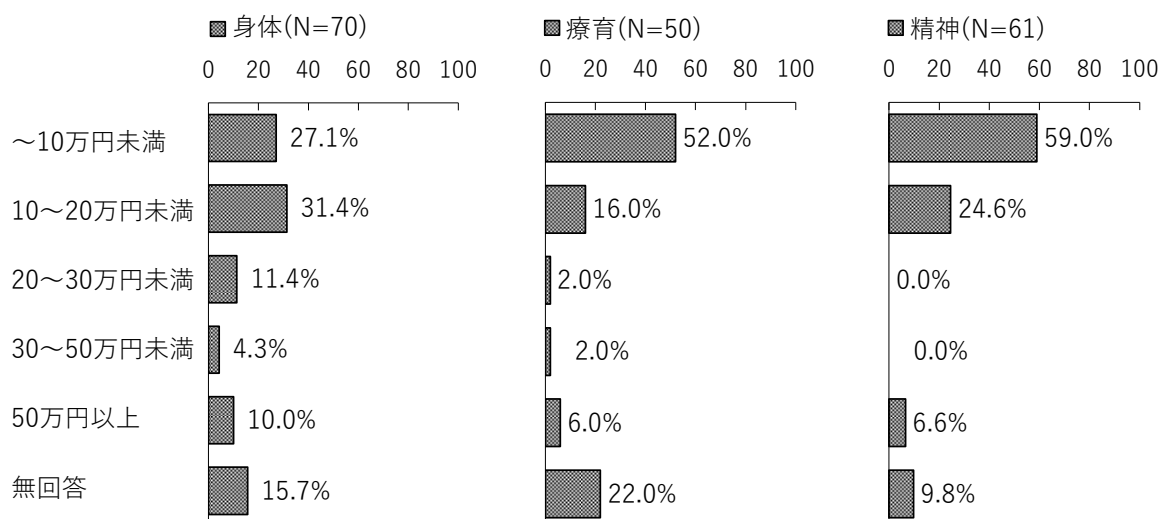
「あなた」の平均の月収の総額はいくらか教えてください。（年金や手当を含む）

平均月収については、「～10万円未満」が42.8%で最も高く、次いで「10～20万円未満」が27.2%となっています。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者では「10～20万円未満」が31.4%で最も高くなっています。一方、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では「～10万円未満」がそれぞれ52.0%、59.0%と、過半数を占めています。



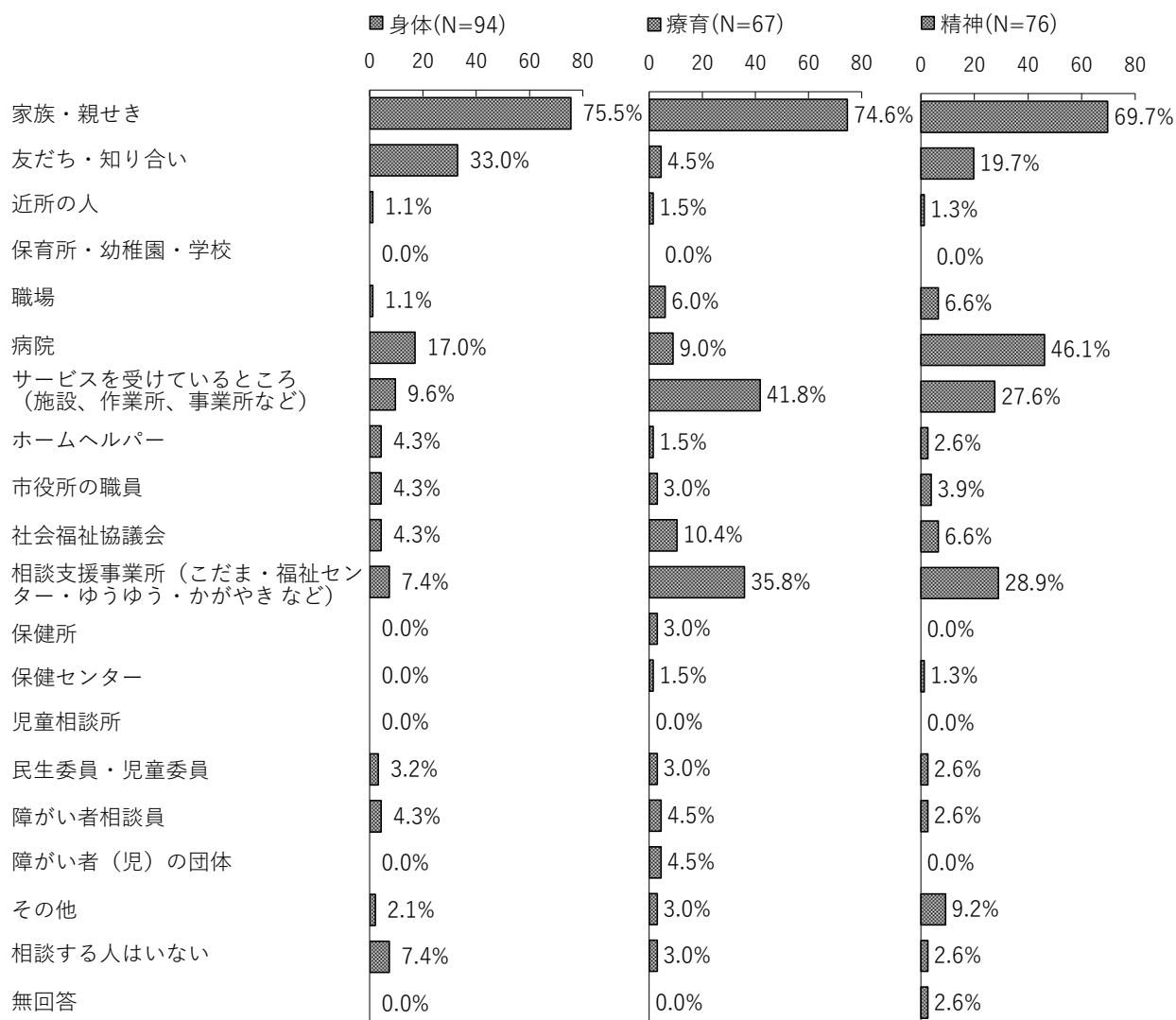
手帳の種類別集計



「あなた」が悩みや困ったことを相談するのはどなたですか。

手帳の種類別にみると、いずれの手帳所持者でも「家族・親せき」が最も高くなっています。次いで身体障害者手帳所持者では「友だち・知り合い」、療育手帳所持者では「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所など）」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「病院」となっています。

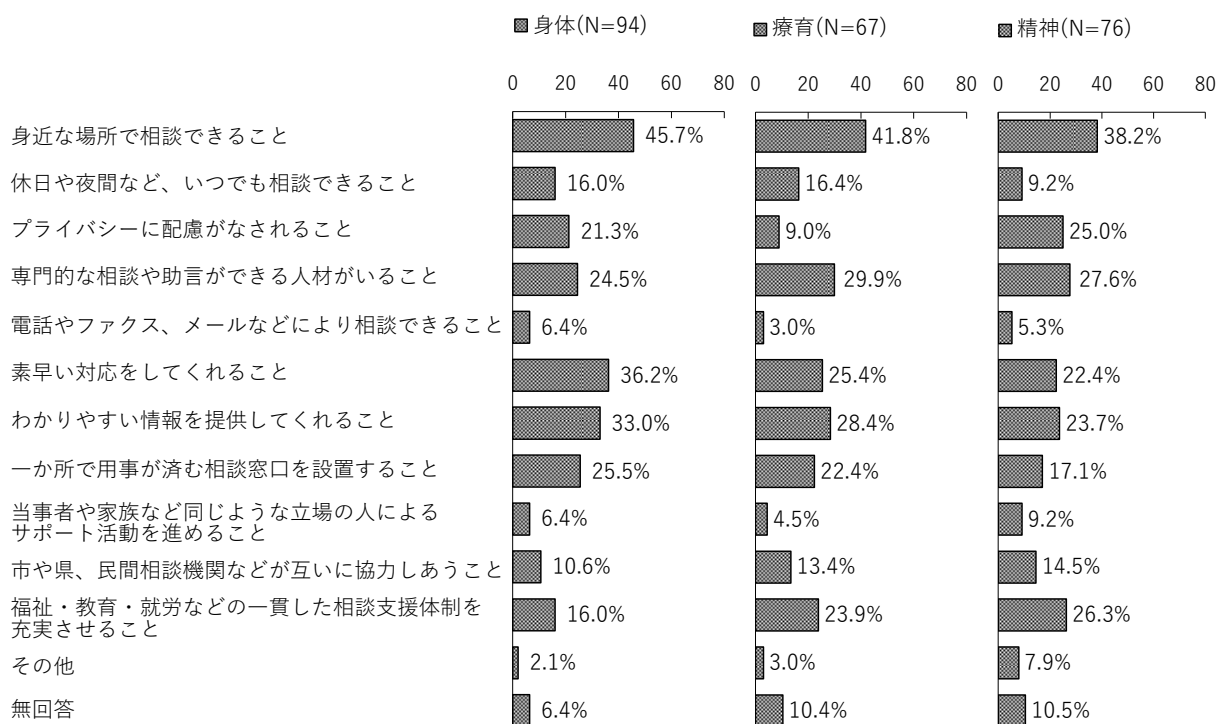
手帳の種類別集計



障がいのある人への相談支援を充実させるためには、どのようなことが必要だと思いますか。

手帳の種類別にみると、いずれの手帳所持者でも「身近な場所で相談できること」が最も高くなっています。次いで身体障害者手帳所持者では「素早い対応をしてくれること」が、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では「専門的な相談や助言ができる人材がいること」となっています。

手帳の種類別集計



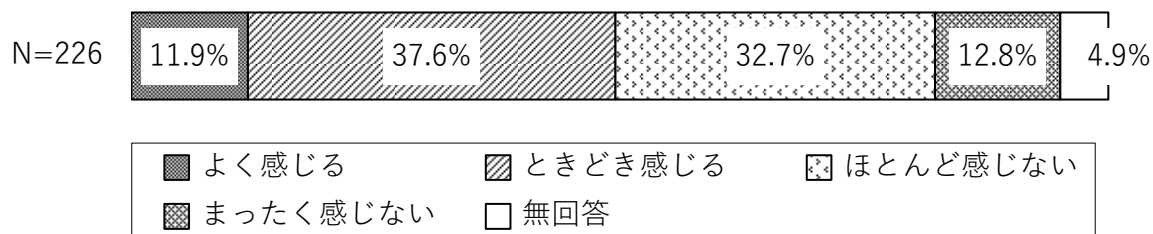
「あなた」は日常生活において、障がいがあるために差別や偏見を感じることがありますか。

日常生活で差別や偏見を感じることの有無について、「ときどき感じる」が37.6%で最も高く、次いで「ほとんど感じない」が32.7%、「まったく感じない」が12.8%となっています。

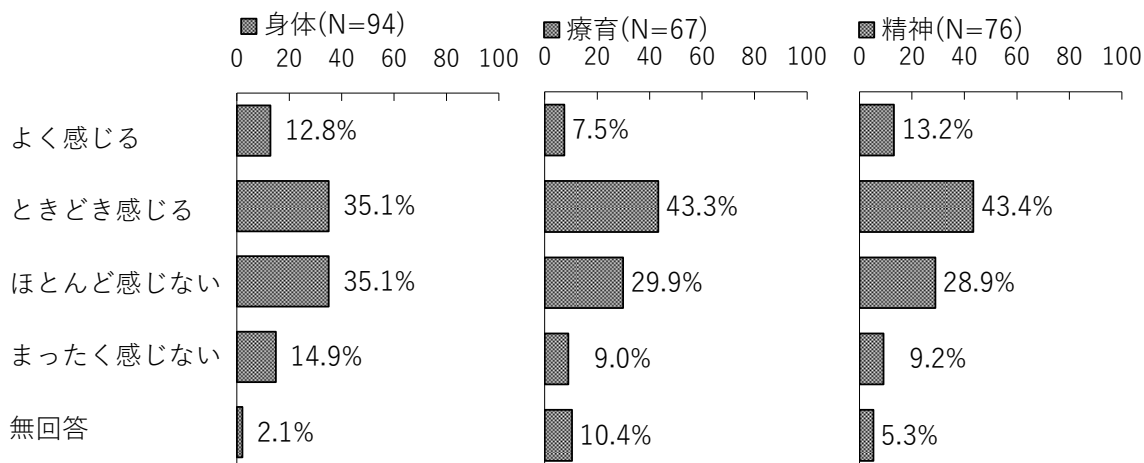
また、「よく感じる」、「ときどき感じる」を合わせた『差別や偏見を感じることもある』と回答した人は49.5%となっています。

手帳の種類別にみると、いずれの手帳所持者でも「ときどき感じる」が最も高くなっています。

また、『差別や偏見を感じることもある』と回答した人は、身体障害者手帳所持者では47.9%、療育手帳所持者では50.8%、精神障害者保健福祉手帳所持者では56.6%と、精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が最も高くなっています。



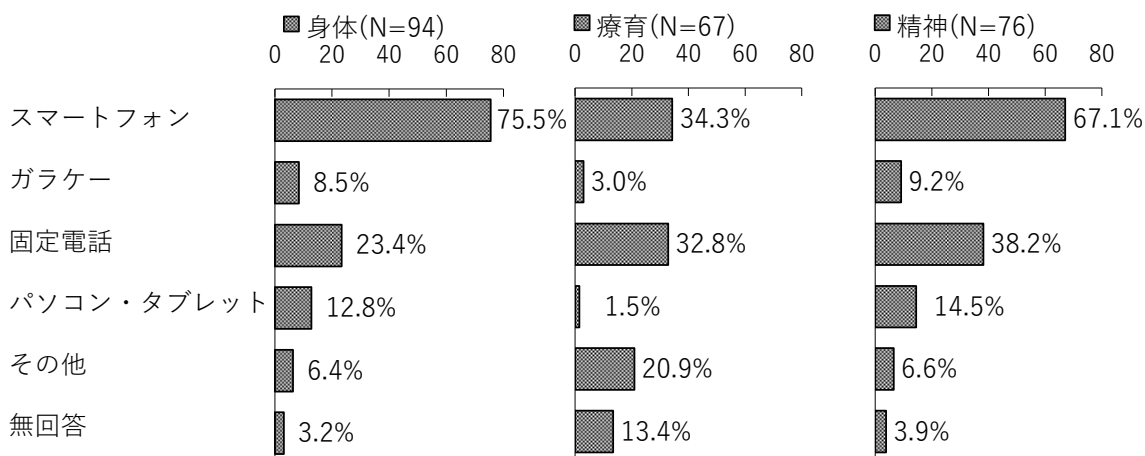
手帳の種類別集計



普段、利用している連絡手段について、何を利用していますか。

普段利用の連絡手段は、手帳の種類別にみると、いずれの手帳所持者でも「スマートフォン」が最も高く、次いで「固定電話」となっています。

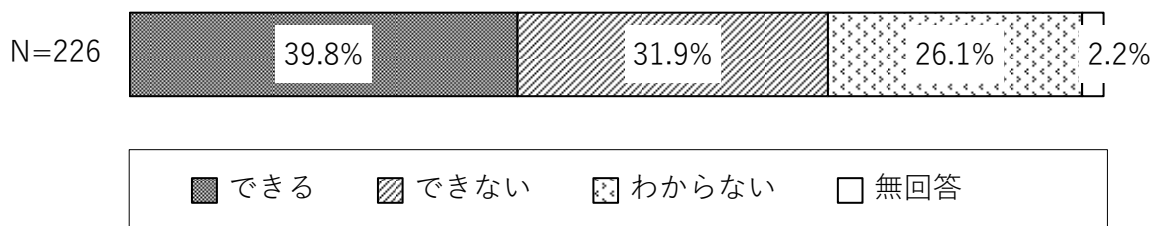
手帳の種類別集計



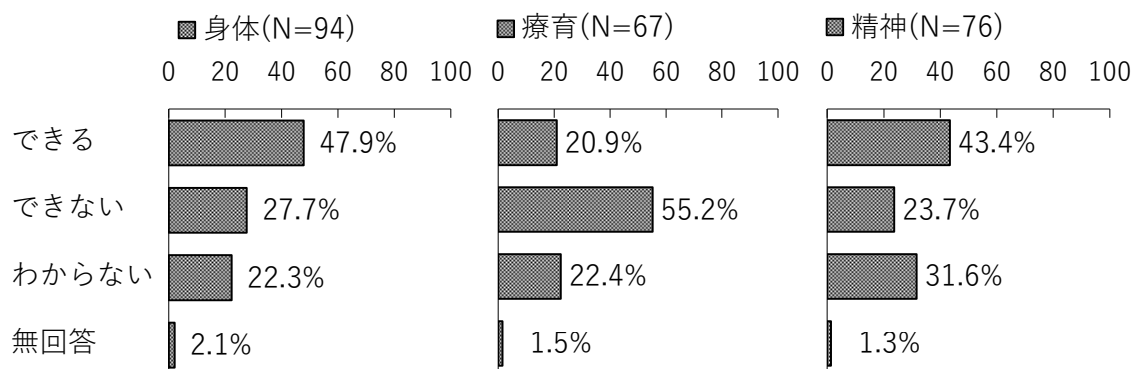
「あなた」は地震等の災害時に一人で避難できますか。

災害時に一人で避難が可能かについては、「できる」が39.8%で最も高く、次いで「できない」が31.9%、「わからない」が26.1%となっています。

手帳の種類別にみると、「できる」と回答した身体障害者手帳所持者が47.9%、精神障害者保健福祉手帳所持者が43.4%となっています。一方、療育手帳所持者では「できない」が55.2%で高い数字となっています。



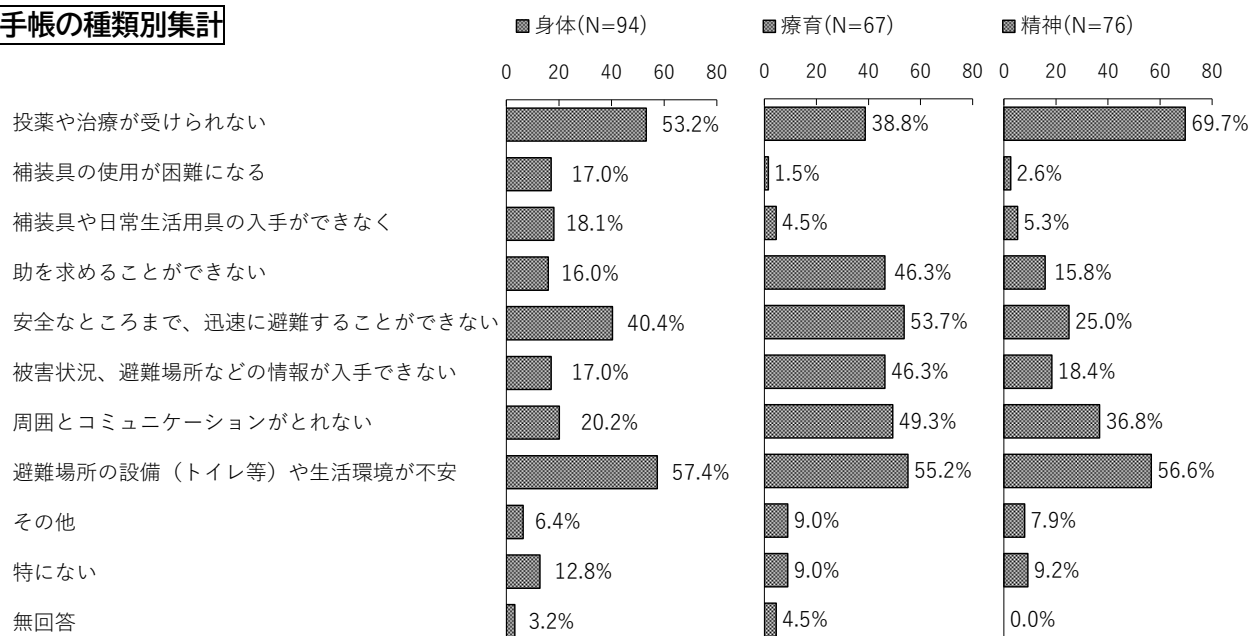
手帳の種類別集計



地震等の災害時に困ることは何ですか。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者では「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」がそれぞれ57.4%、55.2%で最も高くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「投薬や治療が受けられない」が69.7%で最も高くなっています。

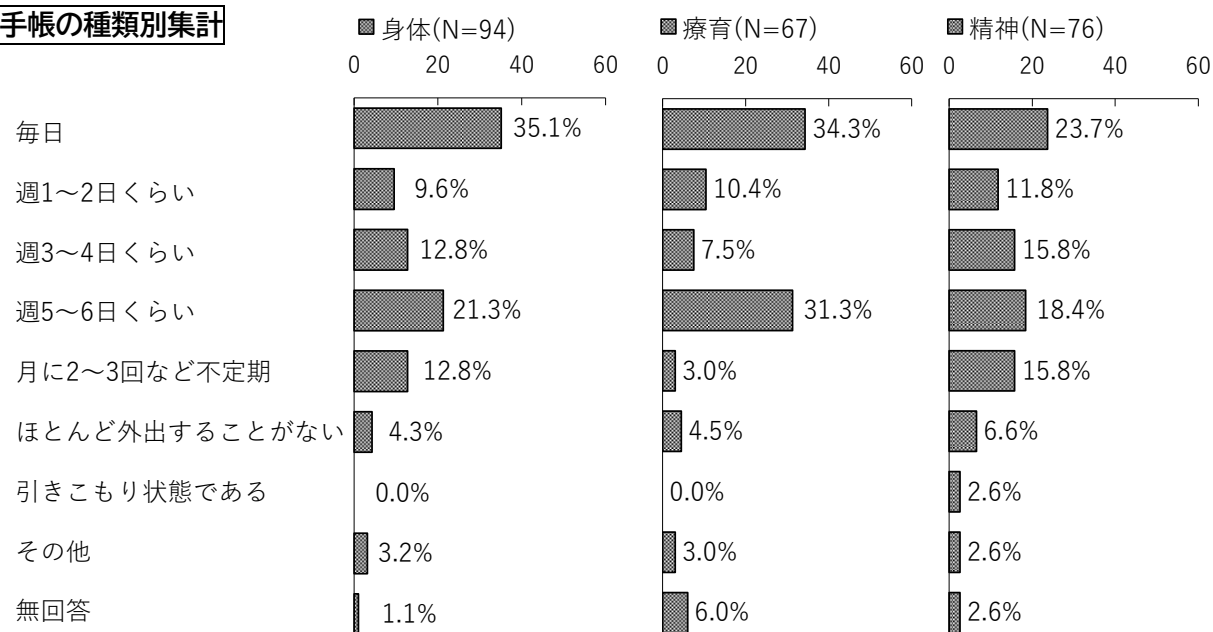
手帳の種類別集計



「あなた」はどれくらいの頻度で外出しますか。（通勤、通学、通院等の外出を含む）

手帳の種類別にみると、いずれの手帳所持者でも「毎日」が最も高く、次いで「週5～6日くらい」となっています。一方、いずれの手帳所持者でも「ほとんど外出することがない」が4～6%あります。

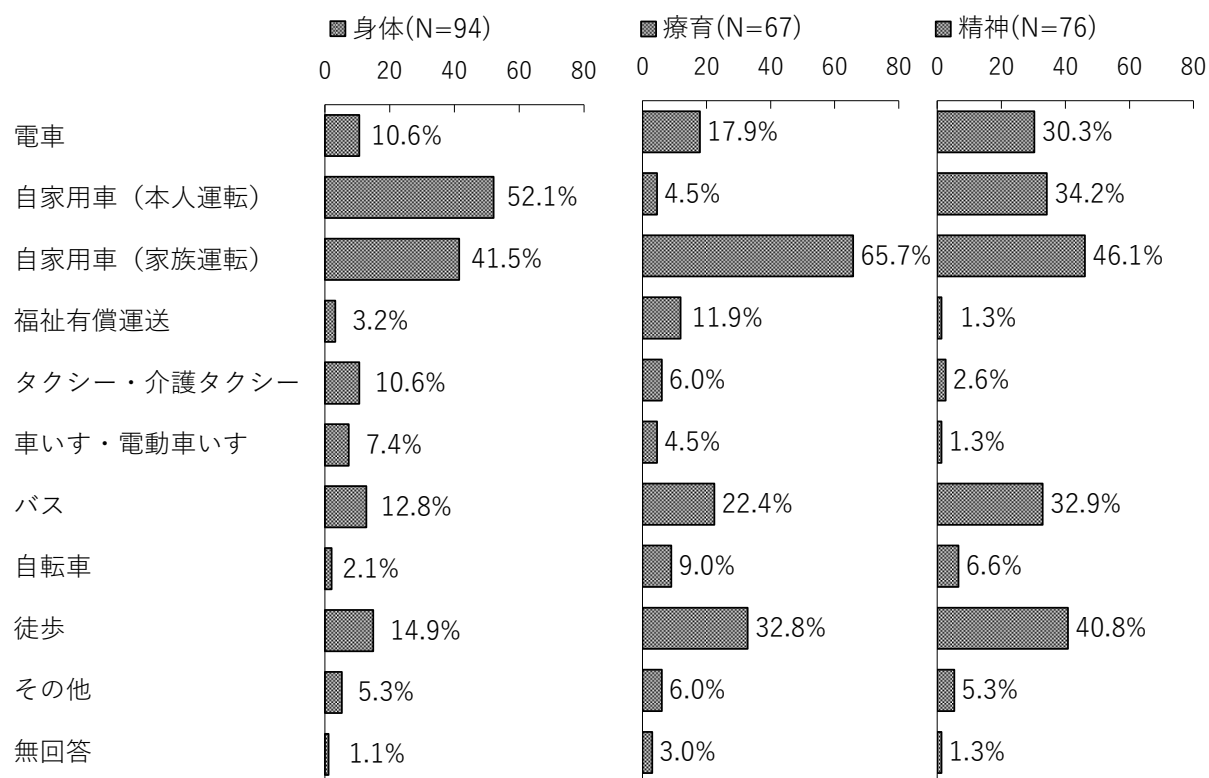
手帳の種類別集計



「あなた」が外出する際の交通手段は何ですか。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者では「自家用車（本人運転）」が52.1%で最も高く「自家用車（家族運転）」が続いています。療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では「自家用車（家族運転）」がそれぞれ65.7%、46.1%で最も高く、「徒歩」、「バス」が続いています。

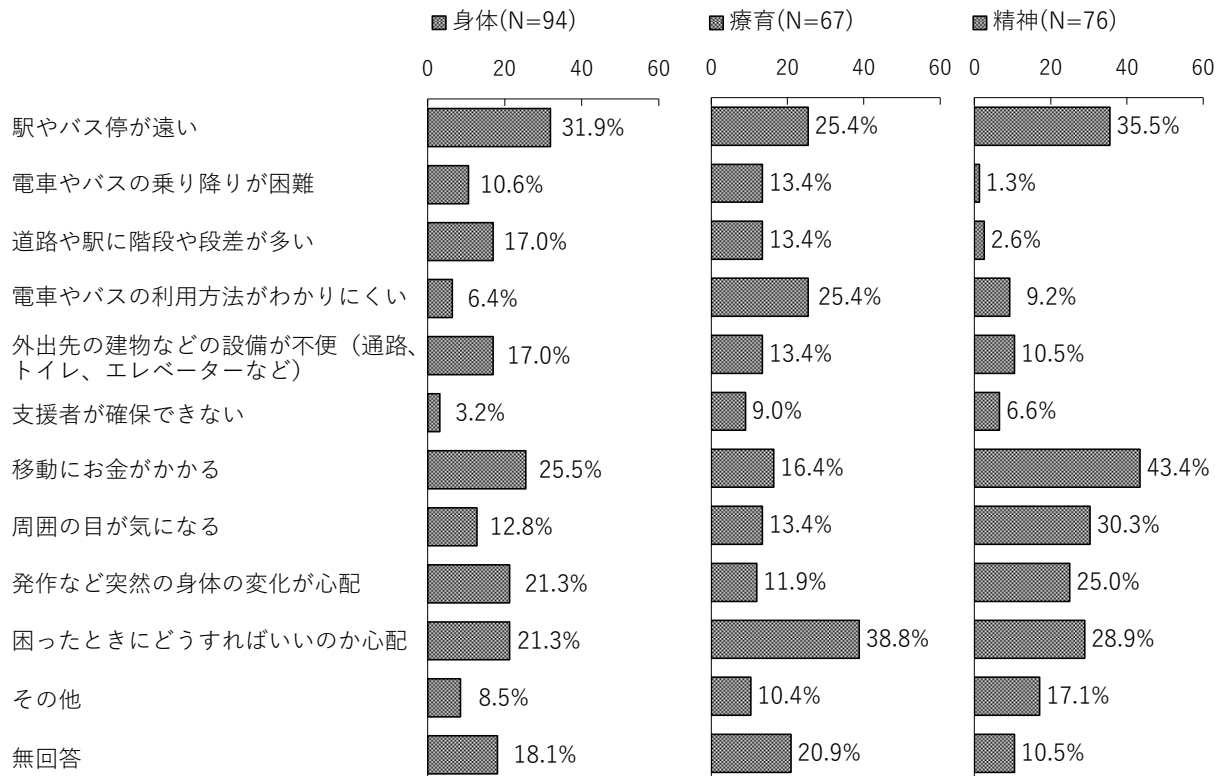
手帳の種類別集計



外出する時に困ることは何ですか

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者では「駅やバス停が遠い」が31.9%で最も高く、次いで「移動にお金がかかる」となっています。療育手帳所持者では「困ったときにどうすればいいのか心配」が38.8%で最も高く、次いで「駅やバス停が遠い」、「電車やバスの利用方法がわかりにくい」となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「移動にお金がかかる」が43.4%で最も高く、次いで「駅やバス停が遠い」となっています。

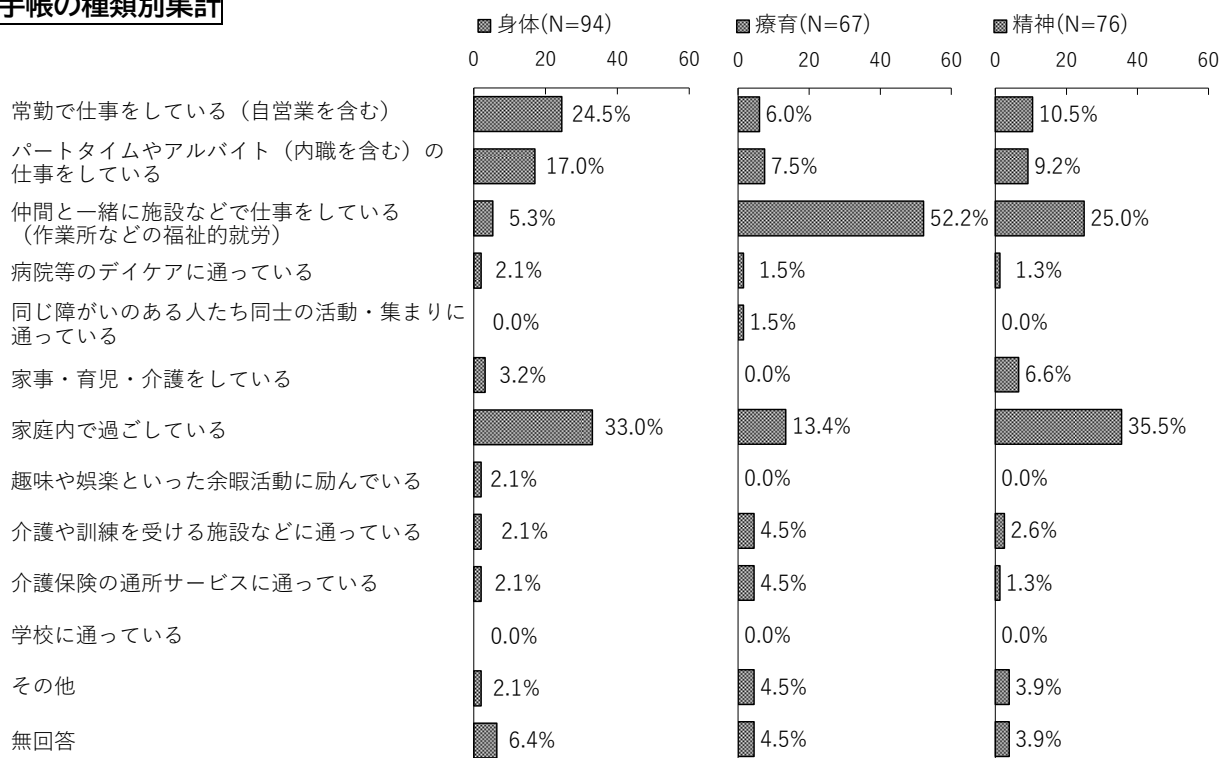
手帳の種類別集計



「あなた」は、日中の生活を主にどのように過ごされていますか。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では「家庭内で過ごしている」がそれぞれ33.0%、35.5%で最も高くなっています。療育手帳所持者では「仲間と一緒に施設などで仕事をしている（作業所などの福祉的就労）」が52.2%で最も高くなっています。

手帳の種類別集計



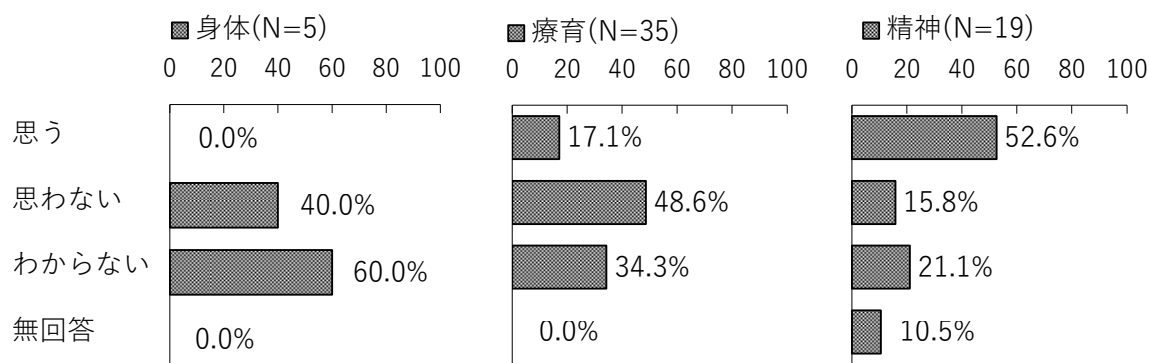
「仲間と一緒に施設などで仕事をしている（作業所などの福祉的就労）」と回答された方

「あなた」は、一般就労をしたいと思いますか。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者では「わからない」が60.0%で最も高く、療育手帳所持者では「思わない」が48.6%で最も高くなっています。

一方、精神障害者保健福祉手帳所持者では「思う」が52.6%で最も高くなっています。

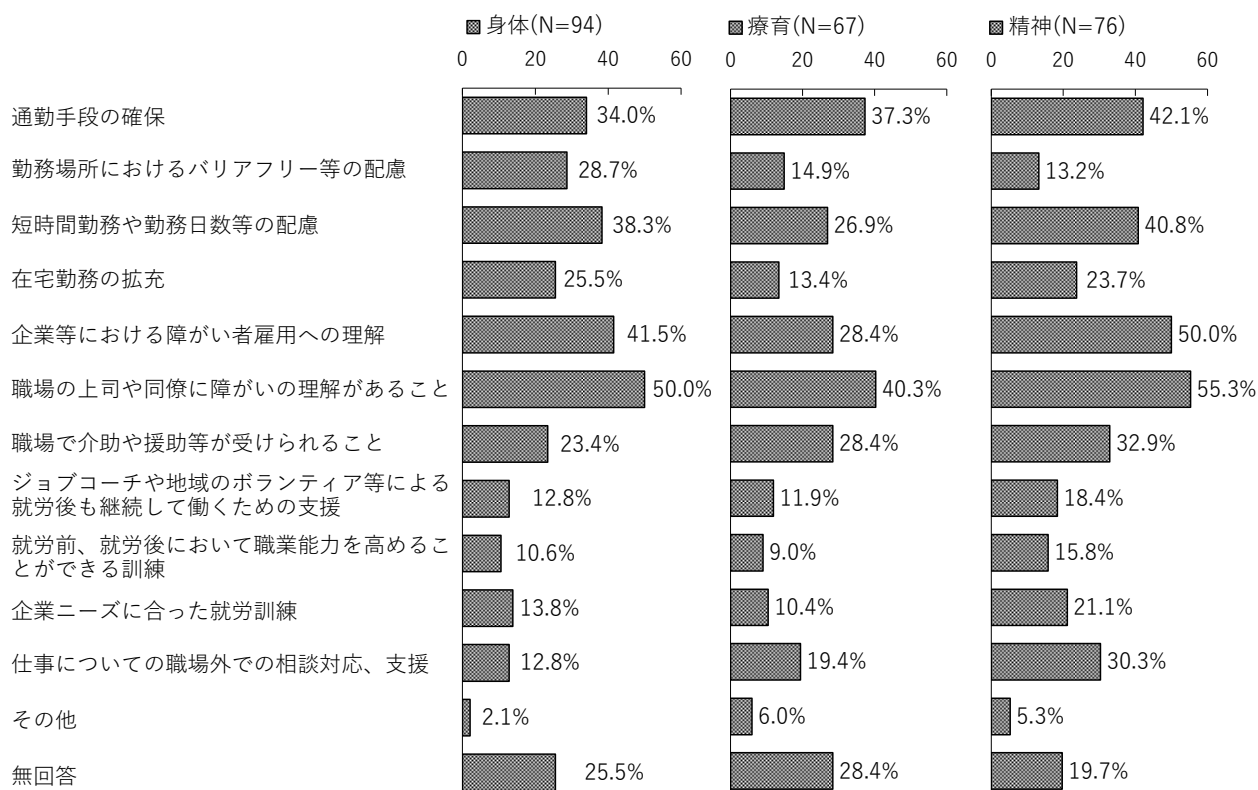
手帳の種類別集計



「あなた」は、障がいのある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

手帳の種類別にみると、いずれの手帳所持者でも「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が40～55%で最も高く、「企業等における障がい者雇用への理解」や「通勤手段の確保」も上位となっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者では「短時間勤務や勤務日数等の配慮」、「職場で介助や援助等が受けられること」、「仕事についての職場外での相談対応、支援」もそれぞれ40.8%、32.9%、30.3%と高くなっています。

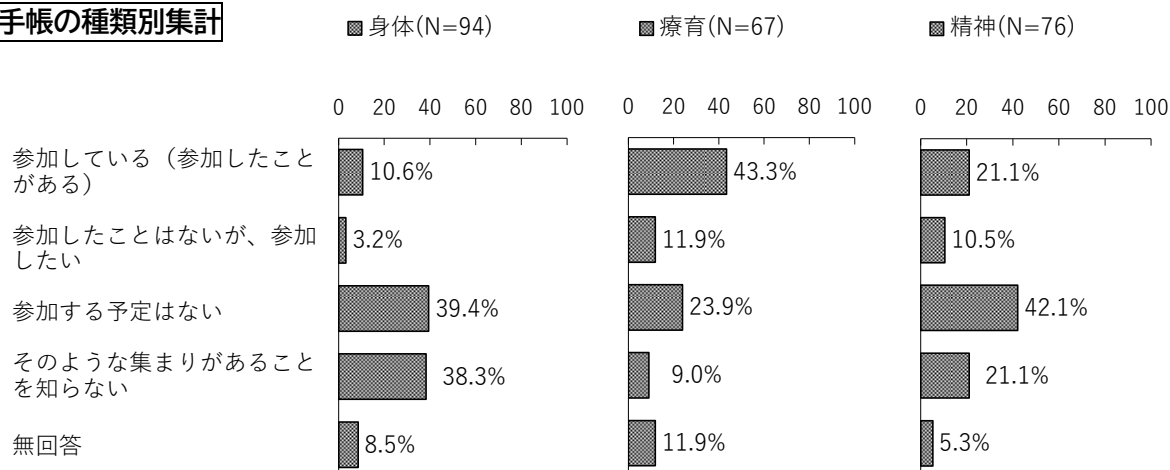
手帳の種類別集計



「あなた」は、障がいのある人たちが集まる会に参加したことがありますか。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では「参加する予定はない」がそれぞれ39.4%、42.1%で最も高く、療育手帳所持者では「参加している（参加したことがある）」が43.3%で最も高くなっています。

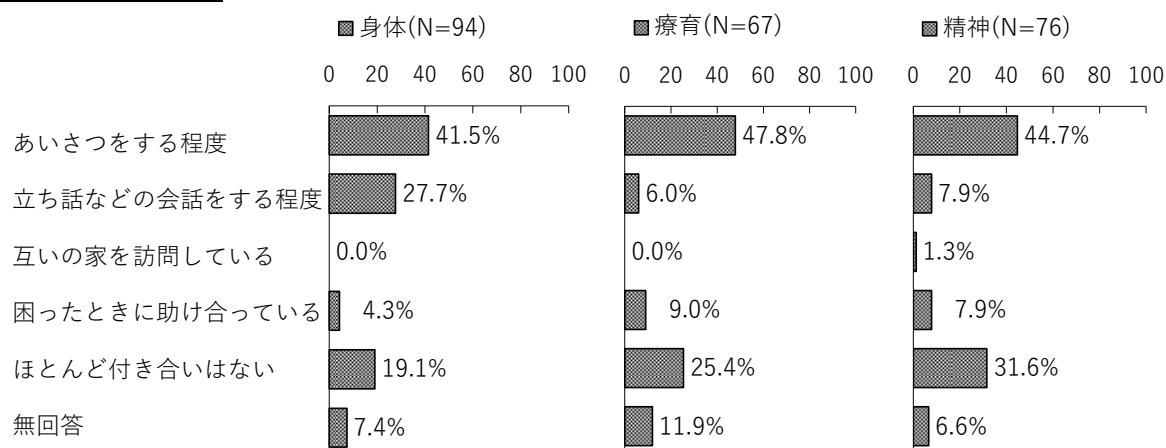
手帳の種類別集計



あなたは、近所の方との程度お付き合いがありますか。

手帳の種類別にみると、いずれの手帳所持者でも「あいさつをする程度」が40%以上を占め最も高くなっています。一方、精神障害者保健福祉手帳所持者では「ほとんど付き合いはない」が31.6%と他の手帳所持者に比べて高くなっています。

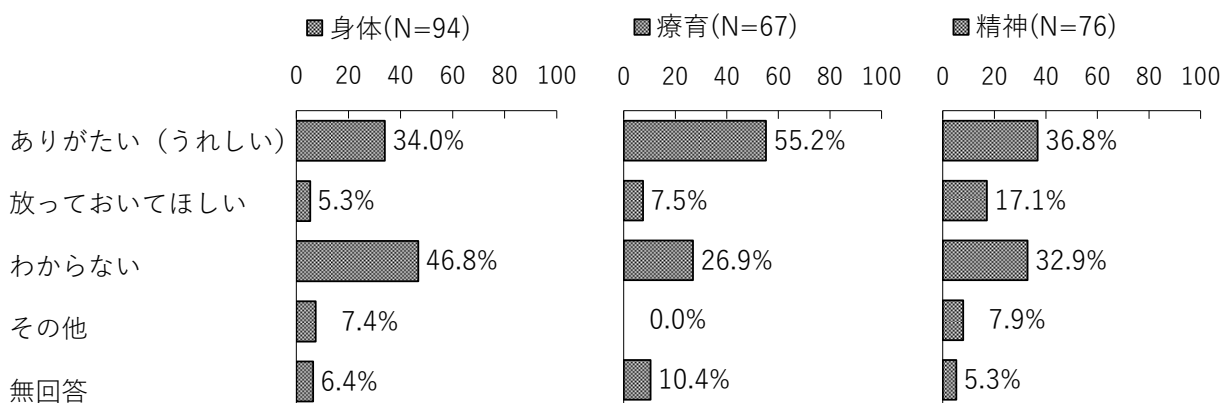
手帳の種類別集計



市役所や社会福祉協議会などの人たちが、障がいのある方々の日々の暮らしのことについて、電話で連絡したり訪問したりすることについてどう思いますか。

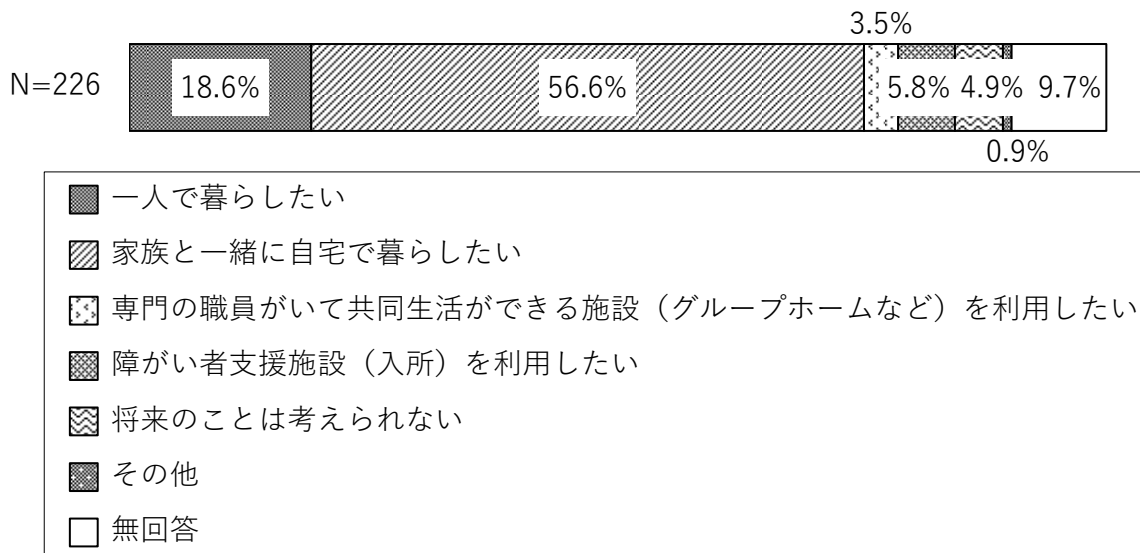
手帳の種類別にみると、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では「ありがたい（うれしい）」がそれぞれ55.2%、36.8%で最も高くなっています。一方、身体障害者手帳所持者では「わからない」が46.8%で最も高くなっています。

手帳の種類別集計



「あなた」は今後どのように暮らしたいと思いますか。〔択一回答〕

今後、どのように暮らしたいかについては、「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が56.6%で最も高く、次いで「一人で暮らしたい」が18.6%、「障がい者支援施設（入所）を利用したい」が5.8%となっています。

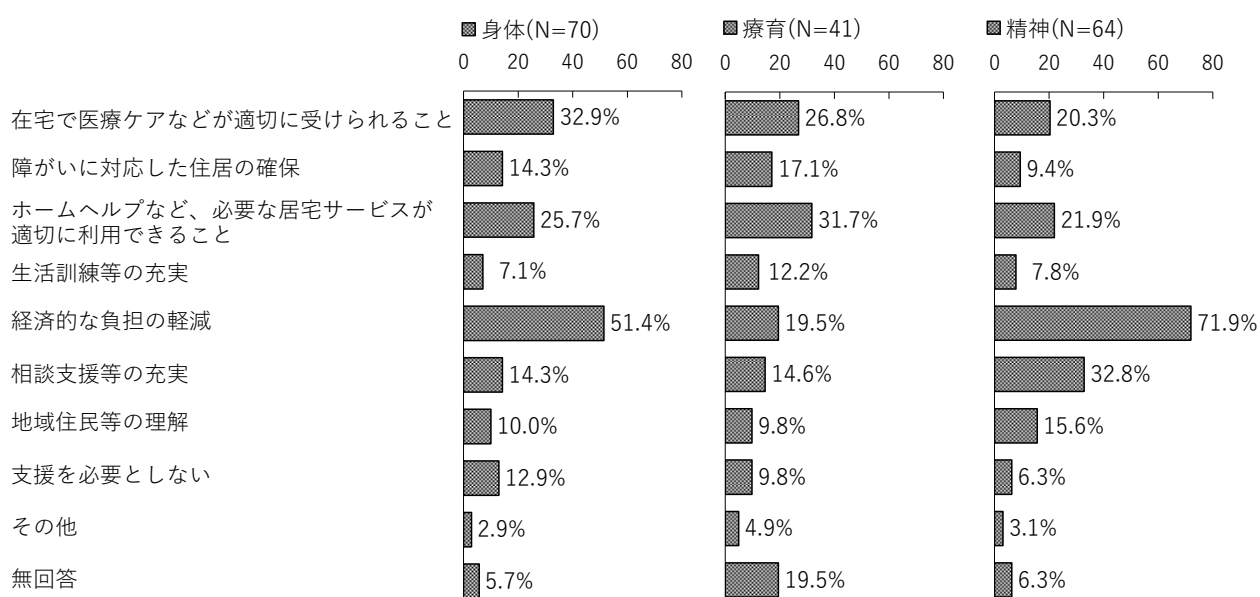


「一人で暮らしたい」「家族と一緒に自宅で暮らしたい」と回答された方

在宅で暮らす際、どのような支援があればよいと思いますか。

手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では「経済的な負担の軽減」がそれぞれ51.4%、71.9%、療育手帳所持者では「ホームヘルプなど、必要な居宅サービスが適切に利用できること」が31.7%で最も高くなっています。次いで身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者では「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「相談支援等の充実」となっています。

手帳の種類別集計



「あなた」は、障がいのある児童の保育や教育について、どのようなことが必要だと思いますか。

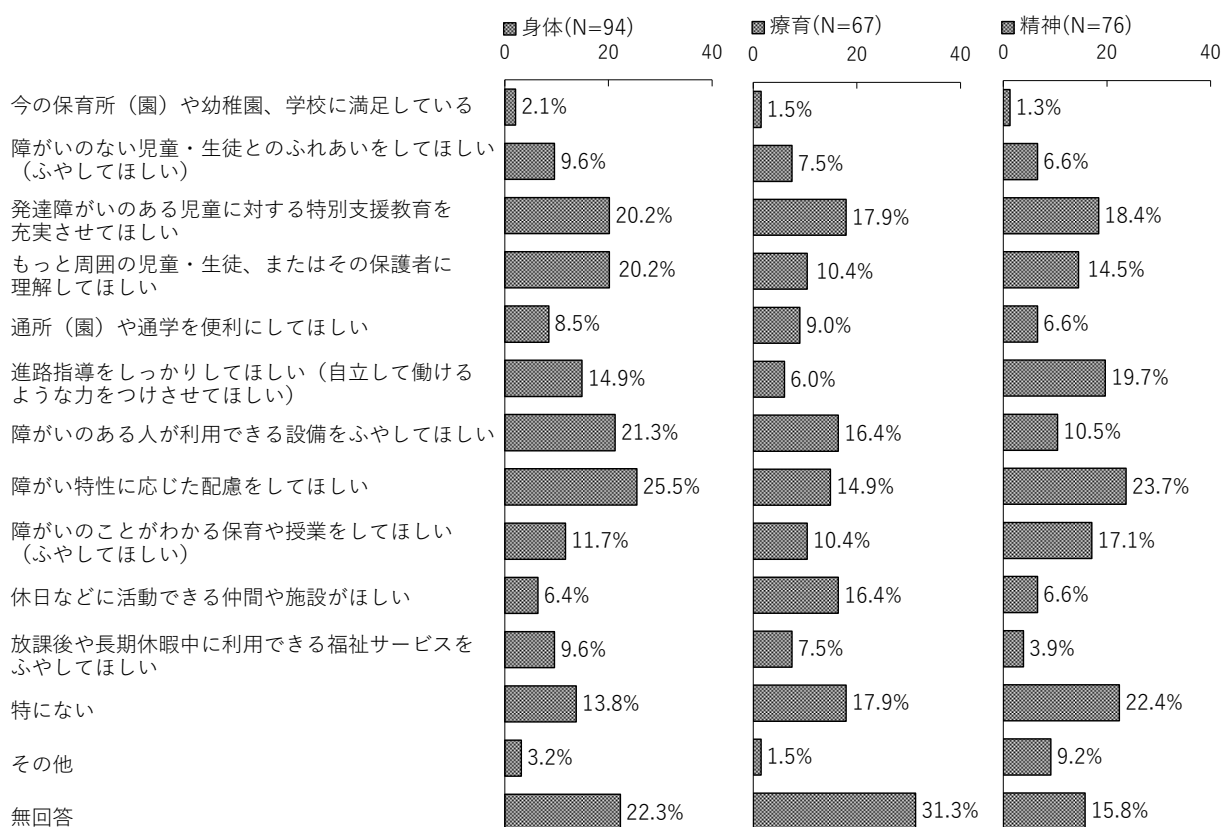
手帳の種類別にみると、身体障害者手帳所持者では「障がい特性に応じた配慮をしてほしい」、「障がいのある人が利用できる設備をふやしてほしい」が高くなっています。

療育手帳所持者では「発達障がいのある児童に対する特別支援教育を充実させてほしい」、「障がいのある人が利用できる設備をふやしてほしい」、「休日などに活動できる仲間や施設がほしい」が高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「障がい特性に応じた配慮をしてほしい」、「進路指導をしっかりしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」、「発達障がいのある児童に対する特別支援教育を充実させてほしい」が高くなっています。

一方、精神障害者保健福祉手帳所持者では「特にない」が22.4%と、他の手帳所持者に比べて高くなっています。

手帳の種類別集計



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

支え合う顔がみえるまち 志摩市

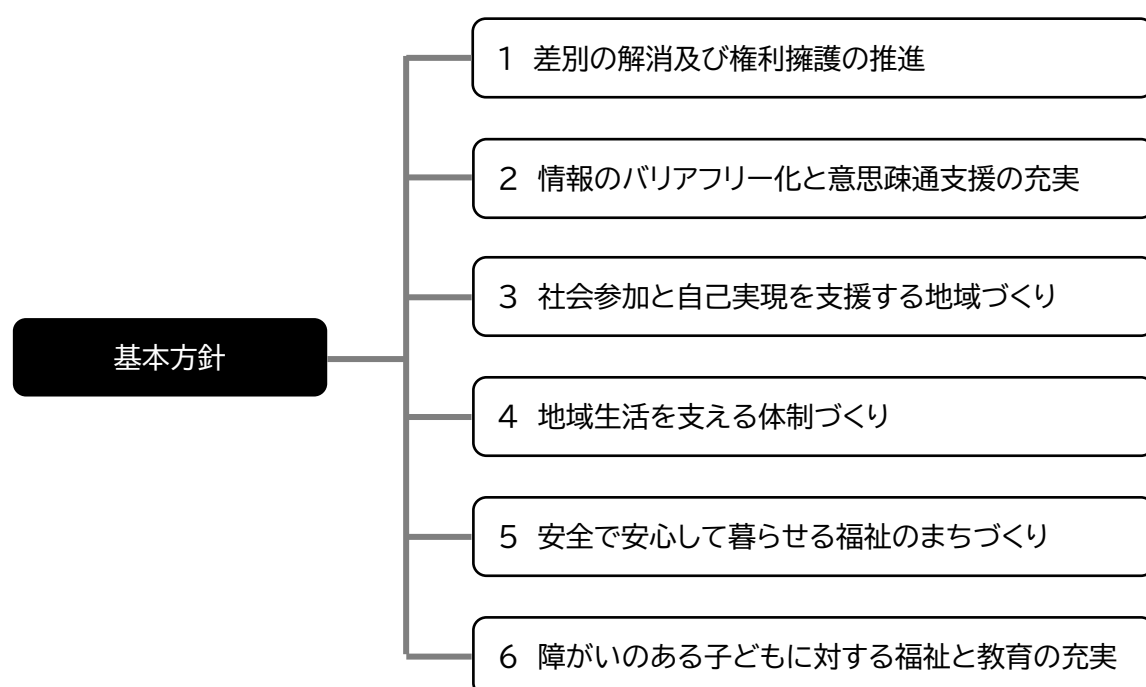
地域の中で一人ひとりが自分らしく暮らし、自立できるようになるには、住民同士のふれあい、学び合いを通して、地域のさりげない見守りや近所に相談相手がいる「つながり」が必要となってきます。人とつながることで、生活を送る上での安心感が生まれ、地域で支え合うことで、だれもが地域社会の一員として「自立」した生活を送ることができます。

本計画においては、より良いつながり、ネットワークをさらに強化し、顔の見える関係づくりを深め、本市に住むすべての住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

一人ひとりの顔がつながっている「顔の見える関係」がいつも地域にあれば、支え合いや助け合いが自然に生まれます。本計画においては、中間見直しということで、引き続き基本理念である、「支え合う顔がみえるまち 志摩市」の実現を目指します。

2 計画の基本方針

基本理念の実現に向け、障がいのある人の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に実施するため、以下の6つを施策の基本方針とします。



3 施策の体系

基本理念

支え合う顔がみえるまち 志摩市



第4章 障がい者計画・障がい児計画

1 差別の解消及び権利擁護の推進

◆現状◆

- 平成 30 年度より介護・障がい福祉の啓発を目的としたイベントである「しまこさん福福まつり」を開催し、障がいに関する映画上映・講演及び啓発ブースの出展を行っています。令和 2 年度、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を見合わせましたが、令和 4 年度は実施ができました。
- 平成 28 年に施行された障害者差別解消法が令和 6 年に改正され、民間事業者においても合理的配慮が法的義務化されます。しかし、手帳所持者のアンケートによると、「障害者差別解消法」については、約 78%の方に認知されていません。

◆課題◆

令和 2 年度に実施したアンケートによると、市民の方が差別や偏見を持って行動に示したことが「ある」と回答した人は 2.3%、「少しはあると思う」が 35.3%という結果で、市民の障がいや障がいのある人に対する理解も十分であるとはいえない状況です。そのため、障がいのある人に対する差別や社会的障壁がなくなるように、相互理解や啓発活動を今後も継続して取り組んでいく必要があります。また、障がいのある人の人権が脅かされることのないよう、虐待防止対策や成年後見制度利用支援に向けた取り組みを一層推進していく必要があります。

◆施策の方向性◆

障がい者差別や虐待は、障がいのある人の尊厳を侵害するものであり、障がいのある人の自立や社会参加に向け、未然防止や解消を推進することが極めて重要です。

そのためには、障がいや障がいのある人に対する理解の醸成が必要であり、子どもの頃から学ぶ機会を創出し、地域における理解のさらなる充実を図ります。

また、障がい者虐待に関する迅速・確実な対応はもとより、障がい者差別も含め、普及啓発の充実を図ることで、地域全体で見守り、対応できる体制づくりを関係機関と連携し構築します。また、成年後見制度と権利擁護や障がいや障がいのある人に対する理解について啓発や周知に努めます。

重点取組① 理解・啓発の推進

【取り組み状況】

「障害者差別解消法」の施行に伴い、市においては「志摩市職員対応要領」を作成しています。また、志摩市地域自立支援協議会「地域啓発プロジェクト」においては、共生社会の実現に向け、障がいの周知と理解を深めるための活動を行っており、障がい福祉に関するパンフレットの作成や市内全域での展示活動のほか、広報誌への啓発記事の掲載、障害者週間の周知を行う等、広く市民に対して啓発活動を行いました。令和4年度は、より効果的に啓発活動を行うため、市内2箇所の公立高校に通う生徒を対象に、障がい福祉について「どういったことを知りたいのか、興味があるのか」を把握するアンケート調査を行いました。

障がいへの理解を深めるための周知・啓発活動の強化

- 障がいに関する周知と理解を深めるための活動として、障がい福祉に関するパンフレットの作成、展示活動、広報誌への啓発記事の掲載、民生委員・児童委員への啓発を継続して行い、市民の理解を深めます。
- 市内の学校と連携し、学校における障がいの理解を深めるための啓発活動を行います。
- 「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の周知・啓発に努めます。
- 雇用の分野における障がいのある人に対する差別的取扱いの禁止等を定めた「障害者雇用促進法」について、関係機関と連携し、周知・啓発に努めます。
- 高校生に実施したアンケート結果を反映した展示物を作成し、各高校で展示活動を行っていきます。
- 障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されるため、地域共生社会の実現に向けてホームページや広報などで改めて啓発に努めます。

数値目標

活動指標	現状（R4）	目標
広報誌における啓発記事の掲載	4回／年	4回／年

成果指標	現状（R4）	目標
アンケート調査結果において、差別や偏見を感じていると回答した障がいのある人の割合	49.5%	35.0%

※この指標は、本来は0%を設定すべきものですが、令和6年度からの3年間で、「差別や偏見を感じていると回答した障がいのある人の割合」が現状の数値よりも少なくなるよう、理解・啓発の推進に努めるものとして設定したものです。

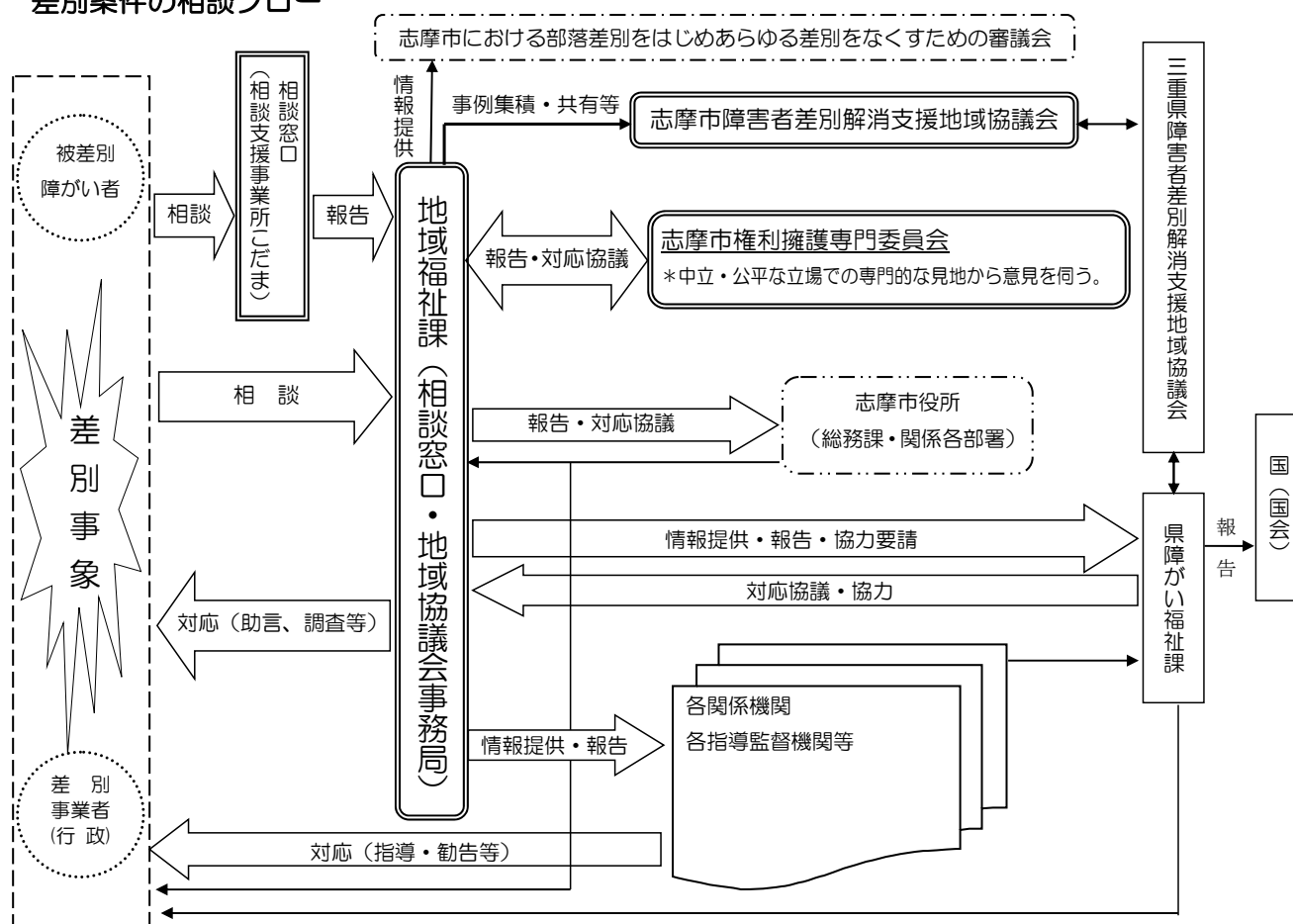
(1) 障がい理由とする差別の解消



No.	項目	取り組み内容・目標
1	障がいのある人への理解の促進	- 発達障がい〔学習障がい(学習症、LD)や、注意欠陥・多動性障がい(注意欠如・多動症、ADHD)、自閉症(自閉スペクトラム症)等〕のある人、高次脳機能障がいのある人、特定疾患患者等を含めたすべての障がいのある人の特性や必要な配慮に対する市民の理解に努めます。 - 志摩市地域自立支援協議会「地域啓発プロジェクト」を実施する中で、展示活動等を継続して実施していきます。 - 障害者週間等の周知を行います。 - 広報誌や市のホームページ等を活用するなど、工夫に努めます。 - 障がい福祉に関する講演会や講座等の開催に努めます。

◆本市では差別事象が発生した際に、以下の相談フローに従い対応しています。

差別案件の相談フロー



(2) 権利擁護の推進



No.	項目	取り組み内容・目標
1	福祉サービス利用援助の推進	判断能力が十分ではない人が、地域で適切なサービスが受けられるよう、権利擁護にかかる相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービス等の日常生活自立支援事業を継続して実施していきます。
2	成年後見制度の利用支援	- 意思決定の困難な障がいのある人に対し、市長申し立てや家族等の申し立ての支援、後見人への報酬等の援助を行います。 - 成年後見制度研修会や相談会を継続的に実施していく中で、相談窓口の周知、市民後見人についての啓発活動を実施します。 - 県内で市民後見人養成講座等が開催される場合は、広く市民に情報を提供します。 - 権利擁護の必要性の高まりを背景として、市では市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、「志摩市地域包括支援センター」を地域連携ネットワークの中核機関としました。今後は、制度を必要とする人が成年後見制度を利用できるよう、関係機関と連携して取り組みを進めます。
3	障がい者虐待への対応	- 虐待防止ネットワークを定期的に開催し、身体拘束の適正化の徹底、利用者本人の意向を踏まえた支援体制の確保等の理解を深めることにより、各事業所の質の向上を図っていきます。 - 障がい者虐待通報の受理、虐待を受けた障がいのある人の保護、養護者への指導、助言等、迅速に対応します。

◆本市では障がいのある人への虐待事象が発生した際に、以下のスキームに従い対応しています。

障がい者虐待防止等のスキーム

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
【市町村の責務】相談等、居室確保、連携確保	【設置者等の責務】当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施	【事業主の責務】当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施
[スキーム] 虐待発見 → 通報 → 市町村 ①事実確認(立入調査等) ②措置(一時保護、後見審判請求)	[スキーム] 虐待発見 → 通報 → 市町村 → 報告 → 都道府県 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表	[スキーム] 虐待発見 → 通報 → 市町村 → 通知 → 都道府県 → 報告 → 労働局 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表

※「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（通称：障害者虐待防止法）」第7条(養護者による障害者虐待に係る通報等)、第16条(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)、第22条(使用者による障害者虐待に係る通報等)により通報の義務が定められています。

(3) 意思決定支援



No.	項目	取り組み内容・目標
1	意思決定支援の推進	- 障がいのある人が自らの意思に基づいて暮らしを選択できるように、意思決定支援ガイドラインに基づき事業所や関係機関と連携して取り組みを進めます。 「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、利用者がサービス利用の際は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮し、サービス担当者会議等への利用者本人参加による生活に対する意向確認に努めます。



手話奉仕員養成講座

2 情報のバリアフリー化と意思疎通支援の充実

◆現状◆

- 障がい福祉に関する情報を定期的に、「広報しま」にルビつきで掲載しています。
- 障がい福祉に関するパンフレットを作成し、市役所等で配布したり、市ホームページ上で掲載したりしています。
- 市役所及び計画相談支援事業所において、障がい福祉サービス等の情報提供を行っています。
- 市内に在住または在学・通勤している人を対象とし、手話奉仕員養成講座を開催しています。
- 視覚障がいを持っている人に対して、スマートフォンやパソコン利用の訓練を行っています。

◆課題◆

手帳所持者アンケート調査によると、障がいのある人はサービスや制度の情報を求めている。障がい児アンケート調査によると、障がい児の保護者は進路についての情報を求めています。福祉に関する情報の入手方法や求める内容は、年齢や障がいの特性により異なることから、情報へのアクセス環境や発信する内容等について、障がいのある人の視点に立って、検討していく必要があります。

また、療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者が災害時に周囲とのコミュニケーションがとりにくくなることに不安を感じている様子がうかがえます。意思疎通の支援は生活の様々な場面において必要不可欠であり、意思疎通を支援する手段は多種多様にわたることを踏まえ、コミュニケーションが円滑に進むように検討していく必要があります。

◆施策の方向性◆

障がいのある人が参加しやすい社会にするためには、様々な情報を自ら入手できるよう意思疎通手段の確保が必要です。障がいの特性や障がいのある人のそれぞれのニーズに対応できるよう、様々な媒体を活用し、情報提供や意思疎通に対する支援の充実に努めます。

重点取組② 情報提供の充実

【取り組み状況】

広報誌において、わかりやすい表現を用い、可能な範囲でルビを振る等の工夫やボランティアの協力のもと視覚障がい者向けとして音声化した内容の提供に努めています。また、志摩市地域自立支援協議会「地域啓発プロジェクト」において障がい福祉に関するパンフレットを作成し、関係機関への配付や展示活動、イベント開催時に周知を行いました。なお、広報誌、障がい福祉に関するパンフレットについては、視覚障がい者向けとして、内容を音声化したうえでの情報提供も行っています。令和5年度は、障がい福祉に関するパンフレットの簡易版を作成し、市内各自治会事務所への配付や設置を行いました。また、障がいのある方等の相談窓口の周知のため、市内病院等の施設にポスターの掲示を行いました。

障がい福祉に関する情報発信の強化

- 広報誌において、わかりやすい表現を用いる等の工夫を行い、総合相談窓口や相談支援センターといった相談窓口についての周知をより一層推進していきます。
- 障がい福祉に関するパンフレットの活用も含め啓発を推進し、障がい福祉サービス等の制度についての周知に努めます。
- 障害者手帳交付時に障がい福祉に関する制度の説明を行い、必要に応じて関係機関と連携をとることにより、必要とするサービス利用につながるよう努めます。

数値目標

活動指標	現状（R4）	目標
広報誌における相談窓口の周知	12回／年	12回／年

成果指標	現状（R4）	目標
総合相談窓口における新規の受理案件	56件／年	60件／年

(1) 情報バリアフリー化



No.	項目	取り組み内容・目標
1	行政上の配慮の推進	- わかりやすい表現や見やすい文字の大きさに配慮します。 - 市行事では、手話通訳や要約筆記を行うなど、障がいのある人への情報伝達手段を工夫します。

(2) 情報提供の充実



No.	項目	取り組み内容・目標
1	保健・医療・福祉サービスの情報提供	- 障がいのある人やその家族への保健・医療・福祉に関する情報提供のため、広報誌や市ホームページ、SNS等を活用し、必要な情報提供を行っていきます。 - 計画相談支援事業所において、福祉サービスを中心とした情報提供に努めます。 - 障がい特性に応じた合理的配慮の上、必要な情報提供を行っていきます。 - 障がいのある人がインターネットやSNS等を通じて情報を取得できるように、情報取得できる環境の整備やIT学習の機会を提供していきます。

(3) 意思疎通支援の推進



No.	項目	取り組み内容・目標
1	意思疎通支援	意思疎通が困難な障がいのある人の円滑なコミュニケーションを支援するために、「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」等を継続していきます。
2	視覚障がい者の読書環境の整備	地域における読書環境の整備を図るなど、視覚障がい者等の社会参加を推進していきます。

3 社会参加と自己実現を支援する地域づくり

◆現状◆

- 民間企業への雇用促進において、パンフレットを作成、使用することで、各種団体や、各制度についての紹介、案内をしています。
- 市では「志摩市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定しており、就労継続支援事業所等からの製品の購入、業務委託等を促進しています。
また、令和2年度に「志摩市職員障がい者活躍推進計画」を作成し、障がいのある人の雇用の促進を進め、継続して働くことができる職場環境の整備に向け取り組んでいます。

◆課題◆

障がいのある人の社会参加は、就労や文化芸術活動、スポーツの中で生活を豊かにしていく意味合いで重要な位置づけにあります。手帳所持者アンケート調査によると、就労していない人の約6割が障がい等が要因で、できる仕事がないと考えており、障がいの状況に応じた多様な雇用・就労形態の確保や、職場の障がいへの理解が求められています。また、令和2年度に実施した民間事業所アンケート調査によると、「一度も障がい者を雇用したことはない」と回答した企業は約5割となっており、障がいのある人を雇用できない理由として仕事内容や障がいのある人を雇用するノウハウ、通勤への配慮が課題となっています。

また、障がい児ヒアリング調査結果においては、障がいのある子どもの仕事や就職のことで不安を抱えている保護者の方も多いため、学校等における進路指導と連携を図り、就労支援体制を充実していくことが必要です。さらに障がいのある人が生きがいを持って自立した生活ができるよう、就労に限らず、文化芸術活動等を支援していく必要があります。

◆施策の方向性◆

障がいの有無にかかわらず、誰もが社会の一員として、一人ひとりの希望や意欲、障がいの状況や能力に応じて収入や生きがいを得られるよう、障がいのある人の就労についての理解の促進を図るとともに、関係機関が連携して就労支援を行う等、障がい者の就労機会の促進を目指します。また、すべての障がいのある人が、スポーツ、文化芸術、レクリエーション活動への参加を通して、心身の健康づくりや生きがいづくり、社会参加と交流を図り、生活の質を高めることができるよう、気軽に参加できる活動や機会を充実し、利用しやすいサービスへの改善を目指します。

重点取組③ 就労支援の充実

【取り組み状況】

志摩市地域自立支援協議会「働くプロジェクト」においては、障がい者の一般就労に関するパンフレットを作成し、民間企業等への雇用促進（アプローチ）を実施しております。更に、民間企業へのアプローチの際には、市内の各障がい福祉事業所で受注可能な作業可能リストを提供して説明することで、民間企業からの受注促進に取り組んでいます。また、コロナ禍で休止していた障がい者の就労に関する当事者会を令和5年度から再開しました。更に、障がいのある人、民間企業や障がい福祉事業所を対象とした研修会を毎年開催しています。就労の支援はもちろん、就労後も、企業の障がい理解の促進など安心して働き続けるために、市内障害福祉関係事業所や「障がい者就業・生活支援センターいくる」等の関係機関と連携を図りながら様々な活動に取り組んでいます。

市においては、「障害者優先調達推進法」に基づく優先調達として、公園・施設の清掃業務や観光農園での芝桜の植え付け業務などを市内の福祉事業所に委託しました。優先調達の実績としては、令和2年度約61万円、令和3年度約182万円、令和4年度約221万円と年々増加しています。現在、関係各課へ市の発注事例を広く周知することで新たな発注に繋げています。障がい者の就労の機会の増加や工賃の向上による生活の充実などに寄与するため、市から事業所への優先的な発注を更に推進します。

農福・水福連携による雇用の場の創出

→ 農業・水産業等において、障がい者就労の場とする事業を推進していくとともに、人手不足・後継者不足といった課題に対応できるよう、関係機関と連携を図ります。

障がい者雇用の促進

→ 障がい者の雇用促進のため、民間企業や各種団体への雇用促進（アプローチ）を継続します。令和6年度から段階的に障がい者の法定雇用率が引き上げられることもあり、企業の障がい者雇用への関心は益々高まっていくと考えられます。令和6年度から実施される精神障がい者等の短時間雇用に関する制度など、国の動向を踏まえたアプローチを実施することで、より一層の障がい者雇用の創出に努めます。

数値目標

活動指標	現状（R4）	目標
民間企業への雇用促進（アプローチ）の実施	4社／年	5社／年

成果指標	現状（R4）	目標
市内民間企業における（障がい者）実雇用率	2.93%	3.00%

(1) 就労支援



No.	項目	取り組み内容・目標
1	総合的な就労支援の確立	- 職場実習や、雇用前の雇い入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援が行われるよう、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、就労継続支援事業所等、関係機関と連携し、就労支援体制の充実を図ります。 - 特別支援学校をはじめ、相談支援事業所及び各関係機関による進路相談会の中で、就労支援についての意見交換の場を充実させていきます。 - 事業主等に対して障がいのある人の就業についての理解の促進に努めるとともに、障がい者差別解消のため、差別禁止や合理的な配慮についての啓発に努めます。 - 研修により就労継続支援事業所等での支援のスキルアップに努めます。
2	一般就労への移行と定着の促進	民間企業において、障がいのある人の法定雇用率を達成する企業の割合が増加するよう、ジョブコーチやトライアル雇用等の援助・助成制度の周知や活用促進を行うとともに、障がいのある人一人ひとりのニーズに合わせた支援を提供していきます。
3	就労継続支援事業所の運営基盤強化への支援	一般就労の困難な人の就業する機会の確保のため、「障害者優先調達推進法」に基づき、就労継続支援事業所等からの製品の購入、業務委託等を促進し、工賃向上等運営基盤強化に努めます。
4	就労選択支援事業所の整備	就労アセスメント(就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理)の手法を活用できるように、就労選択支援事業所を整備します。

(2) 文化芸術活動、スポーツ等の振興



No.	項目	取り組み内容・目標
1	文化・芸術活動への支援	障がいのある人が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、障がい者団体等と連携し活動に対する支援を進めるとともに、活動や創作作品の披露、展示の場の確保に努めます。
2	障がい者スポーツの推進	関係団体等と連携を図り、障がい者スポーツの競技種目・内容についての周知や、障がい者スポーツへの関心や参加が増えるように努めます。

(3) 交流・ふれあいの場の充実



No.	項目	取り組み内容・目標
1	イベントの充実	● 各種イベントの企画から実施に至るまで障がいのある人の参加を促進します。 ● 障がい者用駐車場の整備等、障がいのある人に配慮した会場づくりに努めます。
2	生涯学習を通じた社会参加の促進	● 関係団体等と連携し、地域における生涯学習活動等への参加促進を図ります。 ● 関係団体等が主催するセミナー等の開催を支援します。
3	手話講座の実施	● 身近な地域で市民が参加できる手話奉仕員養成講座を開催します。 ● 手話の理解や聴覚障がい者の合理的配慮の理解促進のため、研修等の周知、参加に努めます。
4	学校における交流及び共同学習	● 小学校や中学校においては、障がいのある方との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働していく態度を育む様に努めます。 ● 特別支援学校と居住地校との交流及び共同学習を推進します。 ● 障がい者団体の方の話を聞く機会や、現在実施している障がい者施設との交流を継続して実施していきます。 ● 小学校、中学校の教職員が障がいを理解するための啓発に努めます。



しまこさん福福まつり

4 地域生活を支える体制づくり

◆現状◆

- 手帳所持者アンケート調査によると、現在利用されているサービスは、「就労継続支援（A型、B型）」が最も高く、次いで「計画相談支援」となっており、今後3年以内（継続利用も含む）に利用したいサービスは「就労継続支援（A型、B型）」「居宅介護（ホームヘルプ）」、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」となっています。
- 令和2年度に実施したサービス提供事業所アンケート調査によると、サービス提供事業者がサービスを実施する上での課題は、「専門職の確保や定着が難しい」が約66%、「報酬が実態にそぐわない」が約47%となっています。
- 手帳所持者アンケート調査によると、在宅で暮らす際にあるとよい支援については、「経済的な負担の軽減」が約56%で最も高く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」「ホームヘルプなど、必要な居宅サービスが適切に利用できること」が高くなっています。（P34 参照）
- 障害福祉計画策定委員会では、今後必要なこととして「相談窓口の啓発」「人材の育成・確保」などの意見が上がりました。

◆課題◆

本市では、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等の円滑な提供に努めていますが、障がいのある人が身近な地域において自立して暮らすために、障がい福祉サービスの充実が求められています。

また、介助者についても、80代の親が50代の子どもの生活を支える「8050問題」や、親の介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」、本来は大人が担当すべき家族の介護、家事などを子どもが日常的に行う「ヤングケアラー」の問題など、さまざまな分野で複雑な生活課題を抱える人たちが増えています。地域社会における人と人とのつながりが弱まっているため、誰かに相談できないまま孤立し、問題が深刻化するケースも増えています。家族等の介助者の負担を軽減するという観点から各種サービスの充実が求められます。そのため、社会資源を効果的に活用できる方法の検討や事業者の参入促進に向けた取り組み、専門職等の人材の確保など、地域生活の支援体制の充実を図ることが今後必要となります。

障がいのある人の円滑な地域生活のため、「地域生活支援拠点」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の有効活用が行えるよう相談体制、専門的人材の確保が必要となります。

◆施策の方向性◆

障がいのある人が福祉サービスを利用しながら、地域で安心して自立した暮らしができるよう、事業の円滑な展開に努めるとともに、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」による計画的な福祉サービスの推進と、利用者の状況やニーズに対応した福祉サービスの充実を目指すため、「地域生活支援拠点」に係るコーディネーターの配置をし、地域体制整備を目指します。

また、だれもが必要なサービスを利用しながら身近な地域で安心して生活することができるよう、障がいのある方の多様な特性に対応し、気軽に相談に応じられる支援体制の確立及び専門性の確保を目指します。

地域を支える大きな力としてボランティアの確保・育成の重要性から、志摩市社会福祉協議会が運営しているボランティアセンターの充実を推進し、地域住民による日頃からの身近な支え合いを促進するため、幅広い年齢層で様々な立場の方が参加できる、支え合い活動の推進を目指します。

また、「8050 問題」、「ダブルケア」、「ヤングケアラー」など「複合化・複雑化した生活課題」を抱える方が地域や社会から孤立しないよう、早期に問題を把握するアウトリーチ機能の向上や、相談に対するアセスメント力の向上など、総合相談窓口の機能強化を図ることで課題解決に努めます。更に、地域全体で課題を早期発見し、支える環境づくりを進めます。

重点取組④ 相談支援体制の充実

【取り組み状況】

志摩市の「基幹相談支援センター」である「志摩市障がい者相談支援センターこだま」を中心に、計画相談事業所会議(年4回)や地域ケア会議(年6回)、三重県相談支援従事者研修の地域での実習を開催し、事例検討や相談支援専門員の育成、スキルアップのための研修を行いました。

令和3年度には、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する「地域生活支援拠点等」を整備するために市内外事業所へ協力、理解を求め、令和4年度から志摩市単独での地域生活支援拠点等の運用を開始しました。

また、コーディネート機能として、ネットワークづくりにも努めています。

市では福祉全般に関する総合相談窓口を健康福祉部内に設置し、複合的な問題解決に向けた取り組みを行っています。

基幹相談支援センター業務の強化

- 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの業務である地域の計画相談支援事業者や関係機関との連絡調整を行い、総合的・専門的な相談支援の実施、地域相談支援体制強化の取り組み、地域相談支援事業所への専門的な指導、助言、人材育成等、連携強化への取り組みを行います。また基幹相談支援センターに主任相談支援員を配置し、支援困難なケースへの対応など高度な相談支援や社会資源の開発・連携や地域住民への啓発活動を通じた地域社会への働きかけ等を行い、相談支援体制の強化と地域づくりを推進していきます。

総合相談体制の充実

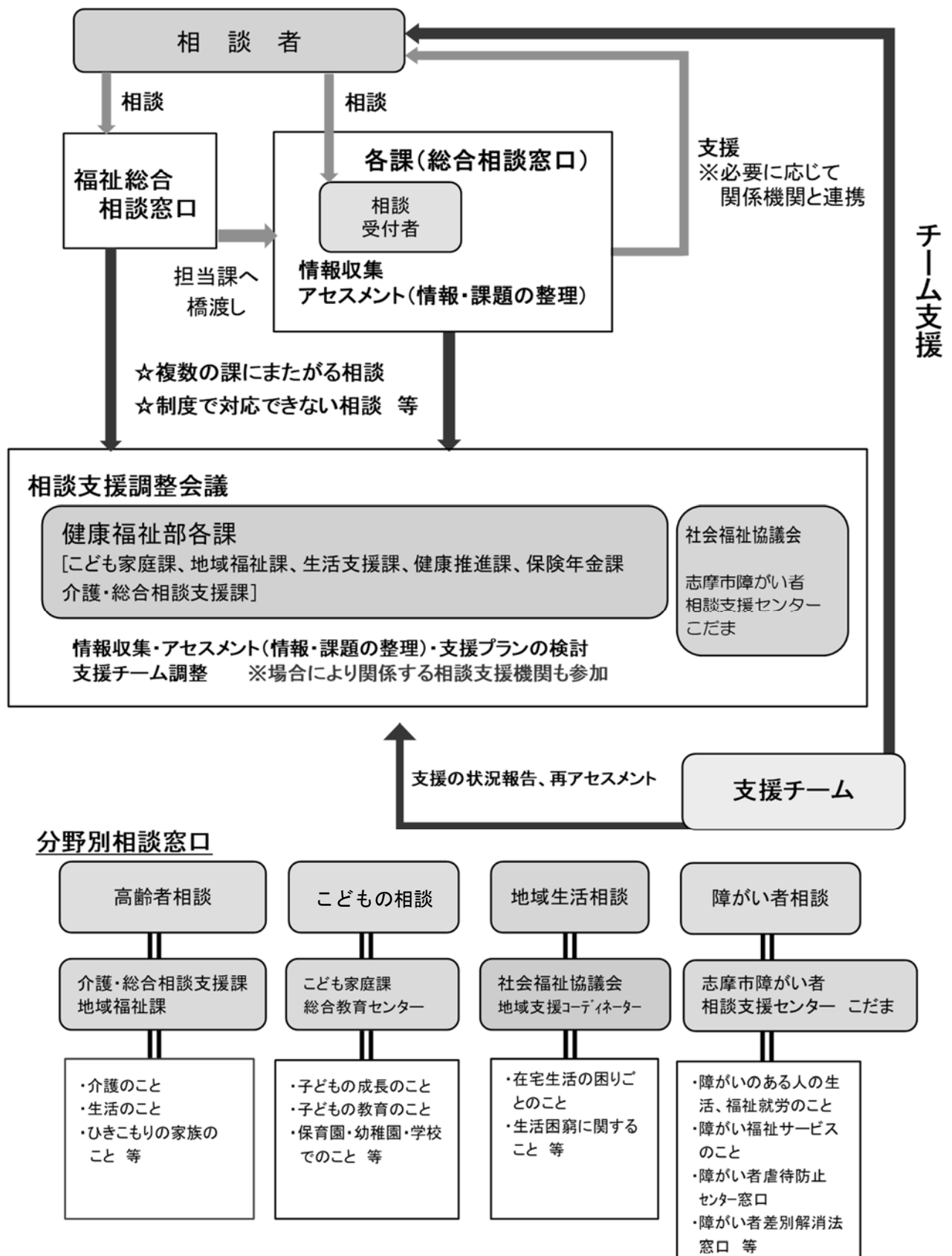
- ひきこもりや生活困窮、介助者の高齢化や子育てと介護の両立など、障がいのある人を取り巻く困難な事例にも適切に対応できるよう、介護、子育て、障がい者、生活困窮、健康・保健、福祉等、複数の分野で連携して切れ目のない福祉の総合相談体制を強化していきます。また、民生委員・児童委員や自治会等と、市、関係機関との「顔の見える関係」を築き、市民の身近な相談相手である民生委員・児童委員や自治会等が、より安心して地域の相談に対応できる環境づくりに努めます。

数値目標

活動指標	現状 (R4)	目標
相談支援事業所会議の開催	4回/年	4回/年

成果指標	現状 (R4)	目標
基幹相談支援センターへの主任相談支援員の設置	3人	3人

志摩市における相談支援の流れ



(1) 在宅福祉サービス等の充実



No.	項目	取り組み内容・目標
1	訪問系サービスの充実	障がいのある人の安定した在宅生活を支援するため、居宅介護、重度訪問介護、同行援護事業の充実を図ります。
2	日中活動系サービスの充実	障がいのある人の生活介護事業所での安定した生活を支援するため、事業所との連携を図ります。
3	高齢の障がいのある人への支援	- 高齢化に対応するため、介護保険担当課や介護支援専門員、相談支援専門員等と連携し、生活状況に即したサービスを提供します。 - 障がい福祉サービスから介護保険サービスへ移行した際に、必要とするサービスが受けられるよう連携に努めます。 - 共生型サービスの実施について、検討を進めます。
4	難病、発達障がい、高次脳機能障がい等に対する支援	障がい福祉サービス等の提供にあたっては、難病や発達障がい、高次脳機能障がい等の特性に配慮した支援に努めるとともに、保健、医療等関係機関との連携を図り、福祉サービスの充実に努めます。
5	精神障がいのある人への支援	統合失調症、躁うつ病等の精神障がいを抱えている人が増加しているため、障がいの特性に配慮した支援に努めるとともに、保健、医療等関係機関との連携を図り、相談体制や福祉サービスの充実に努めます。また、令和4年度から運用を開始した地域生活支援拠点等の充実に向けて更に整備を進め、地域生活支援拠点に準じ、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築し、関係機関で連携した支援に努めます。

(2) 居住支援の充実



No.	項目	取り組み内容・目標
1	居住支援の充実	障がいのある人の地域生活を支援するため、グループホーム、ショートステイ等の居住支援サービスの充実を図ります。
2	地域生活への移行促進	- 福祉施設入所者や入院中の精神障がいのある人が、円滑に地域に移行し、地域生活を継続していくため、一般相談支援事業所の充実を図り、地域移行・地域定着を強化します。 - 地域移行の実施にあたっては、施設と病院と連携しながら、その対象者を選し、個別の移行支援計画を立てた上で、個々に地域生活に必要な支援に取り組みます。 - 基幹相談支援センターの役割として、地域体制整備に係るコーディネーターの配置をし、施設や病院へ働きかけ連携に努めます。

(3) 相談支援体制の充実



No.	項目	取り組み内容・目標
1	計画相談支援の充実	- 計画相談支援事業については、今後は質の向上を図り、利用者本位の視点に十分配慮した「サービス等利用計画」の作成を行い、障がいのある人のサービス利用を支援します。 - 相談支援事業所の資質向上を図り、見えてきた地域課題等を協議、検討するための効果解決を目標とした志摩市地域自立支援協議会「計画相談事業所会議」を実施し、人材育成や支援チームづくりに努めます。 - 年々増加する相談に対応できるよう、また相談者が困ることがない円滑な支援ができるように事業所への働きかけや必要な支援を検討していきます。
2	相談支援事業所職員等のスキル向上	相談支援事業所が適切な計画や評価を行えるよう、個別ケースを検討する研修会等を通じ、職員のスキル向上に取り組みます。
3	身近な地域での相談	- より身近な相談者として、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員と連携し相談体制の強化を図ります。 - 市内の各地域において、民生委員・児童委員の相談活動の充実を図り、その活動に必要な情報の提供や連携に努めます。

No.	項目	取り組み内容・目標
4	精神障がい者への相談支援	精神疾患のある人が増加しており、障がいの特性に配慮した支援に努める必要があるため、精神疾患のある人や、その家族へ相談窓口を啓発し、相談体制の強化を図ります。
5	依存症当事者や家族への支援	関係機関と連携することで、依存症について市民への理解促進を図るとともに、当事者や家族への支援を行います。

(4) 地域で支える基盤づくり



No.	項目	取り組み内容・目標
1	福祉ボランティア活動の促進	障がい福祉ボランティアへの市民理解を促進するとともに、志摩市社会福祉協議会が運営しているボランティアセンターにおいて、各ボランティア団体が直面している課題や想いを共有するボランティア交流会を開催します。また、新たな担い手を発掘するため、関心のある市民がボランティア活動を体験できる機会を提供するトライアル制度を実施し、ボランティア活動の継続や発展に向けた支援を行います。

(5) 福祉人材の育成・確保



No.	項目	取り組み内容・目標
1	福祉人材の確保・定着	障がい福祉サービス事業の充実に伴い、必要となる人材の育成について三重県、圏域自立支援連絡協議会、福祉サービス事業所等と連携の上、研修会等の実施を推進します。

5 安全で安心して暮らせる福祉のまちづくり

◆現状◆

- 手帳所持者アンケート調査によると、外出する際に困ることは、「駅やバスが遠い」が 30.1%、「移動にお金がかかる」が 28.8%で割合が高くなっています。
(P29 参照)
障がいのある人が災害時に一人で避難ができる人は約4割となっています。障がい種別でみると療育手帳所持者は「できない」が約 55%で最も高くなっています。
(P26 参照)
地震等の災害時に困ることは「投薬や治療が受けられない」が5割以上、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が約5割と割合が高くなっており、障がい児アンケート調査では「安全なところまで、迅速に避難することができない」が最も高くなっています。(P27 参照)
障がいのある人がこれまでに消費者トラブルに巻き込まれた経験が「ある」人が約7%となっています。
- 障害福祉計画策定委員会では、今後必要なこととして「福祉避難所の充実」「障がいのある人の特性を踏まえた避難所の整備」「災害発生時の移動手段の確保」などの意見が上がりました。

◆課題◆

障がいのある人が地域において、安全・安心に暮らすことができるよう、福祉のまちづくりを推進し、施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、移動困難な障がいのある人への支援や防災・防犯への取り組みの充実が必要です。

本市では、公共交通機関の利便性が悪く、自家用車を利用しない障がいのある人の移動は、大変不便なものとなっています。福祉施策としての移動支援事業の充実を図るとともに、関係各課と連携し、地域特性に合わせた交通手段を提供することが必要となっています。

また、手帳所持者アンケート調査結果では、「地震等の災害発生時に避難所まで行けない」、「避難所が利用できるかどうかわからない」などの意見が多く、障がいのある人それぞれに対応できる避難計画の策定やそれに基づく避難訓練、避難先での支援体制の確保が必要となります。なかでも、地震等の災害時に困ることでは災害時の投薬や治療、避難場所の整備や、安全なところまでの避難について不安を感じている人が多くっており、年齢や抱えている障がいにより不安を感じる内容も異なります。そのため、避難誘導や避難所生活のあり方等、様々な障がいのある人の利用を想定した対応策等を検討していく必要があります。

また、手帳所持者アンケート調査によると障がいのある人が犯罪被害やトラブルに巻き込まれるケースがあるため、防犯対策についても充実を図る必要があります。

◆施策の方向性◆

障がいのある人の外出・移動支援を推進することにより、障がいのある人が地域社会の中で孤立することなく社会との関わりを持ちながら、自立した生活を送ることができるまちづくりを目指します。また、バリアフリーに配慮した公共施設等の整備や障がいのある方の居住環境の整備に対する支援を行うことによって、利用しやすい生活環境の整備を図っていきます。

平常時から障がい特性などについての理解浸透を図り、身近な地域において、避難行動要支援者の避難支援を適切に行います。特に避難が困難と考えられる聴覚障がいや視覚障がいなどの身体障がいを抱えた人が、滞りなく避難できる環境を整備していきます。

また、民生委員・児童委員、地域住民等各地域で緊急時の対応や普段からの見守りができる体制づくりに努め一人で避難できない人が取り残されない体制を整備します。

重点取組⑤ 緊急時・災害時対策の推進

【取り組み状況】

聴覚障がい者における災害時の支援について、三重県と「災害時における避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援に関する協定」を令和元年10月に締結しました。また、市が開催する「手話奉仕員養成講座」及び「手話奉仕員ステップアップ講座」の中で、聴覚障がい者に対する災害時の避難対応及び支援方法についての講義を行いました。

地域ささえあい名簿の作成と活用に向けた連携強化

- 令和3年度より、避難行動要支援者名簿の対象者のうち、外部提供の同意を得られた名簿である地域ささえあい名簿を作成し、自治会、民生委員・児童委員、消防等に提供しています。
- 地域ささえあい名簿を活用することで、「自治会」「民生委員・児童委員」等地域組織が連携し、災害時に備え、日頃の見守りや顔の見える関係をつくるため、要支援者の地域活動への参画を目指します。その実現に向けて、市と社会福祉協議会が連携し、地域の関係団体や支援者とともに「ふくし座談会」を開催し、緊急時・災害時対策を含む地域課題をテーマに協議し、連携強化に取り組んでいきます。

数値目標

活動指標	現状（R4）	目標
ふくし座談会の開催	17回／年	30回／年

(1) 福祉のまちづくりの推進



No.	項目	取り組み内容・目標
1	公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	公共施設や大規模施設等においてバリアフリー化を進め、障がいの有無にかかわらず、だれもが利用しやすい施設となるよう、整備を進めます。
2	バリアフリーマップ等の整備	主産業である観光業者やNPO法人と連携し、障がいの有無にかかわらず、来訪者を含むすべての人に本市を満喫していただけるよう、バリアフリーマップや宿泊施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインによる観光情報等を整備します。
3	バリアフリー法、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の周知・啓発	障がいのある人をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう、「バリアフリー法」、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」等の周知を図り、事業者等への理解促進と施設の整備、改善を働きかけます。
4	おもいやり駐車場の整備	- おもいやり駐車場を整備し、障がいのある人など、一般の駐車場を利用することが困難な人々が駐車しやすい環境づくりを進めます。 - おもいやり駐車場などの利用について市民の理解を深めるための啓発に取り組みます。

(2) 移動手段の整備



No.	項目	取り組み内容・目標
1	道路等交通環境の整備	障がいのある人が、安心して移動できるよう、関係各課と調整し、障がいのある人に配慮した道路等交通環境の整備がなされるように働きかけます。
2	移動の利便性確保	移動困難な人が外出のための支援を適切に受けられるよう様々な方法を検討しながら、ヘルパーの人材確保を推進します。

(3) 緊急時・災害対策の推進



No.	項目	取り組み内容・目標
1	避難行動要支援者の状況把握	- 災害時における避難行動の支援が迅速かつ適正に行えるよう、情報の収集等に努めます。 - 避難行動要支援者名簿の対象者の同意者名簿である地域ささえあい名簿の作成、情報の更新に努めます。
2	災害等緊急時における情報伝達体制の整備	- 自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防等と防災ネットワーク体制の整備を進め、災害等緊急時における情報伝達体制の整備に努めます。 - 緊急時の情報を効率的に伝達するため、防災行政無線やメール配信サービス等の多様な情報提供手段の利用を促進します。 - 避難行動要支援者名簿の対象者の同意者名簿である地域ささえあい名簿を作成し、自治会、民生委員・児童委員、消防等に提供します。 - 避難行動に備えた見守り活動を推進するため、地域との連携を強化し、支援に取り組みます。
3	地域防災体制の確立	- 自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防等と防災ネットワーク体制の整備を進め、災害等緊急時における避難・救援体制の整備に努めます。 - 避難行動要支援者名簿等を活用するなど、避難誘導体制の確立に努めます。
4	防災訓練への参加促進	- 自治会や自主防災組織等による防災訓練への障がいのある人の参加を促進できるよう地域の自主的な取り組みを支援します。 - 障がいのある人に対して、避難生活に必要な準備をしていくことの重要性を啓発します。
5	避難先での支援の充実	- 福祉避難所の運営方法を検討し、支援等が必要な人が安全に安心して避難生活を送れるよう、必要な物資の確保に努めます。 - 指定避難所においても、障がい特性に応じた必要な支援ができるよう、避難所運営のあり方について検討を進めます。 - 避難所等において支援等が必要な人が、障がい特性に応じたコミュニケーション支援や相談支援が受けられるよう、また必要な医療や、感染症の予防が速やかに行えるような保健・医療・福祉・介護等の支援体制の整備を促進します。
6	緊急時の通報手段の確保	障がいのある人の緊急時における通報手段として、緊急通報装置や携帯電話・インターネット端末機を利用した、メール・FAX・119番等の整備に努めます。

No.	項目	取り組み内容・目標
7	新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止及び発生時の支援	● 感染症の発生時に県や保健所等の関係機関と連携した支援体制を整備するとともに、障がいのある人や障がい福祉サービス等事業所に対する必要な支援を迅速に行います。

(4) 防犯対策の推進、消費者トラブルの防止及び被害者への支援



No.	項目	取り組み内容・目標
1	防犯対策の充実	● 犯罪被害を未然に防止するため、警察や関係機関と連携し犯罪及び防犯に関する情報を市広報誌への掲載やパンフレットの配布等で周知し、障がいのある人やその家族、地域での防犯意識の高揚を図ります。
2	消費者トラブルの防止及び被害者への相談支援	● 消費者からの相談に迅速に対応できるよう、相談窓口における消費生活相談員の確保や三重県消費生活センターとの連携を強化し、相談体制の強化・充実に努めます。 ● 自治会等と連携し、消費生活出前講座を開催するとともに、民生委員・児童委員や福祉関係者を対象に見守りのための消費生活出前講座を開催します。また、広報やチラシを活用した消費生活情報の提供・啓発にも努めます。 ● 学校において、子どもたちの実態に即した消費生活について指導を行い、子どもたちが正しい知識を持てるよう、より良い消費者教育を推進します。

6 障がいのある子どもに対する福祉と教育の充実

◆現状◆

- 支援担当の保育士、保健師及び特別支援教育担当の指導主事が保育所や幼稚園・こども園等に出向き、集団生活の場で子どもの様子を確認した上で、指導計画を作成し保護者とも連携を図りながら具体的な支援を行っています。
- 志摩市総合教育センターの教育相談事業として電話相談、面談による相談を実施しています。また、志摩市総合教育センターでは、お子さんの教育のことで悩みや不安をかかえている保護者の方や、お子さん自身を対象に、臨床心理士によるカウンセリングも実施しています。
- 手帳所持者アンケート調査によると、障がいのある児童の保育や教育について必要なことは、「もっと周囲の児童・生徒、またはその保護者に理解してほしい」、「障がい特性に応じた配慮をしてほしい」、「発達障がいのある児童に対する特別支援教育を充実させてほしい」の割合が高くなっています。
- 障がい児アンケート調査によると、「相談する場所」「学校との連携」「放課後等デイサービスの機能拡充」、などへのニーズの声がありました。
- 障がい児アンケート調査では、今後心配なことは、「仕事や就職のこと」、「就学や進学のこと」が高い数値となっています。
- 障害福祉計画策定委員会では、今後必要なこととして「職員のスキルアップ」「保護者同士が話し合える場の充実」「パーソナルファイル（はぐくみファイル）の活用」などの意見が上がりました。
- 三重県教育委員会より派遣されるスクールカウンセラーを市内の小・中学校に配置し、児童・生徒や保護者の心理相談や教職員のサポートを推進しています。またスクールソーシャルワーカーと児童・生徒の在籍する学校の教員等が連携・情報共有を行うことで、障がいのある子どもに対する福祉と教育の充実も図っております。

◆課題◆

障がい児アンケート調査結果によると障がい児の保護者の回答では、将来の生活や介助者がいなくなることなど、先々における不安や心配を抱えている様子がうかがえます。様々な負担や不安、ストレス等が積み重なることは、虐待につながるおそれもあるため、保護者への支援も重要です。発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちの実態や発達上の課題をふまえ、必要な支援を行うとともに、一人ひとりの可能性をできる限り伸ばす視点を大切にした取組を発達の早期から進める必要があります。

早期からのきめ細かな支援が重要です。障がい児一人ひとりの個性を生かしながら

将来の自立を見据えて、子ども本人に対する支援のほか、保護者に対しても、精神的な支援や療育についての指導を行うなど、療育相談支援の充実を図る必要があります。

また、療育に関する障害福祉サービスについては、市内に就学児童が利用できる放課後等デイサービスの事業所が1箇所ありますが、未就学児童を対象とした児童発達支援の事業所は市内にはなく、市外の事業所を利用している状況です。

◆施策の方向性◆

障がい児へのサポートはノーマライゼーションの理念に基づき進める必要があります。そのため障がい児が地域で不自由なく生活を送ることができるよう、障がい児やその家族に対する相談支援体制の充実や、療育・教育における支援の充実を目指します。また、この理念を浸透させるために、子どもの頃から福祉や障がいに対する理解を深めることができるよう、福祉についての教育や保護者への啓発を推進します。

さらには、障がいのある児童が適切な支援が受けられるように市の関係部署・関係機関等と連携して、相談体制や保育・教育環境の整備に努めるとともに、はぐくみファイル（志摩市版パーソナルファイル）の活用の推奨をはじめとした、在籍機関移行時における円滑かつ確実な支援情報の引継ぎを進める等、切れ目ない支援体制の一層の充実を図ります。

障がい児及び障がい児の保護者へのアンケート調査では市内に療育施設の設置を望む声が確認できました。そのため、保育所等の既存の建物や人材を活かして市内に児童発達支援等の療育の場を提供できないか、障がい児支援の協議の場において、関係機関と今後の方針について協議を実施します。また、伊勢市おおぞら児童園の職員が、保育所や幼稚園等、小学校などに訪問し、障がいある子どもに対して必要な支援や環境整備を行う「保育所等訪問支援」のサービスについて、周知・啓発します。

重点取組⑥ 発達障がい児支援

【取り組み状況】

支援担当の保育士、保健師及び指導主事が保育所や幼稚園等、学校に出向き、集団生活の場で子どもの様子を確認したうえで指導計画を作成し、保護者や担任等と連携して具体的な支援に努めていきます。また、必要に応じて市の「子ども相談」につなげ本人に合った支援方法の提案や、個別療育や集団療育（ステップアップ教室・しまっこ教室）を実施します。

保育所や幼稚園等、学校からの情報や直接現場の様子を把握し、支援の必要な子どもについては、必要に応じて研修を受けた加配保育士、介助員、学習支援教員を配置します。

また、各学校では校内委員会を設置し、特別支援教員のコーディネーターを中心に、障がいのある子どもにかかわる教員同士で、より良い支援についての検討や「個別的教育支援計画」の見直しを図っています。

令和4年度より、志摩市版パーソナルファイルである「はぐくみファイル」の配付を開始し、「子ども相談」や「障害児通所支援の利用相談」等の際に保護者へ配付をしています。令和4年度からの配付で配付件数は100件を超えたところです。

発達障がい児に対する一貫した支援の充実

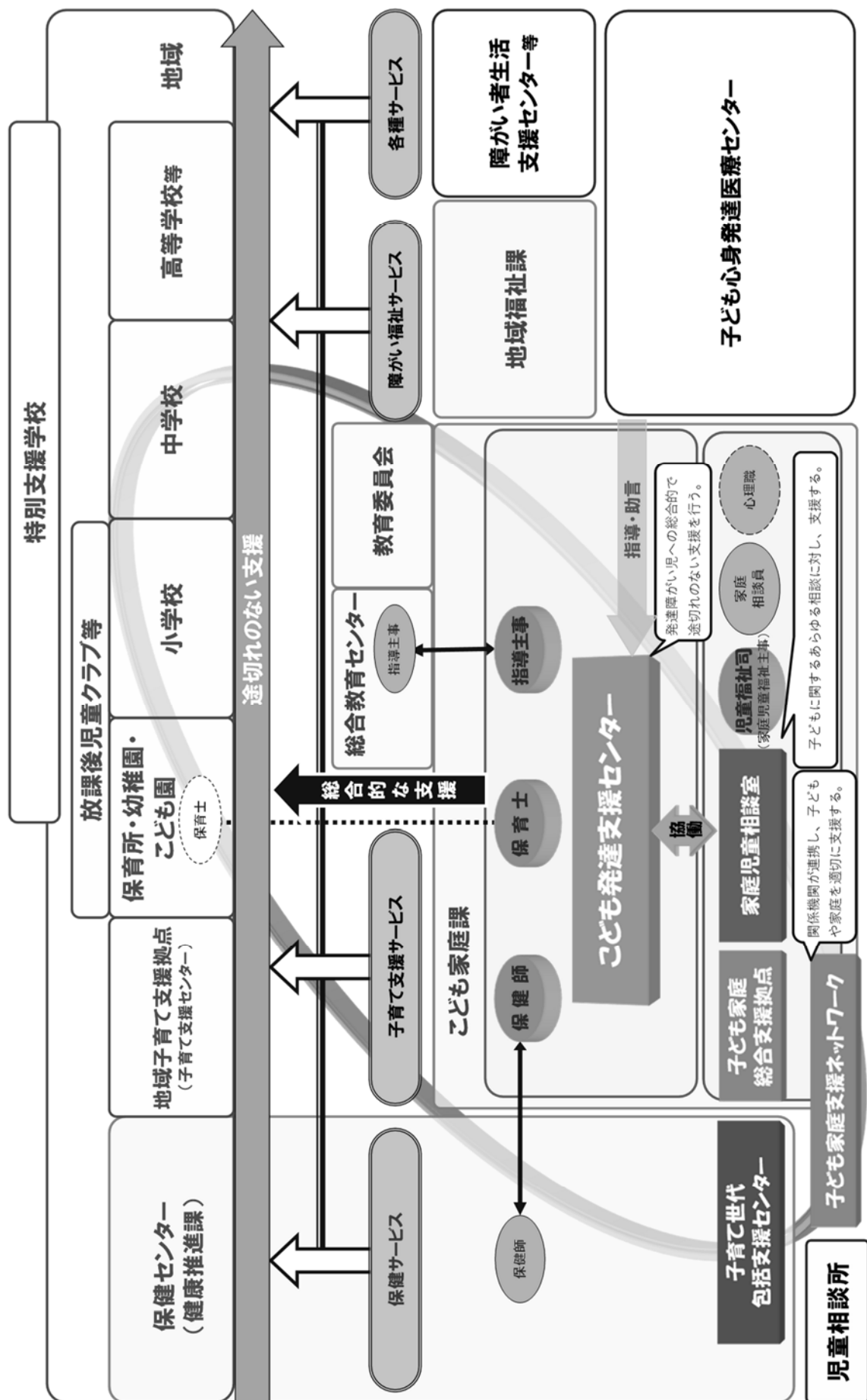
- 伊勢志摩圏域の児童発達支援センター「伊勢市おおぞら児童園」の児童発達センターとしてのコーディネート機能や、支援機能を活用、また専門性のある支援機関との連携により、障がい児支援に関する協議の場の持ち方、運営の方法について検討を行い、各機関の連携をさらに深め、療育、教育、福祉、就労等の相談に応じられる体制を整えます。

また、教育や療育に特別なニーズのある子どもを適切に支援するための幅広い職員の人材育成にも取り組み、関係機関が連携した発達障がい児への支援体制の充実を図ります。

数値目標

活動指標	現状（R4）	目標
関係機関が連携する支援会議の実施	3回／年	3回／年

志摩市発達障がい児支援体制図



(1) 療育・保育・教育における支援体制の充実



No.	項目	取り組み内容・目標
1	早期発見・療育体制の充実	● 集団健診等を行い、障がいの早期発見、治療、療育に対応します。 ● 今後も個別指導に取り組み、きめ細かな対応に努めます。 ● 障がいのある子どもを持つ親の相談対応に引き続き取り組みます。
2	相談体制の充実（発達相談）	● 今後も、適切なアセスメント等を行い、日常生活に関する助言を行います。 ● 引き続き、家庭児童相談室や発達障がい児支援体制等で、様々な相談に対応できるよう、支援体制の充実に努めます。
3	発達段階に応じた療育体制の充実	● 引き続き、発達障がい児支援体制の中で、保育所・幼稚園等、学校等を支援し、在籍機関での子どもの発達段階に応じた療育体制の充実に努めます。 ● 今後も、各種研修を通じ、職員の発達への支援におけるスキルアップを図ります。
4	発達障がい児支援の充実	● 発達障がい児支援体制による関係機関の支援、助言力のスキルアップに引き続き取り組み、学習障がいや注意欠陥・多動性障がい等、発達障がいの早期発見に努めます。 ● 障がいのある子どもが発達に応じた適切な支援が受けられるよう、児童発達支援等、引き続き体制づくりに努めます。 ● 子どもの発達を記録していく志摩市版パーソナルファイル「はぐくみファイル」の配付を継続し、より良い活用方法により切れ目のない支援につなげていくよう努めます。
5	障がいのある子どもを持つ親への支援体制の充実	● 妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るため、関係各課・機関と連携し、支援体制の充実に努めます。障がいによる症状、子どもの感じている困難の軽減、保護者が不安や悩みを打ち明けられる環境づくりのため、「ペアレントトレーニング」の実施を検討します。
6	障がい児支援利用計画の作成	● 関係機関との連携に基づき、適切な支援が行えるよう相談支援専門員のスキル向上に努めます。 ● 障がい児支援利用計画については、学校教育における「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」と連携し、本人の自立を支援する効果的な計画となるよう努めます。
7	医療的ケア児の支援	● 医療的ケアが必要な子どもについて、適切なケアが行える体制を整備します。 ● 学校における、「医療的ケアガイドライン」の策定を行います。

(2) インクルーシブ教育システムの構築



No.	項目	取り組み内容・目標
1	障がいのある子どもに対する教育の充実	● 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成を通して子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行います。 ● 就学後の子どもへの教育的支援の内容等を学校に助言するなど、就学支援の充実を図ります。 ● 小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を準備します。 ● 子どもの自立を励まし援助するために、発達特性に応じた介助員等の配置・充実に努めます。
2	教職員の専門性の向上	● 障がいのある児童・生徒一人ひとりの状態や、状況に応じたきめ細かな教育を行えるよう、教職員の専門性の向上に向けた取り組みに努めます。各学校においては特別支援教育コーディネーターを中心に校内の支援体制の充実に努めます。 ● 県等が主催する各種研修会への参加を奨励します。 ● 特別支援学校と市内各学校の教職員との実践的な交流や、特別支援学校の研究会への積極的な参加を推奨します。
3	就学相談・教育相談の充実	● 関係機関の協力を得て、それぞれの子どもの発達検査・相談を行い、適切な就学支援につなげます。 ● 保育所・幼稚園等や学校等での効果的な保育・指導・支援の方策について助言します。 ● 就学先の支援についての情報提供や具体的な支援方法等について、関係機関と連携しながら継続的に相談を実施します。 ● 乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な相談支援を行うため、特別支援学校をはじめ、関係機関等とのネットワークを形成し、体制の整備を進めます。 ● 家庭児童相談室や発達障がい児支援体制の相談支援において、就学や教育に関する相談対応を実施します。 ● 家庭児童相談室や発達障がい児支援体制を充実させる中で、関係機関との連携強化に取り組みます。
4	学校施設の整備	● 障がいや発達課題に応じた学習を進めるための教具・教材の充実に努めます。 ● 学校施設における段差の解消やスロープ、手すり等の設置、トイレの改修を進めます。 ● 新規施設計画の際には、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例(UD条例)」を遵守し、整備を行います。

No.	項目	取り組み内容・目標
5	放課後・長期休暇中の居場所づくりの実施	障がいのある子どもの放課後や夏休み等における日中活動の場を確保するため、放課後等デイサービスの充実に努めます。
6	卒業後の進路選択への支援	中学校・高等学校(特別支援学校高等部)を卒業する障がいのある子どもが、就労以外の多様な進路を選択できるよう、自立訓練の充実等、進路選択の支援に努めます。



啓発展示活動（志摩高校文化祭）

第5章 障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画

第7期志摩市障がい福祉計画

1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和5年5月19日厚生労働大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画を定めるにあたっての基本的な指針となっています。

この指針において、設定された「達成すべき基本的な目標」（成果目標）のうち、本市の障害福祉計画に関連する項目ごとに、以下のとおり目標値を設定しました。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標	説明
令和8年度までに地域生活へ移行	4人	令和4年度末入所者数（52人）の6%以上が移行
令和8年度末時点施設入所者数	50人	令和4年度末入所者数（52人）から5%を削減

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標	説明
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年4回の開催	志摩市地域自立支援協議会「障がい者地域生活支援会議」の実施回数
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人	志摩市地域自立支援協議会「障がい者地域生活支援会議」への参加者数（最大/回）
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年4回の開催	志摩市地域自立支援協議会「障がい者地域生活支援会議」各回にて評価を実施

(3) 地域生活支援の充実

項目	目標	説明
地域生活拠点等の確保及び機能の充実	年1回 検証・検討	地域生活支援拠点等について、既に整備済で、令和5年10月現在で21の事業所の登録があります。今後は、コーディネーターの配置など相談支援を中心に効果的な連携・支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証、検討を実施します。
強度行動障害を有する者への支援体制【新規】	支援体制を 確保	志摩市又は伊勢志摩圏域において支援ニーズを把握し、志摩市地域自立支援協議会の場合等を活用して支援体制を確保します。

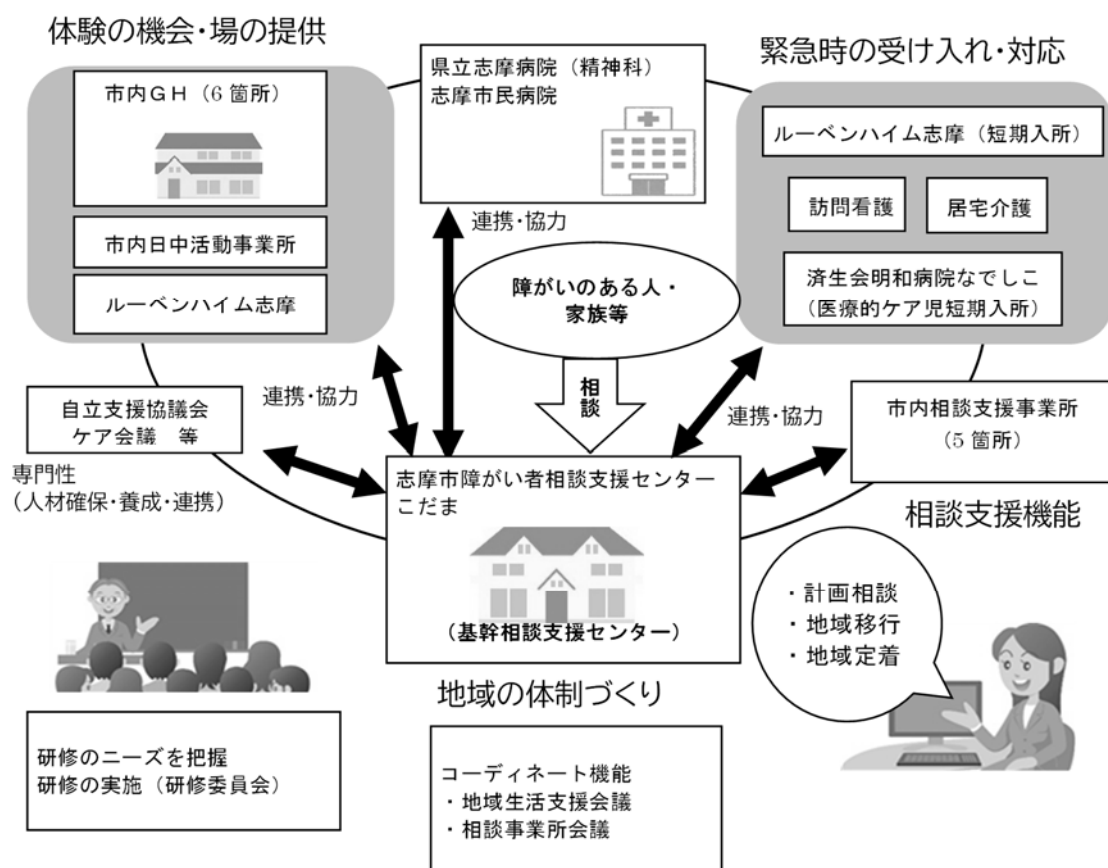
(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標	説明
令和8年度の一般就労移行者数	6人	令和3年移行者数3人の1.28倍
【就労移行支援事業】の 令和8年度の一般就労移行者数	1人	【就労移行支援事業】 令和3年度移行者数0人の1.31倍
【就労継続支援A型事業】の 令和8年度の一般就労移行者数	2人	【就労継続支援A型事業】 令和3年度移行者数1人の1.29倍
【就労継続支援B型事業】の 令和8年度の一般就労移行者数	3人	【就労継続支援B型事業】 令和3年度移行者数2人の1.28倍
一般就労へ移行した支援事業所数 【新規】	1事業所	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合5割以上
就労定着支援事業の利用者数	2人	令和3年度実績1人の1.41倍以上
就労定着率一定割合以上の 就労定着支援事業所数	1事業所	就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合2割5分以上

(5) 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標	説明
相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターは設置済のため、その機能の充実を図ります。具体的には、コーディネーター機能の活用とし、相談支援従事者の人材育成、相談支援ネットワークの構築、相談支援従事者への助言・指導などに取り組めます。
地域サービス基盤の開発・改善等【新規】	地域サービス基盤の開発・改善の実施	既存の地域資源で対応できないサービス（生活支援）のニーズを特定し、協議会を活用して社会資源の開発・改善を行うものです。市では志摩市地域自立支援協議会「障がい者地域ケア会議」等において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組んでいます。今後も関係機関と連携を図りながら、更なる改善等に取り組めます。

◆ 志摩市における地域生活支援拠点（面的整備型）のイメージ図



(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る 体制の構築

項目	目標	説明
障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	体制の構築	サービスの質の向上のための体制を構築します。

取組事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	2人	2人	2人
②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	無	無	有 (1回)

① 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用については、三重県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修へ各年度2人が参加することを目標とします。

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については令和8年度に1回実施することを目標とします。

2 障害福祉サービス等の利用実績と利用見込み

(1) 訪問系サービス

居宅介護

居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい、もしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有し常時介護を要する人に、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障がい者に意思疎通を図るうえでの支援等を行います。

同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際の必要な援助を行います。

行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等必要な援助を行います。

重度障害者等包括支援援護

常時介護を要する障がい者で意思疎通を図ることに著しい支障があり、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供します。

■利用状況

サービスの種類		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
居宅介護	人数	74	73	74	74
	時間	1,078	1,018	1,104	1,161
重度訪問介護	人数	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0
同行援護	人数	22	21	23	24
	時間	258	244	259	273
行動援護	人数	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0
重度障害者 等包括支援	人数	0	0	0	0
	利用 単位	0	0	0	0

(人数：1月あたりの利用人数 時間：1月あたりの利用時間)

見込量の算定

居宅介護、同行援護

過去のサービス量実績値を基に幾何平均により見込量を算出しました。

重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援

過去のサービスの利用実績が0であり、今後の利用見通しも現段階でないことから見込量を0と設定しました。

今後の方向性

- 同居家族の高齢化により、訪問系サービスのニーズが高まることが予測されます。特に、居宅介護については、手帳所持者アンケート調査結果等においてもニーズが高いことから、サービス供給量の増加に努めます。(P34 参照)
- 本市外の事業所の情報を収集し、広域的に必要なサービスの確保に努めます。

■利用見込み

サービスの種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人数	74	74	74
	時間	1,221	1,283	1,348
重度訪問介護	人数	0	0	0
	時間	0	0	0
同行援護	人数	25	25	26
	時間	287	302	318
行動援護	人数	0	0	0
	時間	0	0	0
重度障害者 等包括支援	人数	0	0	0
	利用 単位数	0	0	0

(人数：1月あたりの利用人数 時間：1月あたりの利用時間)

(2) 日中活動系サービス

生活介護

常時介護が必要な人に、主として昼間において、入浴・排泄・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の場を提供します。

自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある人又は難病等対象者に、事業所への通所又は自宅への訪問により、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を行います。

自立訓練（生活訓練）

知的障がい又は精神障がいのある人に、事業所への通所又は自宅への訪問により、入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

就労選択支援（令和6年度新設）

障がいのある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを行います。

就労移行支援

一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上を図るために必要な訓練を行います。

就労継続支援（A型・B型）

一般企業などへの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。利用者が当該事業所と雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばず訓練などを受けるB型があります。

就労定着支援

障がいのある人に、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

療養介護

医療が必要な人であって、常時介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護など、主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援護を行います。

短期入所

在宅で障がいのある人を介護している保護者が、病気、冠婚葬祭などの場合に、夜間も含め施設で入浴や排泄、食事の介護などの支援を行います。

■利用状況

サービスの種類		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
生活介護	人数	136	138	139	140
	日数	2,330	2,306	2,348	2,350
自立訓練 (機能訓練)	人数	2	1	0	2
	日数	32	16	0	32
自立訓練 (生活訓練)	人数	1	3	3	3
	日数	1	45	29	45
就労移行支援	人数	4	3	3	4
	日数	45	43	45	45
就労定着支援	人数	0	1	1	1
就労継続支援 (A型)	人数	57	52	53	55
	日数	1,146	1,054	1,047	1,100
就労継続支援 (B型)	人数	208	203	199	200
	日数	3,685	3,572	3,488	3,600
療養介護	人数	5	4	4	5
短期入所 (福祉型)	人数	12	10	6	10
	日数	79	51	41	60
短期入所 (医療型)	人数	1	1	1	1
	日数	3	1	6	6

(人数：1月あたりの利用人数 日数：1月あたりの延べ利用日数)

見込量の算定

生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）

生活介護については過去のサービス量実績値を基に幾何平均により見込量を算出しました。自立訓練については、過去のサービス量実績値を基に見込量を算出しました。

就労選択支援、就労移行支援

就労移行支援については過去のサービス量実績値を基に見込量を算出しました。
なお、就労選択支援については、令和6年度からの新規事業であり実績から利用量を見込むことはできないため、令和7年度からの利用見込人数を4人、利用見込日数を40日と見込みました。

就労定着支援、就労継続支援（A型・B型）

就労定着支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型については過去のサービス量実績値を基に見込量を算出しました。

療養介護、短期入所

過去のサービス量実績値を基に見込量を算出しました。

今後の方向性

□生活介護等の日中活動の場は、障がいのある人の生活の場として、重要な場所となっています。事業所との連携を強化し、必要量の確保に努めます。

（市内生活介護事業所数：12 箇所）

□手帳所持者アンケート調査結果では、就労継続支援（A型・B型）の今後の利用意向が最も高く、就労については、多様な雇用の場を設けることによって必要量を確保するとともに、今後のニーズの増加を見込み、必要量の確保に努めます。

（市内就労継続支援事業所数：A型 3 箇所、B型 11 箇所）

□本市外の事業所の情報を収集し、広域的に必要なサービスの確保に努めます。

■利用見込み

サービスの種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人数	140	140	140
	日数	2,350	2,350	2,350
自立訓練 （機能訓練）	人数	2	2	2
	日数	32	32	32
自立訓練 （生活訓練）	人数	3	3	3
	日数	45	45	45
就労選択支援 【新規】	人数	0	4	4
	日数	0	40	40
就労移行支援	人数	4	4	4
	日数	45	45	45
就労定着支援	人数	1	1	2
就労継続支援 （A型）	人数	55	55	55
	日数	1,100	1,100	1,100
就労継続支援 （B型）	人数	200	200	200
	日数	3,600	3,600	3,600
療養介護	人数	5	5	5
短期入所 （福祉型）	人数	10	10	10
	日数	60	60	60
短期入所 （医療型）	人数	1	1	1
	日数	6	6	6

（人数：1月あたりの利用人数 日数：1月あたりの延べ利用日数）

(3) 居住系サービス（共同生活援助（グループホーム）等）

自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

共同生活援助

主として夜間に、共同生活を営む住居における相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

施設入所支援

施設の入所者を対象として、障害者支援施設において、主として夜間に入浴、排泄、食事の提供などを行います

■利用状況

サービスの種類		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
自立生活援助	人数	0	0	0	0
共同生活援助	人数	48	51	57	60
施設入所支援	人数	55	53	51	50

（人数：1月あたりの利用人数）

見込量の算定

自立生活援助

過去のサービスの利用実績が0であり、今後の利用見通しも現段階でないことから見込量を0と設定しました。

共同生活援助

過去のサービス量実績値を基に幾何平均により見込量を算出しました。今後も地域生活への移行促進に伴い、利用希望者数の増加が想定されます。

施設入所支援

過去のサービス量実績値を基に見込量を算出しました。

今後の方向性

□共同生活援助(グループホーム)については、手帳所持者アンケート調査結果では親亡き後の生活を考え、ニーズが高まっている状況があります。グループホームの創設を検討している事業所がある際は、三重県と連携し施設等整備事業補助金の活用を検討します。

(市内グループホーム数：6箇所)

□施設入所支援については、国の成果目標を踏まえた見込量の算出ですが、障がいの重度化によっては、必要なサービスです。市内に入所施設は1箇所ですが、市外の入所施設の利用を鑑み必要以上に減少させないよう、確保に努めます。

□本市外の事業所の情報を収集し、広域的に必要なサービスの確保に努めます。

■利用見込み

サービスの種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人数	0	0	0
共同生活援助	人数	68	74	80
施設入所支援	人数	50	50	50

(人数：1月あたりの利用人数)

(4) 相談支援サービス

計画相談支援

障がい福祉サービスを申請した障がいのある人について、サービス等利用計画の作成及び支給決定後の利用状況の検証（モニタリング）を行います。

地域移行支援

入所施設に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人について、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

地域定着支援

居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■利用状況

サービスの種類		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
計画相談支援	人数	119	123	123	127
地域移行支援	人数	0	0	0	0
地域定着支援	人数	0	0	0	0

（人数：1月あたりの利用人数）

見込量の算定

計画相談支援

過去のサービス量実績値を基に、令和3年度から令和4年度の傾向を踏まえ見込量を算出しました。

地域移行支援、地域定着支援

過去のサービスの利用実績は0ですが、障がい福祉サービスとして挙がってこないものの現在でも実施されている支援もあり、それらの支援を障がい福祉サービスと結びつけて取り組むことを想定し見込量を設定しました。

今後の方向性

- 令和5年8月に市内の特定・障害児相談支援事業所の登録が1箇所増え、市内の事業所数が5箇所となりました。今後は、計画相談のニーズの増加や困難事例への対応のため、サービス等利用計画を担当する相談支援専門員の質の向上に努めます。また、人員体制の整備を図るため、必要な支援等を実施します。
- 施設または医療機関から地域生活への移行を希望する障がいのある人に対し、本市においては相談支援事業者や施設、医療機関等の地域の関係機関と連携し、必要に応じて支援を図ります。
- 本市外の事業所の情報を収集し、広域的に必要なサービスの確保に努めます。

■利用見込み

サービスの種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人数	129	131	131
地域移行支援	人数	1	1	1
地域定着支援	人数	4	5	5

(人数：1月あたりの利用人数)

3 地域生活支援事業の実施実績と実施目標

(1) 理解促進研修・啓発事業

- 障がいのある人が、日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を取り除くためには、障がいのある人に対する理解を深めることが必要です。
- 差別解消法や虐待防止法などについて様々な立場の人に応じた研修・啓発などにより、地域住民への働きかけを行います。

■実施状況

事業の種類		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
理解の促進研修・ 啓発事業	実施の 有無	有	有	有	有

今後の方向性

- ☐障がいのある人たちの理解に向けて、地域における各種交流活動につなげられるよう、講座の開催及び広報活動等に努めます。
- ☐実施にあたっては実施状況を勘案し内容の改善・拡充を図ります。

■実施見込み

事業の種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解の促進研修・ 啓発事業	実施の 有無	有	有	有

●障がいのある人が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人や地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

■実施状況

事業の種類		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
自発的活動 支援事業	実施の 有無	無	有	有	有

今後の方向性

□障がいのある人たちをはじめ、その家族、地域住民等による自発的な取り組みを促進できるよう、引き続き、地域ささえあい名簿の取り組みの推進を図るとともに、要支援者の人の避難訓練や関係団体による障がい及び障がいのある人への理解啓発を図るためのセミナー等を実施します。

□実施にあたっては、事業の周知を行い、利用者の拡大を図ります。

■実施見込み

事業の種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動 支援事業	実施の 有無	有	有	有

(3) 相談支援事業

障害者相談支援事業

地域の障がいのある人の福祉に関する疑問や課題に対し、本人やその保護者、又は介助する人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

基幹相談支援センター

総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。

基幹相談支援センター等機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、主任専門相談員を基幹相談支援センター等に配置することや、相談支援従事者の人材育成、相談支援ネットワークの構築及び相談支援従事者への助言・指導を行い、相談支援機能を強化します。

住宅入居等支援事業

一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して、関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

■実施状況

事業の種類		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
障害者 相談支援事業	箇所	1	1	1	1
基幹相談支援 センター	設置の 有無	有	有	有	有
基幹相談支援 センター等 機能強化事業	実施の 有無	有	有	有	有
住宅入居等 支援事業	実施の 有無	無	無	無	無

今後の方向性

- 基幹相談支援センターを中心に市内の5箇所の相談支援事業所と連携し、地域の社会資源の連携体制を構築します。
- 障がいのある人及びその家族が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営めるよう、ライフステージに応じて一貫した支援を受けられる相談支援体制の充実強化等の取り組みに努め、専門的な相談対応と地域の状況に根ざした情報提供に取り組めます。
- 専門性の向上のため差別解消法及び虐待防止法の研修を企画、実施し相談支援体制の充実と連携を図ります。

■実施見込み

事業の種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者 相談支援事業	箇所	1	1	1
基幹相談支援 センター	設置の 有無	有	有	有
基幹相談支援 センター等 機能強化事業	実施の 有無	有	有	有
住宅入居等 支援事業	実施の 有無	有	有	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

- 判断能力が不十分な知的障がいのある人及び精神障がいのある人について、障害福祉サービスの利用契約の締結などが適切に行えるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行います。

■実施状況

事業の種類		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 (人)	2	1	2	2

今後の方向性

- ☐ 本人もしくは親族申し立てによる成年後見制度の利用にあたっては、引き続き支援を実施しつつ、市長申し立てによる事業についても継続的に実施します。
- ☐ 相談支援事業と連携し、判断能力が不十分な人等の適切な利用を促進します。
- ☐ 制度の周知を図るとともに、関係機関と連携し、利用促進を図ります。

■実施見込み

事業の種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 (人)	2	2	2

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

- 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

■実施状況

事業の種類		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施の 有無	無	無	無	無

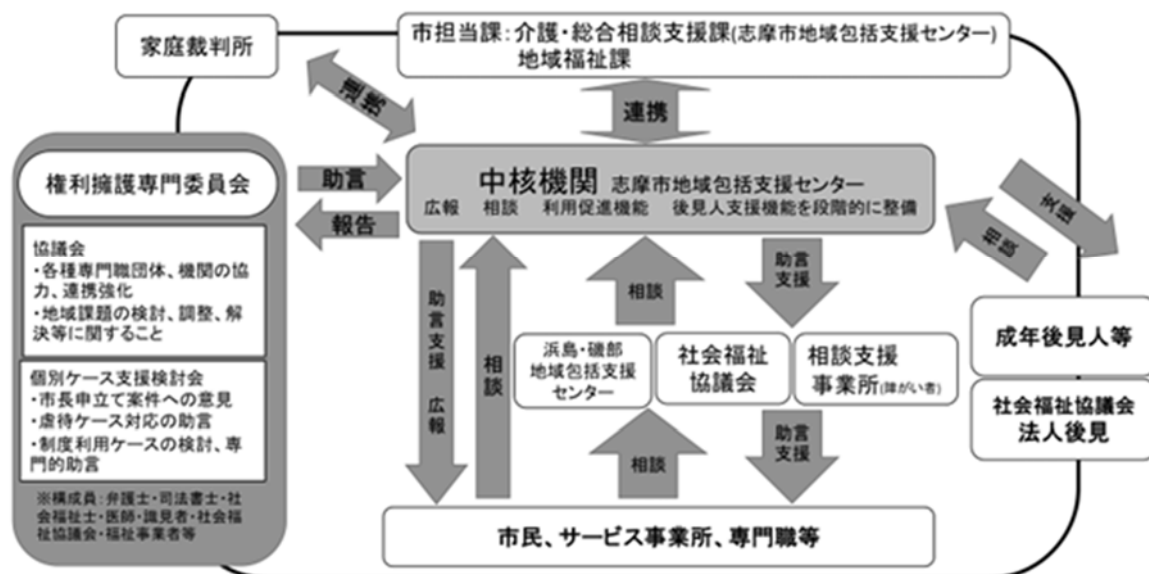
今後の方向性

- 地域連携ネットワークの中核機関である市の地域包括支援センターと成年後見制度法人後見支援を行っている社会福祉協議会が連携をし、支援体制の構築等を図ります。

■実施見込み

事業の種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施の 有無	有	有	有

志摩市の相談体制・地域連携ネットワーク



(6) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

●聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。

■実施状況

事業の種類		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
手話通訳者 設置事業	設置 人数	0	0	0	0
手話通訳・ 要約筆記者 派遣事業	派遣 人数	3	0	2	3

今後の方向性

- ☐新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、令和2年度以降の手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業の利用者数は減少していましたが、今後は増加することが予想されます。
- ☐研修の実施等により人材を確保・育成し、障がいのある人に対して言語や言語以外のコミュニケーション支援の充実を図ります。

■利用見込み

事業の種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者 設置事業	設置人数	1	1	1
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	派遣人数	5	5	5

(7) 日常生活用具給付等事業

- 障がいのある人などに対し、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修工事費を給付し、日常生活の便宜を図ります

介護・訓練支援用具

障がいのある人・児童の身体介護を支援する用具や、訓練に用いる用具

自立生活支援用具

障がいのある人・児童の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具

在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がいのある人・児童の在宅療養などを支援する用具

情報・意思疎通支援用具

点字や人工咽頭など、障がいのある人・児童の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具

排泄管理支援用具

ストマ用装具など、障がいのある人・児童の排泄を管理する用具

居宅生活動作補助用具（住宅改修）

障がいのある人・児童の居宅生活活動などを円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う用具

■実施状況

事業の種類		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
介護・ 訓練支援 用具	給付 件数	3	2	2	3
自立生活 支援用具	給付 件数	5	8	7	8
在宅療養 等 支援用具	給付 件数	5	11	6	11
情報・ 意思疎通 支援用具	給付 件数	5	5	18	18
排泄管理 支援用具	給付 件数	1,307	1,327	1,367	1,398
居宅生活 動作補助 用具	給付 件数	1	1	1	1

今後の方向性

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、令和2年度以降の利用者数は不規則な増減傾向となっていたため、今後は令和2年度から令和4年度における最大利用件数程度の利用が見込まれると予測します。
- 日常生活の自立や社会参加を支援するため、障がいの特性に応じて事業を利用できるよう提供体制を確保します。
- 各事業について周知を行い、利用促進を図ります。

■利用見込み

事業の種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	利用件数	3	3	3
自立生活支援用具	利用件数	8	8	8
在宅療養等支援用具	利用件数	11	11	11
情報・意思疎通支援用具	利用件数	18	18	18
排泄管理支援用具	利用件数	1,430	1,462	1,496
居宅生活動作補助用具	利用件数	1	1	1

(8) 手話奉仕員養成研修事業

- 聴覚に障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を営むことを支援するため、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。

■実施状況

事業の種類		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員 養成研修	修了者数	19	19	23	23

※養成研修が2か年のプログラムのため、令和2年度、令和3年度の2年で1期
令和4年度、令和5年度の2年で1期となる。

今後の方向性

- 手話奉仕員養成研修を実施し、修了者に対し継続して手話との関わりを持ってもらうための取り組みを実施します。

■実施見込み

事業の種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員 養成研修	修了者数	30	30	30

※養成研修が2か年のプログラムのため、令和6年度、令和7年度の2年で1期となる。

(9) 移動支援事業

- 屋外での移動が困難な人を対象に、外出の際の移動支援を行うことにより、地域における自立した生活や社会参加を促進します。

■実施状況

事業の種類		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
移動支援 事業	実利用者数	16	18	18	18
	利用時間 (時間)	739	650	846	850

今後の方向性

- 障がいのある人の社会参加の促進と、障がいのある人や子どもの自立や、潜在能力の向上につながる支援の充実に努めます。
- 実施事業所の実績と事業実施する上での現状や課題を把握するとともに、より良い方法での事業実施となるよう検討します。

■利用見込み

事業の種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用者数	18	18	18
	利用時間 (時間)	850	850	850

(10) 地域活動支援センター事業

- 障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

■実施状況

事業の種類		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
地域活動支援 センター事業	箇所/年	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0

今後の方向性

- 地域活動支援センターについては、現在市内に事業所はありませんが、ひきこもり支援の対策や居場所づくりのため、既存事業所において事業展開の可能性を見極め、支援体制の整備の方向性を検討します。

■利用見込み

事業の種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援 センター事業	箇所/年	1	1	1
	人/年	1	1	1

(11) 任意事業

知的障害者職親委託制度

知的障がいのある人の自立更生を図るため、一定期間、知的障がいのある人の更生擁護に熱意を有する事業経営者等に生活指導及び技能習得訓練等と委託し、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高め、福祉の向上を図ります。

日中一時支援事業

放課後や夏休みなどの長期休暇中の活動場所が必要な障がいのある児童や、一時的な見守りなどの支援が必要な障がいのある人を対象に、活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

■実施状況

事業の種類		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
知的障害者 職親委託制度	人/年	1	1	1	1
日中一時 支援事業	人/年	29	29	27	30

今後の方向性

- ☐ 知的障害者職親委託制度については、今後も事業内容の周知に努め、サービス利用の確保に努めます。
- ☐ 利用者の増加が見込まれている日中一時支援事業では、本事業を必要とする人へ適切に提供できるよう、事業者との連携を図りつつ事業を推進します。

■利用見込み

事業の種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
知的障害者 職親委託制度	人/年	1	1	1
日中一時 支援事業	人/年	30	30	30

第3期志摩市障がい児福祉計画

1 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和5年5月19日厚生労働大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害児福祉計画を定めるにあたっての基本的な指針となっています。

この指針において、設定された「達成すべき基本的な目標」（成果目標）のうち、本市の障害児福祉計画に関連する項目ごとに、以下のとおり目標値を設定しました。

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

項目	目標数値	説明
児童発達支援センターの設置	1か所	児童発達支援センターは、施設に通う子どもの通所支援や、障がいのある子どもや家族への支援、保育園や幼稚園などの障がいのある子どもを預かる機関との連携・相談・支援を行う施設です。伊勢志摩定住自立圏で運営されている「伊勢市おおぞら児童園」の適切な運営を継続するとともに、児童発達支援センターとしての支援機能を活用していきます。
障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	体制の構築	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制を構築するため伊勢志摩圏域の児童発達支援センターと連携を図ります。
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービスの維持	1か所以上	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所が、圏域に少なくとも1か所確保されている状況を今後も継続していきます。
医療的ケア児支援の協議の場の維持	協議の場の確保	三重県南部医療的ケア地域支援会議（「みえる輪ネット」）において保健、医療、障がい福祉、保育、教育等が連携を図る場を継続します。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	4人	現状4人の配置を継続していきます。（基幹相談支援センターに配置）

2 障害児通所支援等の利用実績と利用見込み

(1) 障害児通所支援

児童発達支援

障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。

放課後等デイサービス

就学している障がいのある児童に対し、授業の終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などのサービスを提供します。

保育所等訪問支援

障がいのある児童が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等で障害児通所支援を利用することが著しく困難な児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。

障害児相談支援

障害児通所支援を申請した障がいのある児童について、障害児支援利用計画の作成及び支給決定後の利用状況の検証（モニタリング）を行います。

■利用状況

サービスの種類		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
児童発達支援	人数	8	6	8	8
	日数	36	20	20	20
医療型児童 発達支援	人数	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人数	40	37	35	40
	日数	346	277	255	300
保育所等訪問 支援	人数	0	0	0	1
	日数	0	0	0	1
居宅訪問型 児童発達支援	人数	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0
障害児相談 支援	人数	13	12	12	13

(人数：1月あたりの利用人数 日数：1月あたりの延べ利用日数)

見込量の算定

児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援

過去のサービス量実績値を基に、令和3年度から令和4年度の傾向を踏まえ見込量を算出しました。なお、事業所数の増加により、今後さらに利用日数が増加する可能性があります。

市内放課後等デイサービス事業所数：1箇所

市内障害児相談支援事業所数：5箇所

保育所等訪問支援

過去のサービスの利用実績は0ですが、伊勢市おおぞら児童園が保育所等訪問支援のサービス提供が可能のため、今後の動向、ニーズによりサービス提供ができるよう見込量を算出しました。

居宅訪問型児童発達支援

過去のサービスの利用実績が0であり、今後の利用見通しも現段階でないことから見込量を0と設定しました。

今後の方向性

- 障がいのある児童への支援にあたっては、障害児通所支援事業所や福祉部局、学校や教育委員会の関係機関が相互理解の促進や連携を図り、支援の質を高められるよう努めます。
- 障がい児支援サービスについては、発達障害への認識が高まっており、子どもの発達に不安を感じた際に早期の発達支援を希望する保護者が増加することが予想されます。市内には、児童発達支援事業所、療育を提供する放課後等デイサービス事業所がないため、保育所等の既存の建物や人材を活かして市内に児童発達支援等の療育の場を提供できないかを障がい児支援の協議の場や近隣市町、関係機関と連携を図り、サービス提供体制の整備、資質向上のため、必要なサービス供給量の確保に努めます。

■利用見込み

サービスの種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人数	8	8	8
	日数	20	20	20
医療型児童発達支援	人数	0	0	0
放課後等 デイサービス	人数	40	40	40
	日数	300	300	300
保育所等訪問 支援	人数	1	2	3
	日数	12	24	36
居宅訪問型 児童発達支援	人数	0	0	0
	日数	0	0	0
障害児相談 支援	人数	13	13	13

(人数：1月あたりの利用人数 日数：1月あたりの延べ利用日数)

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

1. 市民・事業者・地域等との協働の推進

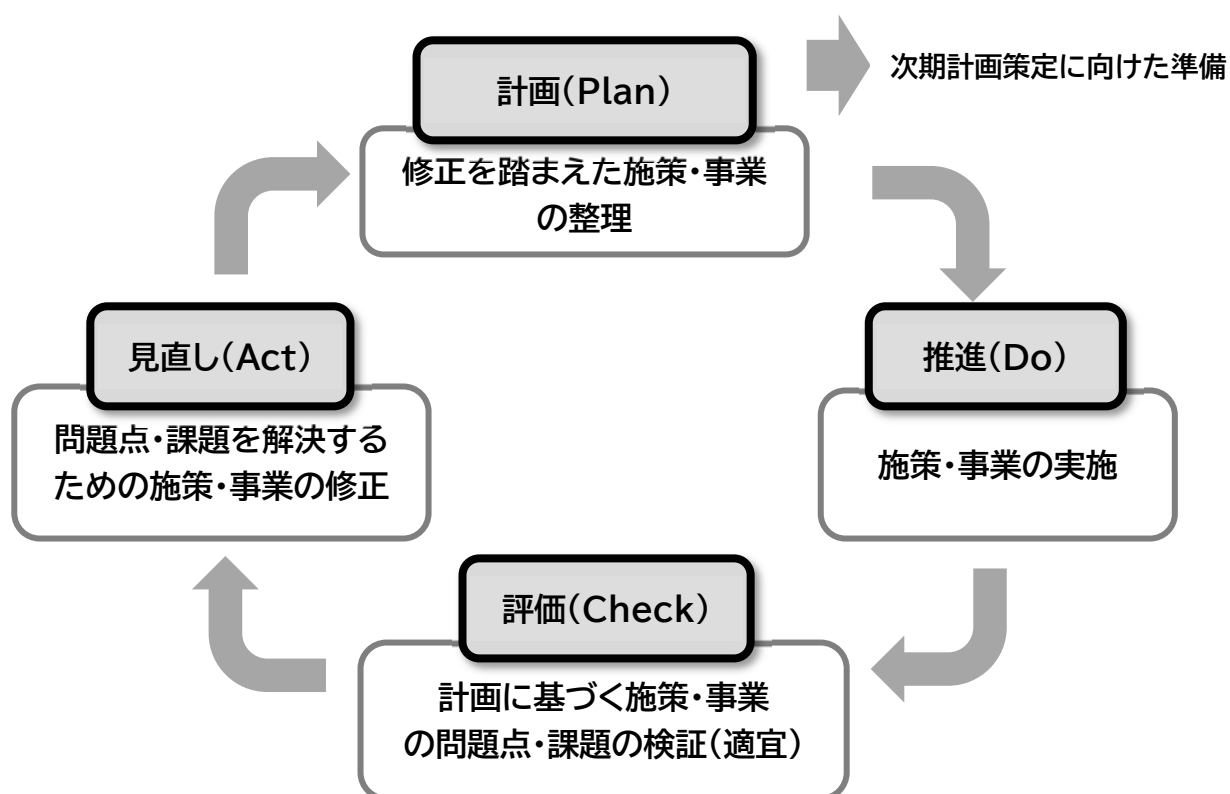
障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO、自立支援協議会、働くプロジェクト、地域啓発プロジェクト等、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

2. 障がいのある人のニーズの把握

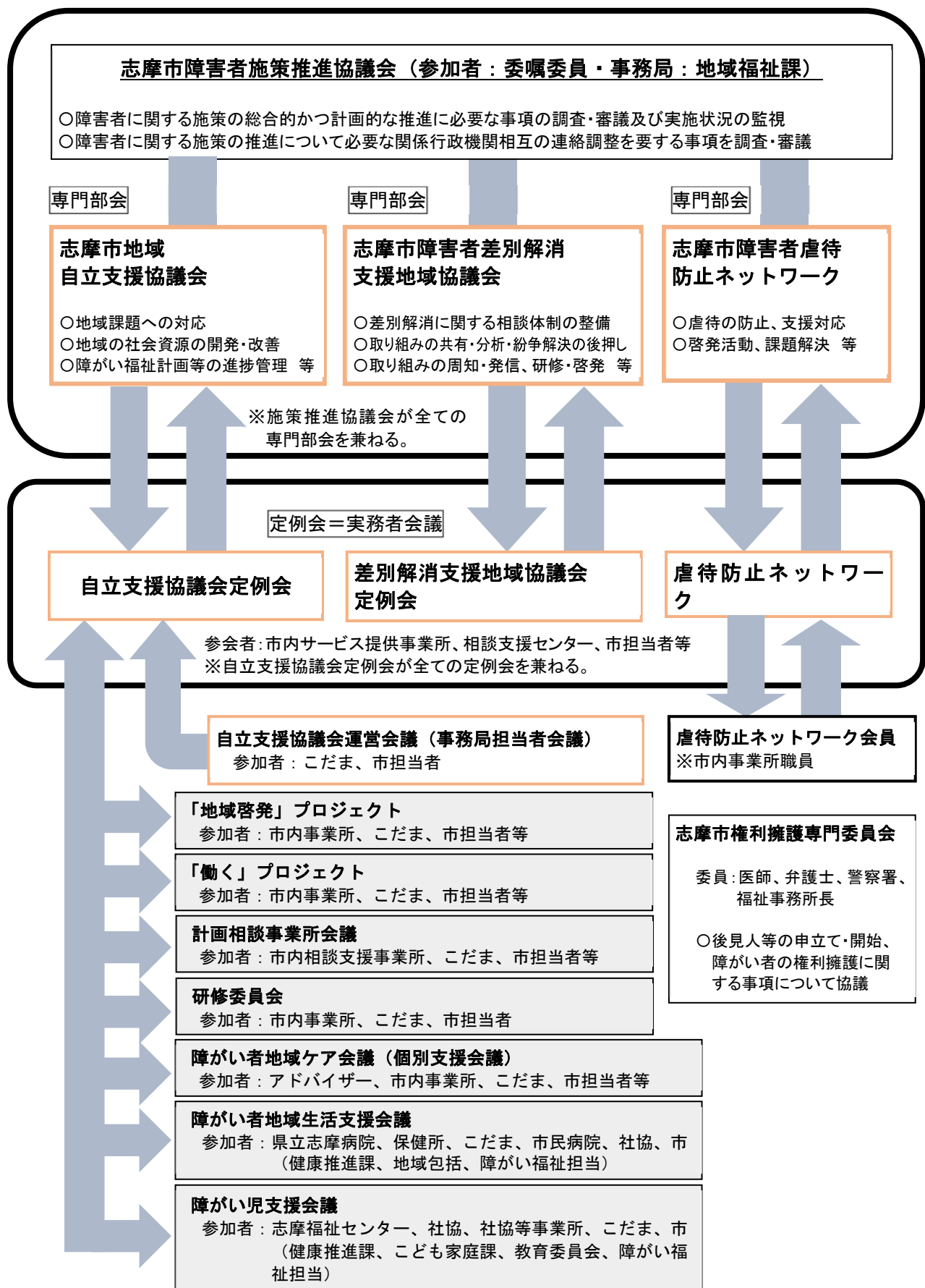
障がい福祉施策は、社会情勢によって変化するニーズを的確に把握しながら推進することが必要です。障がいのある人や関係団体と意見交換を行い、そのニーズの把握に努めます。

3. 計画の達成状況の点検及び評価

「PDCA サイクル」に基づいた計画の進捗管理を図るため、志摩市障害者施策推進協議会等に随時意見を聴きながら、各施策の実施状況等を点検及び評価します。



2 計画推進のための協働体制図



参考資料

1 志摩市障害者施策推進協議会条例

平成17年3月23日条例第10号

改正 平成18年3月31日条例第27号

平成24年3月27日条例第12号

平成25年9月27日条例第57号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、志摩市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 障害者団体の代表
- (3) 障害者福祉に関する事業従事者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 住民の代表
- (6) その他特に必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第5条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の諮問に応じ、専門的事項について審議し、意見を具申する。

3 専門部会に所属する委員は、会長が指名する。

4 専門部会に部会長1人を置き、当該専門部会に所属する委員の互選により定める。

5 専門部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、前条中「協議会」とあるのは「専門部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部地域福祉課に置く。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第27号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年9月27日条例第57号)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

2 志摩市障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成18年6月1日告示第61号

改正 平成25年3月25日告示第38号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づく志摩市障害福祉計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、広く意見を聴取し反映するため志摩市障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 障害者福祉に関する事業従事者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 住民代表
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画を策定した日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会は、専門の事項を協議させるため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属する委員は、委員長が指名する。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、会議の運営上必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月25日告示第38号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

3 関係委員等名簿

氏 名	役 職 等	備 考
木全 和巳	日本福祉大学 社会福祉学部 教授	識見を有する者
中村 眞彦	民生委員児童委員協議会連合会 部会長	
井谷 礼	有限会社 ウェルネット21	
齋藤 眞寛	NPO法人いろ葉	
西根 隆	伊勢人権擁護委員協議会 人権擁護委員	
小川 正次	志摩市障がい者福祉会 理事	障害者団体の 代表
山形 美弥子	志摩市心身障害児者連合会 会長	
北井 美鈴	精神障がい地域家族会 みしま会	
黒田 伸	ルーベンハイム志摩	障害者福祉に 関する事業従事者
濱口 道秀	社会福祉法人 四季の里	
曾我 良子	合同会社 心roadこころーど	
高橋 宏幸	志摩市社会福祉協議会 障がい福祉課 課長	
山本 弘純	志摩福祉センター 施設長	
陀保 鷹志	伊勢公共職業安定所 求人・専門援助部門	関係行政機関 の職員
竹谷 晋弥	三重県立特別支援学校 玉城わかば学園	
作野 淳代	三重県立度会特別支援学校	
阪本 朋美	三重県立志摩病院	
前田 弓子	伊勢保健所 地域保健課	
岡野 富美	志摩市教育委員会 指導主事	
谷口 陽一	志摩市福祉事務所長	
木戸 昌史	公募委員	住民の代表
井上 摩紀	公募委員	
岡野 麻美	公募委員	

4 計画策定経過

●計画の策定過程

日時	内容
令和5年7月5日（水）13:00～ 第1回 志摩市障害福祉計画策定委員会	①委員長、副委員長の選任について ②計画策定スケジュールについて ③アンケート・ヒアリング調査について ④基本方針について ⑤意見交換について
令和5年7月27日（木）～ 令和5年8月18日（金）	○アンケート・ヒアリング調査の実施 対象者 ①市内在住の18歳以上65歳未満の障害者手帳所持者 ②市内在住の障がい児及び障がい児の保護者
令和5年10月5日（木）13:15～ 第2回 志摩市障害福祉計画策定委員会	①志摩市障がい福祉計画等【案】の内容確認について
令和5年11月24日（金）～ 令和5年12月25日（月） ※32日間	○パブリックコメントの実施
令和6年1月10日（水）13:00～ 第3回 志摩市障害福祉計画策定委員会	①パブリックコメントの実施報告等について ②志摩市障がい福祉計画等【案】の内容確認について



計画策定委員会（会議）

5 用語の解説

▽ あ

意思疎通支援

障がいのある人となない人との意思疎通の支援のことです。聴覚障がいのある人との手話通訳や要約筆記、盲ろう者との触手話や指点字、視覚障がいのある人との代読や代筆、知的障がいや発達障がいのある人、重度の身体障がいのある人とのコミュニケーションボードによる意思の伝達などが挙げられます。

医療的ケア・医療的ケア児

医師の指導のもとに、保護者や看護師が日常的・応急に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいます。医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことをいいます。

インクルーシブ教育

障がいの有無にかかわらず子どもたちがともに学ぶ教育のことをいいます。障がいのある子どもが教育制度一般から排除されず、地域において教育の機会が与えられ、個人に必要な「合理的配慮」が提供される教育。障害者権利条約の教育の条項（第24条）に基づく理念である。

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）

SDGsは、2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っており、我が国も積極的に取り組んでいます。

NPO

Non Profit Organizationの略で、民間非営利団体と訳されます。日本においては、市民が自主的に組織し運営する、営利を目的としない市民活動団体という意味で用いられる場合が多くなっています。1998（平成10）年12月に施行された「特定非営利活動促進法（通称：NPO法）」により法人格を取得した団体を特定非営利活動法人（NPO法人）といいます。

▽ か

学習障がい（学習症、LD）

基本的には全般的な知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態をさします。

基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）などを、地域の実情に応じて実施する機関。平成 24 年度に障害者総合支援法により、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置することができるとされ、令和 6 年 4 月から設置が市町村の努力義務となりました。

共生社会

すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会をさします。平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「地域共生社会」の実現を掲げており、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すとしています。

権利擁護

知的障がい、精神障がい、認知症等により判断能力が十分でない場合に、財産侵害や不当な金銭消費貸借契約の締結、虐待などの不利益を被らないように、本人の自己決定権を尊重しながら、様々な権利が侵されないよう保護することをいいます。

高次脳機能障がい

頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害が生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難になる障がいのことです。

合理的配慮

障がいのある人が、障がいのない人と平等にすべての人権を享有し、日常生活又は社会生活を営むことができるよう社会的障壁（バリア）を取り除くにあたって、その実施に伴う負担が過重でない場合に、障がいのある人にとって必要とされる制度の整備及び支援を行うことをいいます。令和 6 年 4 月からは、障害者差別解消法の改正により、行政機関と同様に民間の事業所においても合理的配慮が義務化されます。

▽ さ

児童発達支援

児童福祉法に定める障がい児通所支援の一種で、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

自閉症

脳機能に何らかの質的な障がいがあると考えられ、「人間関係を作ることが苦手」「コミュニケーションのとり難さ」「特定のものへのこだわりや想像力の乏しさ」といった共通の特徴があります。

自閉スペクトラム症

自閉的な特徴のある状態をすべて連続したものとして捉える考え方です。

市民後見人

親族以外の市民による後見人のことです。弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約など本人を代理して行います。

社会モデル

不利益を個人の特徴と社会のあり方との相互作用から生じるものとし、社会の側にそれを改善する責務があると捉えます。2006年に採択された国際連合の「障害者の権利に関する条約」も社会モデルに基づくものです。

障害者基本法

障がいのある人のための施策の基本となる事項を定めた法律です。昭和45年に「心身障害者対策基本法」として制定され、平成5年に「障害者基本法」として全面的に改正されました。この際、障がい者とは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者と定義されました。また、平成16年、平成23年に一部改正が行われています。

障がい者週間

従来、国際障害者年を記念し、障がいのある人の福祉について国民の理解と認識を深め、障がいのある人があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として12月9日を「障害者の日」として定めていましたが、平成16年の「障害者基本法」改正により毎年12月3日から9日までの1週間が「障害者週間」と定められました。

障害者総合支援法

「障害者自立支援法」（平成17年法律第123号）の一部が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称、「障害者総合支援法」）に改題されたものです。正式名称は「地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）」で、施行日は平成25年4月1日です。

障害者の権利に関する条約

2006年12月、国連総会において採択され、障がいのある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障がいのある人に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めたうえで、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めています。

障害者優先調達推進法

国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がいのある人の就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がいのある人の就労施設等が供給する物品などに対する需要の増進を図るための法律で、施行日は平成25年4月1日です。

情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無等に関係なく、誰もが円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、情報通信機器、ソフトウェア、及びこれらによって実現されるサービスを支障なく操作または利用できるようにすることをいいます。

ジョブコーチ

障がいのある人の職業生活の安定を図るため、一緒に職場に入り、付き添って仕事や訓練をサポートしたり、職場内の人間関係の調整等にあたることで、職場環境等への適応を支援する指導員のことです。

自立支援協議会

障がい福祉にかかる多種多様な問題に対し、障がいのある当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関等地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うために、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会のことです。

身体障がい

先天的あるいは後天的な理由（疾病や事故等）で身体の一部が機能しない状態のことで、視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、脳性麻痺、内部障がい等があります。

精神障がい

意識、知能、記憶、感情、思考、行動といった機能障がいにより、社会生活に支障が出ている状態のことで、統合失調症、気分障がい、てんかん、精神薬物による中毒・依存等があります。

精神に障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステム

精神に障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるために、地域の医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助け合いが包括的に確保された総合的な支援体制をいいます。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度をいいます。

相談支援事業所

相談支援事業所には、障がいのある人からの総合的な相談支援を行う「委託相談支援事業所」、基本的な相談支援とともに、計画相談支援を行う「指定特定相談支援事業所」「障害児相談支援事業所」、基本的な相談支援とともに、地域移行支援、地域定着支援を行う「指定一般相談支援事業所」があります。

相談支援専門員

指定地域相談支援、指定計画相談支援、指定障がい児相談支援の提供にあたる相談支援従事者のことです。

▽ た

ダルク

ドラッグ(DRUG=薬物)のD、アディクション(ADDICTION=嗜癖、病的依存)のA、リハビリテーション(RIABILITATION=回復)のR、センター(CENTER=施設、建物)のCを組み合わせた造語で、覚せい剤、危険ドラッグ、有機溶剤(シンナー等)、市販薬、その他の薬物から解放されるためのプログラムを行っている民間団体のことです。

地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設のことです。

地域生活支援拠点

グループホームまたは障害者支援施設に付加された拠点で、相談（地域移行、親元からの自立等）、体験の機会・場（一人暮らしやグループホーム等）、緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、専門性（人材の確保・養成、連携等）、地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）等の機能を有し、障がいのある人の地域生活を支援するものです。なお、拠点を設けるのではなく、地域において複数の機関が機能を分担する仕組み（面的整備）も考えられます。

地域生活支援事業

「障害者総合支援法」に基づく事業で、介護給付や訓練等給付等によるサービスとは別に、地域での生活を支えるために市町村及び都道府県が主体となって取り組む様々な事業の総称です。

地域生活への移行

入所施設で生活する障がいのある人や、治療の必要が乏しいにもかかわらず病院に長期入院している障がいのある人が、自らの意思で、暮らしたいと望む地域に生活の場を移し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現することです。

地域包括ケアシステム

障がいや加齢、疾病を起因として生活に支援を要するようになったとしても、住み慣れた地域で、安心して尊厳あるその人らしい生活をできる限り続けられるよう、その人が必要とする支援に対応し、様々なサービスを、継続的・包括的に提供していくものです。

介護保険においては、住まい・医療・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が進められています。

知的障がい

社会生活に適応していく能力（記憶・知覚・運用する能力、理解・思考・判断等）の発達が遅滞し困難な状態のことで、主に発達期（18歳以下）に現れます。三重県では知能指数（IQ）を基準に使い、A1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）・B2（軽度）に分けられます。

注意欠陥・多動性障がい（注意欠如・多動症、ADHD）

年齢あるいは発達に釣り合いな注意力、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。

中核機関（成年後見制度）

権利擁護を必要とする方がどの地域にいても適切な支援へとつなげるため、保健、医療、福祉及び司法を含めた専門機関と本人を後見人とともに支えるチームによる権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」の中核となる機関です。

特別支援学級

知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい等の障がいのある児童・生徒のために、小・中学校に設置された学級です。

特別支援学校

従来のもう・ろう・養護学校といった障がい種別を超えた学校制度です。対象とする障がいは、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱で、障がいの程度が比較的重い子どもの教育を行う学校のことです。小・中学校等に対する支援等を行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有します。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うことです。

▽ な

難病

昭和47年に厚生省の定めた「難病対策要綱」によれば、①原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされています。

日常生活用具

日常生活上の便宜を図るための用具で、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居宅生活動作補助用具の6種類があります。

ノーマライゼーション

障がい者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法です。障がい者に対する取組みが、保護主義や隔離主義など必ずしもその人間性を十分に尊重したものではない状態に陥りがちであったことを反省、払拭しようとするもので、このノーマライゼーションの思想は、「障害者の権利宣言」の底流をなし、「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年行動計画」に反映されています。

▽ は

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものです。

バリアフリー

「障がいのある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）する」という意味で、建物や道路などの段差等、生活環境上の物理的障壁（バリア）の除去をいうことが多いですが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）の除去」という意味でも用います。

避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、乳幼児等のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のことをいいます。災害対策基本法の一部改正（平成 25 年 6 月）により、自治体による避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられています。

福祉的就労

一般就労が困難な障がいのある人が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練等を受けながら作業を行うことです。

福祉避難所

令和 3 年に災害対策基本法施行規則が改正され、高齢者や障がいのある方など、避難生活において、特別な配慮を必要とする方のために、バリアフリー化や多目的トイレなどが整備された社会福祉施設等を利用して開設される福祉避難所について、あらかじめ受入対象者として特定された人が避難する施設である指定福祉避難所の制度が創設されました。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がい者雇用の割合のことです。

▽ ま

民生委員・児童委員

「民生委員法」に基づいて市町村の区域に設置され、市町村議会議員の選挙権を有する者の中から適任と認められる者が、市町村・都道府県の推薦により厚生労働大臣から委嘱されます。

任期は 3 年で、職務は①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力等です。また、「児童福祉法」による児童委員も兼ねています。

▽ や

ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無等にかかわらず、できるだけ多くの人が快適に利用できるような製品や建造物、生活空間などのデザインのことをいいます。

要約筆記

聴覚に障がいのある人の知る権利を守り、社会参加を促進するための情報保障の手段のひとつで、話し手の話の内容を要約し、その場で文字にして聴覚に障がいのある人に伝達することをいいます。

▽ ら

ライフステージ

人生の各段階のことで、乳幼児期・就学期・成人期・高齢期等に分けられます。

表表紙 高山 敦子 さん
裏表紙 上田 幸絵 さん

上記の作品は、『アトリエ・エレマン・プレザン』のご厚意により、掲載させていただきました。

アトリエ・エレマン・プレザンとは

1991 年、英虞湾を臨む風光明媚な伊勢志摩国立公園の中に設立された、
ダウン症を持つ方々を中心としたプライベートアトリエです。
ダウン症を持つ人達は、その本質においてとても優れた資質を持っています。
私たちは彼らが自らのリズムで制作出来る環境を創り、
彼らの心が育ち、その活力が健康へつながることを目指しています。

お問合せ elementpresent1991@gmail.com

第7期志摩市障がい福祉計画 第3期志摩市障がい児福祉計画

第2期志摩市障がい者（児）計画 【中間見直し】

発行年月：令和6年3月
発行：志摩市役所 健康福祉部 地域福祉課
〒517-0592
三重県志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22
電話：0599-44-0283 FAX：0599-44-5260

